

I 継続的な学校防災活動の推進

1 学校における防災活動

学校における防災活動は、児童生徒等の防災対応能力の向上をめざす「防災教育」、児童生徒等の安全確保に向けた体制の充実をめざす「防災管理」、これらを推進する体制を整備する「組織的活動」の3つの要素がある。

防災活動を効果的に進めていくためには、この3つの要素を教育的活動の中に具体的に位置付けることが大切である。また、教職員の防災教育に対する指導力・災害時における災害対応能力を高める等その資質向上を図ることも大切である。

さらに校内の協力体制を整備し、教職員の共通理解と研修を行うとともに家庭や地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携を図り、地域ぐるみで児童生徒等を災害から守る環境を整えていく必要がある。

(注) 児童生徒等とは 園児，児童及び生徒をいう。

2 防災教育の推進

防災教育は、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものであり、地震・津波や火災等の災害が発生した場合には、状況を的確に判断し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を児童生徒等一人一人に育成することが大切である。

特に自然災害では、想定した被害を超える可能性が常にあり、周りの状況に応じて、即座に「行動につなげる態度」を育成することが重要であるとともに、避難訓練も含め日ごろから地域と連携した防災教育を推進し、児童生徒等に以下のような力を身につけていくことが大切である。

- ① 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- ③ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

※文部科学省 「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」

3 防災訓練の充実

(1) 基本的な対処行動の習慣と防災訓練の多様化

児童生徒等の安全を確保するため、さまざまな災害や場面を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を行う必要がある。また、教職員は防災訓練を通して、的確に状況を把握し、沈着冷静かつ機敏な態度でその場の状況に応じた臨機応変な行動をとれる防災対応能力を向上させることが必要である。

よって訓練では、机の下に入るなど安全確保のための基本的行動の習得とともに、児童生徒等が主体的に判断し危険を回避する判断力・行動力を養成する内容を盛り込むことも大切である。

また、交通機関や通信網が遮断されるなど、情報機能の混乱も予想されるので保護者、地域関係機関、教職員等の情報通信手段の多様化、分散化を図るとともに情報機器の操作方法を習得する。

災害発生時に、迅速かつ確実に情報収集、伝達ができるよう平常時からの電子メール、インターネット等の活用を基礎にしながら、避難訓練などで災害時のニーズを想定した実践的な活用を図る。

① 災害発生時の基本的な対処行動の習得

ア 身体保護などの第一次的安全確保

- ・ 教室、体育館、運動場などでの行動の習慣
- ・ 緊急地震速報等に対応した即時の行動の習慣

イ 二次災害の防止

- ・ 火気の始末
- ・ 周囲の安全の確保

ウ 協力的行動

- ・ 避難時のきまり（押さない、走らない、しゃべらない、もどらない）
- ・ 避難時の助け合い、負傷者の搬送と応急措置

② 多様な状況を想定した訓練の実施

ア 多様な時間帯での訓練

- ・ 授業時間
- ・ 休み時間

イ 教職員不在の状況を想定した訓練

ウ 様々な被災状況を想定した訓練

- ・ 火災などの発生箇所を変えた避難訓練
- ・ 放送設備が使用できない状況を想定した訓練

エ 登下校時を想定した訓練

オ 児童生徒等の引き渡し訓練

カ 地域と連携した訓練

キ 第二次避難場所へ避難する訓練

(2) 県及び市町村等の防災訓練への積極的な参加

① 家庭や地域の防災機関との連携

生徒等の登下校時における避難訓練の効果を高めるため、家庭や地域の防災関係機関と連携した防災訓練にも参加する。

② 地域ぐるみの防災（避難）訓練への参加

震災時には、地域社会との協力なしには学校が成り立たない。地域ぐるみの防災訓練に積極的に参加することにより、避難所運営に対する協力の在り方等災害時の対応について訓練する。

③ 消防署などの防災施設の見学や体験

消防署などの防災施設の見学や体験をとおして、広い意味での防災教育を充実する。

4 学校防災計画の作成と定期的な見直し

東日本大震災は、地震と共に大津波が発生し、多くの尊い命が犠牲となった。私たちは、この悲劇を想定外という言葉で終わらせるのではなく、この経験を生かして近い将来非常に高い確率で起こるとされる南海トラフ巨大地震に備える必要がある。そこで、学校においても、発災時に学校が各災害から児童生徒等の命を守るために具体的にどう対応するか、優先的に維持・復旧すべき拠点や機能を定め、各人員や組織が取るべき行動をマニュアル化することが大切だと考える。従って、今回の震災の教訓を生かして各学校が具体的な災害を想定し、その災害に対する対応をマニュアル化した学校防災計画の作成が必要である。

(1) 作成のポイント

まず、学校が災害時に実施すべき業務の整理が必要である。以下に箇条書きにしてみる。

(災害時に実施すべき業務の種類)

- ① 児童生徒等の安全確認と安全確保について
- ② ①の後の児童生徒等の下校あるいは保護者への引き渡しについて
- ③ 学校が地域の避難所として要請された場合の、避難所運営の支援に係る業務について
- ④ 災害により学校が被災した場合の、教育活動の再開に係る業務について

さらに、ライフラインの確保や通信手段の確保、施設の被害状況の確認、関係機関への連絡、協力等が考えられる。

災害が発生した為に生じた業務は前述の①②③④であるが、通常業務である教育活動の再開に向けて実施すべき業務を、

「A：止められないもの」

「B：教育環境復旧後、早期に再開するもの」

「C：教育環境が整うまで待てるもの」

に整理し、それぞれの学校に応じた対応をマニュアル化しておくことが大切である。

こうした考えに沿って、「Ⅱ 災害時の対応」で示した内容を参考に、それぞれの学校に対応した学校防災計画を作成していただきたい。

本マニュアルは、各災害の発生時に学校が児童生徒等の命を守るため、具体的にどのように対応するかを定める「学校防災計画」の作成・見直しの参考となるよう指針を示している。

(作成・見直しの指針)

- ① 読んで対応の確認を
まずは、じっくりと本書を読み、各災害時の教職員の対応及び児童生徒等の行動の注意点等を確認する。
- ② 各学校の状況で考えて
この本書は、あくまで参考であり、各学校の防災体制はその地理的な条件や児童生徒等の状態等により異なる。各学校において、どのような防災体制が必要かを検討する。
- ③ 参考にして再検討を
①、②の後、この「学校防災管理マニュアル」を参考に、各学校の「学校防災計画」を再検討し、各学校ごとの実情に応じた、災害発生時に教職員が担うべき役割とその対応方法を具体化していく。
- ④ 実践した後、自己評価とさらなる見直しを
その計画をもとに防災教育及び防災訓練を実施し、さらに見直し・改善を図ることで、より実効性の高い防災計画にしていく。

文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」は、学校防災計画について留意事項等をわかりやすく解説している。

ダウンロード先

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm



(2) 防災情報等の収集

学校防災計画の策定や見直しにおいて、学校の立地状況（自然的環境，社会的環境）と合わせて最新の防災情報や災害予測を考慮することが大切である。

インターネット上では多くのこうした情報が得られ，徳島県の防災・危機管理情報サイト「安心とくしま」（<http://anshin.pref.tokushima.jp/>）では県内のリアルタイムの災害情報や防災関係資料を閲覧することができる。

徳島県津波浸水想定 <http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>

県内の津波地震関係資料 <http://anshin.pref.tokushima.jp/bunya/nankai-relation/>

児童生徒等の避難等を判断する際，最新の情報を得ることはきわめて重要である。風水害や土砂災害時の対応では，時間単位の気象情報が大切であり，停電時も想定してテレビだけでなく，携帯ラジオや携帯電話・スマートフォンなど複数の情報源を確保しておくことが大事である。気象庁の徳島地方気象台サイト（<http://www.jma-net.go.jp/tokushima/>）では，降水短時間予報や降水ナウキャストなど，県内のリアルタイムの気象情報を得ることができる。

(3) 地域の防災拠点としての計画づくり

災害時，多くの学校が地域住民の応急避難場所として指定されている。また，近隣の保育園，幼稚園や高齢者施設から避難する園児・入所者を受け入れることとしている学校もある。こうしたことから，学校防災計画では地域の防災拠点としての計画が求められる。それ故，児童生徒等の避難体制だけでなく，避難所開設・運営支援や学校再開についての体制を整備していくことが必要となる。

学校防災計画の策定や見直しにPTA，自治体，地域住民からの意見や有識者からの指導助言は，地域の実状に応じた学校防災計画とするために有効である。また，校内外の避難経路や避難場所の設定，地震発生後の二次被害の想定等では，専門的知識を有する外部識者に意見を求めることで科学的・客観的な分析を取り入れることができる。

現在，多くの学校で地域住民・自主防災組織と共同で避難訓練が行われるようになってきた。こうした機会を活用して，地域住民が校内の避難経路や避難場所の確認や意見聴取を行うことで，地域と連携した児童生徒等の安全確保を図ることができる。また，災害時の対応について学校ホームページでの情報発信は，保護者・地域住民との共通認識の醸成に加え，円滑な避難行動にも効果的である。

(4) 平常時における対応

① 点検・管理

学校の施設及び設備等の安全点検については，学校保健安全法で計画的な実施が定められているが，災害発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに，安全に避難させるためには，校舎内の施設及び設備だけではなく，避難経路や避難場所の点検も必要である。

特に，エレベータや緊急地震速報装置が設置されている学校では，定期的な点検に加え，

平常時の点検で、万が一のとき確実に作動するよう確認しておく必要がある。このような施設設備の点検には、避難訓練のシナリオに場面想定することで、作動状況や音量等を点検でき、教職員・児童生徒等の共通認識にも役立つ。備蓄品や非常用電源等も同様であり、非常時に備えた点検・管理であることを念頭に定期点検と日常点検を組み合わせた計画が求められる。

また、学校施設は児童生徒等の活動の場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保が重要である。学校の状況等に応じて避難経路や避難場所となる施設の非構造部材（天井、照明器具、窓ガラス、収納棚等）についても目視を基本に日常の点検項目に加えておく必要がある。

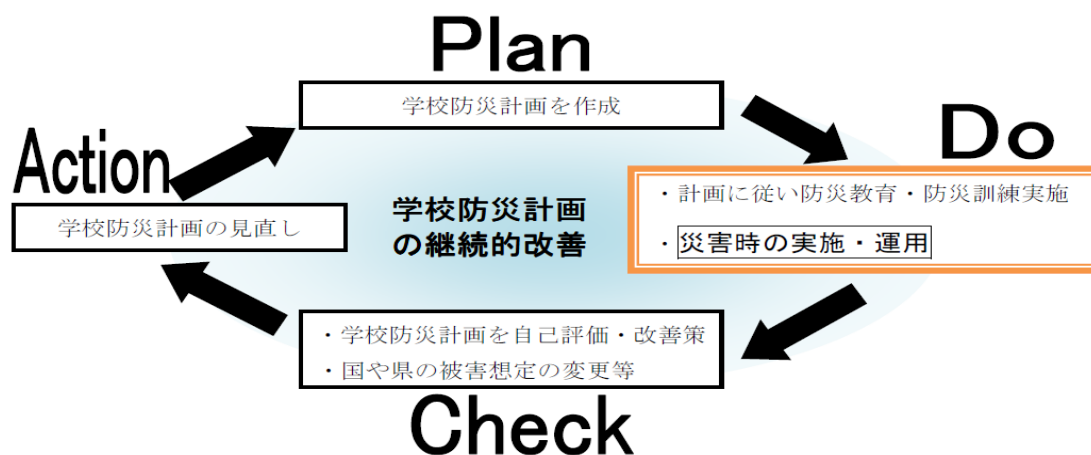
② 教職員研修

各学校では学校防災計画に教職員研修を位置づけ、災害に対して事前・発生時・事後の各段階での防災体制や各組織の機能・役割を教職員全員が把握する必要がある。また、専門的知識を持つ識者や自主防災組織等を講師に招き、教員の防災対応能力向上を図ることも大切である。災害発生時に支援を必要とする児童生徒等への対応など、必要となる研修内容を適宜取り入れ、実践を意識することが求められる。

(5) PDCA サイクルによる定期的な見直し

東日本大震災では、事前の避難訓練で高台までの全生徒等の避難時間を測定していた学校が、そのデータを基に避難方法を判断したことで全員が助かったという例があった。また、被災した学校の調査（東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告：文部科学省）では地震発生時、ほぼ全ての学校で児童生徒等が安全確保行動をとっていたことがわかり、避難訓練の成果が生かされたとする学校もおよそ8割以上に上っている。避難所になった学校においても、事前に地域住民や関係団体、組織と連携を図っていたところでは混乱せず、開設、運営ができたことも報告されている。このことから災害発生時の基本対応について、学校防災計画に基づいた訓練等から課題を明確にするとともに、改善を図ることが大切である。

計画に沿った訓練等の実施後の評価や、学校防災計画改定に、自己評価チェックシート（Ⅲ資料 参照）を使った評価は、多くの意見や気づきを反映することができ、課題を明らかにする際に効果的である。各学校においては、計画の問題点や課題等を洗い出し、改善すべきところを改善し、計画を更新するというP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルによるスパイラルアップを行うことにより、計画の継続的改善が図られることが重要である。



Ⅱ 災害時の対応

1 学校災害対策本部の設置

1 学校災害対策本部の設置

災害が発生、または発生するおそれがある時には、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、以下の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

(1) 教職員の配備体制と学校災害対策本部の設置基準

徳島県災害対策本部運営規程に準じる。

<教職員の配備体制>

配備区分	配備時期	勤務時間内	勤務時間外・出張中
第1非常体制	1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第2非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第3非常体制	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。

注・各学校は、配備編成表を作成しておくこと。(Ⅲ 資料 参照)

- ・あらかじめ定められた教職員は、所属校へ参集することを原則とする。ただし、自宅が津波による避難地域の対象地域になっている場合や、倒壊する恐れがある場合などにおいては、所属校へ連絡し、自らの安全確保を行った上で参集すること。

<学校災害対策本部設置基準>

学校災害対策本部の設置基準については、次の通りを原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき
校長の判断設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき ・「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき ・県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・校内で火災が発生したとき

(2) 学校災害対策本部の業務内容

学校災害対策本部（例）

分担	役割	担当者名
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会，市町村，PTA等との連絡調整，報告 ・消防署等への通報，報道機関等との連絡，対応 ・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・記録日誌の記入 	
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火，安全点検 ・避難，救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告 	
安否確認・避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し，本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等，教職員を本部に報告 	
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡 	
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出，救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 	
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認 	
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達，管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認 	
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し，学校が避難所となったときの避難所運営支援 	
学校再開班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を再開するために必要な作業・確認事項・協議 	

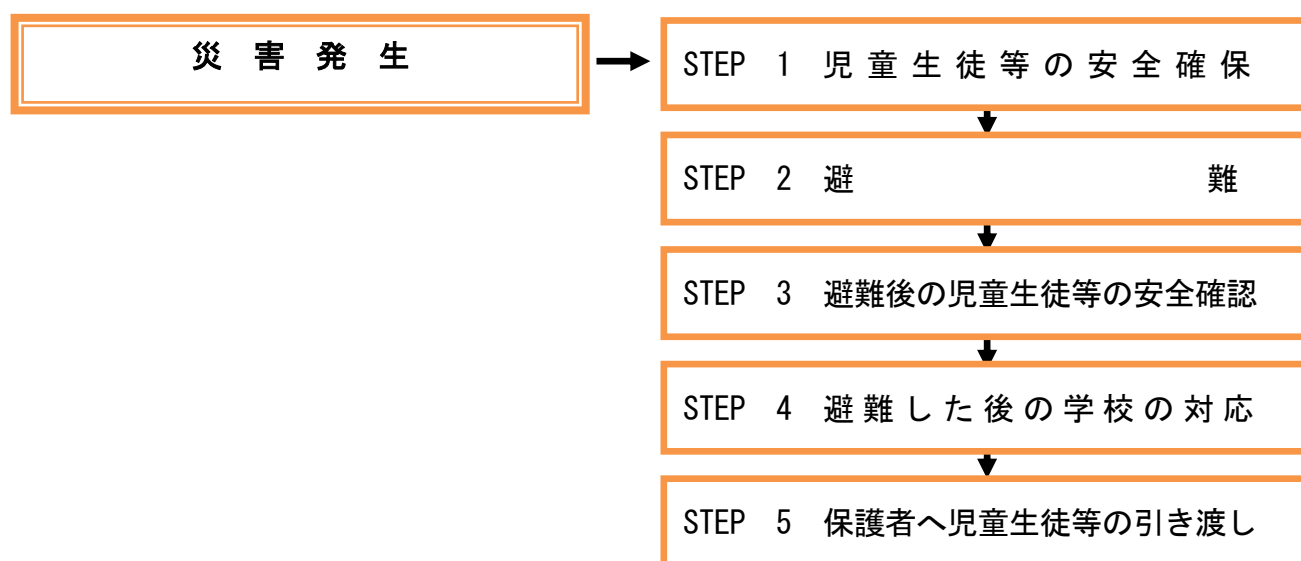
○災害発生時には，上記のような役割が必要となる。各学校で災害を想定して，役割分担表を完成させよう。（班編成は例であり，各学校の状況に応じて変更・追加等すること）

(3) 災害発生時の基本対応及びその流れ

緊急地震速報などの地震の感知を含め、災害発生と同時に安全確保のための初期対応が必要である。教職員は各ステップでの基本対応を把握するとともに、所属する班の役割・対応について平常時に話し合っておく必要がある。

「アクションカード」(Ⅲ 資料 参照)は災害発生時、各担当者の行動・基本対応をステップごとにまとめたカードであり、携行や身近に常備しておくことで、災害発生時の円滑な対応・指示につながる。これまでに導入した学校等では避難時間の短縮や指示の的確化で成果を上げており、大きさや内容を工夫するなど学校の実状に応じたアクションカードの活用が進められている。

また、教職員の的確な指示と合わせて、児童生徒等が自ら判断し危険を回避する行動をとることも必要となる。防災訓練や安全指導等を通して日頃から児童生徒等の判断力・行動力を育成することが大切である。



(4) 災害時の連絡体制

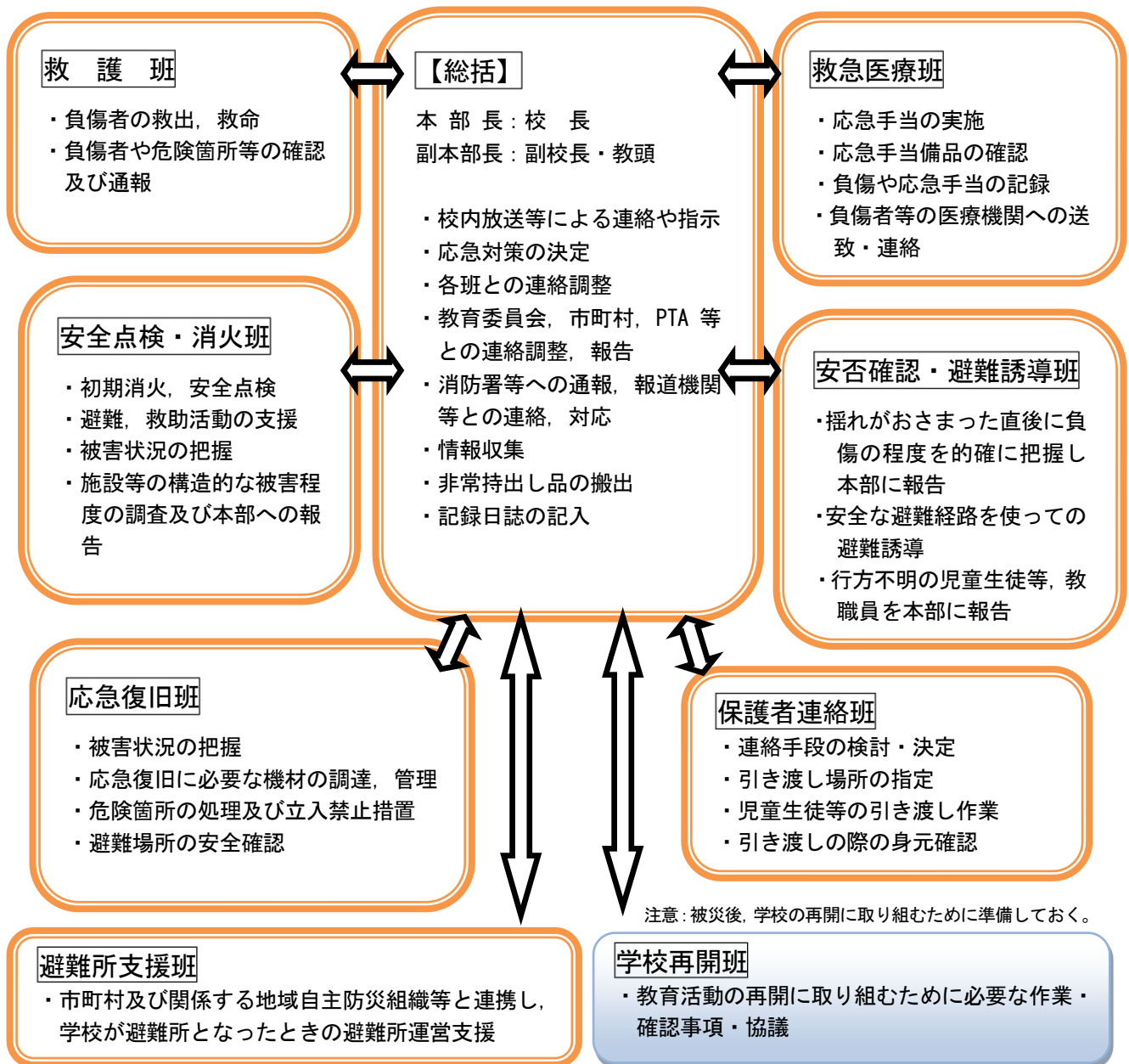
多くの学校の緊急連絡体制は、固定電話やファクシミリ、携帯電話等が使える前提で作成されている。東日本大震災では、停電、通信網の途絶がかなりの期間で続き、児童生徒等の引き渡しについて保護者と連絡がとれない学校が多くあった。地震発生時の状況に応じた学校待機や保護者引き渡し、下校方法など事前に保護者と確認しておくことが、事後の危機管理につながる。また、こうした災害時の連絡体制では、複数の連絡手段と双方向による連絡体制を整えることが効果的である。

南海トラフ巨大地震が発生した後は、通信機器・施設等の被災や回線の混雑により、電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われていることから、電子メールや学校ホームページなど電話以外の通信手段・情報発信手段を災害発生時の連絡体制として整備しておくといよい。徳島県の災害時安否確認サービス「すだちくんメール」は、携帯電話・パソコンの両方からアクセスできる通信手段であり、安否確認や参集情報などが利用できる。日頃から教職員間、関係機関や地域の防災組織と、情報通信網が途絶した場合の多様な連絡方法(災害用伝言ダイヤル、インターネット掲示板など固定電話以外の様々な手段)について、あらかじめ確認しておくことが大切である。

※すだちくんメールは以下のアドレスから登録できます。

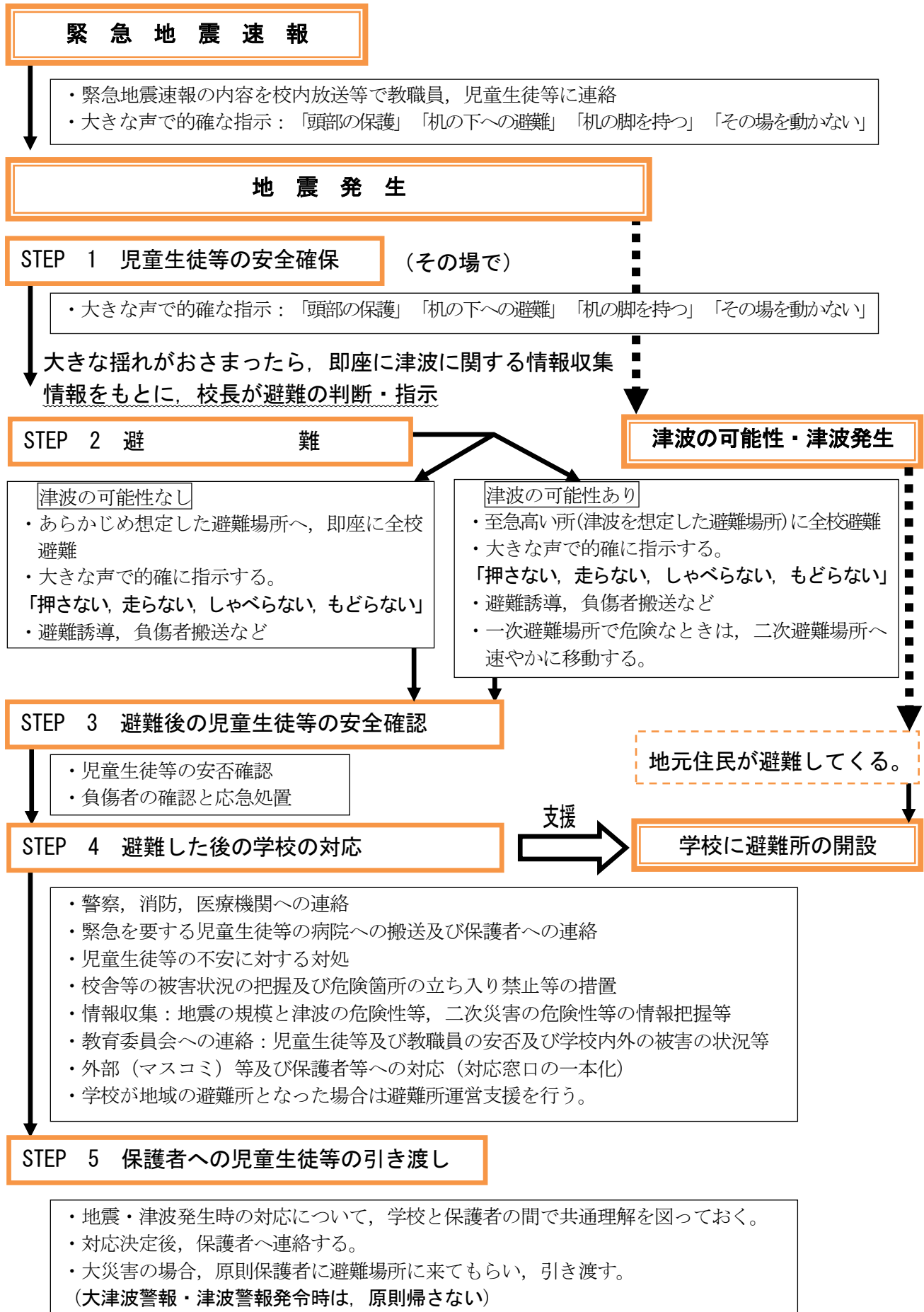
<http://www.ourtokushima.jp/howto.html>

学校災害対策本部（例）イメージ図



2 地震・津波発生時の対応

2 地震・津波発生時の対応（基本対応及びその流れ）



(1) 在校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ状況を想定して、いくつかの避難場所を決めておく。
- ・校外へ避難する場合のため、いくつかの避難経路を決めて、教職員・児童生徒等に周知しておく。（大津波を想定し、安全な高台や、津波避難ビルなど十分に高い地点を避難場所として設定する）
- ・平常時から避難場所・避難経路を教職員・児童生徒等に周知しておき、想定した災害にもとづく避難訓練を実施しておく。
- ・体育館や運動場、特別教室等の安全なスペースを確認し周知しておく。
※安全なスペースとは、天井からの落下物や戸棚、倉庫等の倒壊の危険のない場所
- ・災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・避難場所での長時間の待機に備えて、飲料水の確保の方法・トイレの有無の確認をしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。

緊急地震速報

(J-ALERT, ラジオ, テレビ, 携帯電話等で受信。数秒～十数秒前に知らせてくれる。)

《地震発生前に避難準備ができる》

教職員

- ・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
- ・大きな声での的確な指示：
「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」

児童生徒等

- ・頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）
- ・机の下にもぐる。

地震発生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・大きな声での的確な指示：
「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

児童生徒等

- 【教室】
 - ・机の下にもぐり、脚をしっかりと持ち、落下物等から身を守る。
 - ・あわてて外へ飛び出さない。
- 【特別教室】（家庭科室・理科室）
 - ・実験中であれば薬品や火から離れる。
- 【廊下・階段】
 - ・蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。

	<p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全なスペースに集まる。（水銀灯・高窓ガラス下・可動式ゴールポストの設置場所を確認し、安全なスペースに避難する） ・頭部を保護し、姿勢を低くする。 <p>【運動場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下物（校舎の窓ガラス・高い植木鉢）や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場の安全なスペースに避難する。（地割れにも気をつける）
--	--

<揺れがおさまったら>

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止に努める。 （消火の確認、ガスの元栓を締める、電気器具のコンセントを抜くなど） ●津波の恐れのある地域では、即座に津波に関する情報収集● ・ラジオやテレビ、インターネット等により津波に関する情報を収集し、本部へ報告する。
校長	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ早く津波に関する注意報、警報、津波到達予想時刻等の情報を収集し、避難場所、避難経路を校長が決定する。 ・津波の恐れがない場合は、児童生徒等、教職員は即座に避難するよう校長が決定する。 （あらかじめ、各災害に対応する避難経路・避難場所は想定しておく）

児童生徒等	・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
--------------	--------------------------

STEP 2

避

難

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の指示に従い、全校へ避難指示をする。 （通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）
<p>◎地震発生時（津波の恐れがない場合）</p> <p>（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。 地震が発生しました。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（あらかじめ決めてある避難場所）に避難しなさい。 （繰り返し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の恐れがない場合は、出来るだけ早く児童生徒等・教職員は避難する。 <p>◎津波発生時（津波の恐れがある場合）</p> <p>（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。 地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（津波発生時に、あらかじめ決めてある避難場所）に避難しなさい。 （繰り返し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆避難時間が確保できる場合は、できるだけ安全な高台へ避難する。 ☆避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所（校舎の最上階など十分に高い地点等）へ避難する。 ☆津波到達時間の短い学校では、すぐ高いところ（津波を想定した避難場所）へ避難する。 ☆津波到達時間に猶予がある場合は、避難を基本とするが、情報の収集・児童生徒 	

等の安否を確認することもある。
 ☆大きな揺れを感じなくても、津波が発生することもあるので、津波の情報に注視する。

教職員	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。 「〇〇へ逃げろ」 落下物に注意し、ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護するよう指示をし、上履きのまま行動する。 大きな声で的確に指示する。 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 ※「走らなければならない」場合もあり、訓練等で十分に練習しておく。 出席簿等を携行する。 支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。 けがをして動けない児童生徒等を救護する。 逃げ遅れている児童生徒等がいないか確認する。 避難途中、普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在に十分留意する。 一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた二次避難場所に児童生徒等を誘導する。
------------	---

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護し、上履きのまま行動する。 集団・隊列から離れない。 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
--------------	--

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。 人員確認及び安否確認をし、校長に報告する。 負傷者の確認と応急手当を行う。 怪我等で緊急を要する児童生徒等がいる場合、可能な限り病院へ搬送し、保護者へ連絡する。 児童生徒等の不安を緩和する。 <p>☆津波によっては、より高いところへ避難することもある。さらに高い場所を避難場所として決めておく。</p>
------------	--

STEP 4 避難した後の学校の対応

・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

STEP 4-1 津波の危険性の残っている場合の対応

火元の確認	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> 出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。 薬品類には、特に注意する。
津波の危険性を回避するための避難を指示	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> 近所の人々が避難してきた場合は、校舎の高いところ（最上階など十分に高いところ）または近くの高台などへ避難誘導をする。
長時間の避難待機時の対応	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> 12時間以上の避難が必要となる場合があるので、体力消耗を避ける指導をする。 飲料水の確保や非常食配給の手配の他、気温・雨・風対策についても配慮する。

STEP 4-2-① 津波の危険性がなくなった後の対応（学校が避難場所となった場合）

- ・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

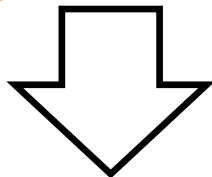
被害状況の把握	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況を調査し、校長に報告する。 ・児童生徒等の校舎内避難、避難所としての安全確認をする。 ・余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※建物の内部からは行わない。 建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊や亀裂、仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙、ロープなど）
情報の収集・伝達	総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況を把握、今後の対応について協議する。 ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。 ・校区内の被災状況を確認する。 （市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携） ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 （ラジオ、インターネット、携帯電話、すだちくんメール等の活用）
児童生徒等の確保	教職員 安否確認・避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・下校等が決定するまで待機させる。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・児童生徒等の体調の確認、状況説明を行う。 ・行方不明者の安否確認を行う。
応急救護・救出救助	教職員 救急医療班・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護にあたる。 ・市町村、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 ・市町村、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
避難所運営支援	教職員 避難所支援班 生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難した生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

STEP 4-2-② 津波の危険性がなくなった後の対応（学校以外へ避難した場合）

- ・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

対応方針の 決定	総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で、今後の対応について協議する。 (児童生徒等への対応、教員の役割分担の確認) ・学校及び校区内の被災状況の確認に努める。 (市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携) ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 (ラジオ、インターネット、携帯電話、すだちくんメール等の活用)
情報 の 収集・伝達		
児童生徒等 ・教職員の 安全確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安否確認を行う。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・児童生徒等の体調の確認、状況説明を行う。 ・保護者への連絡・状況説明。
救急救護 ・ 救出救助	教職員 救護班・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護にあたる。 ・怪我をした人の応急手当を行う。



- 学校が被災していない場合は、学校へ移動する。
以下、(1) 在校時 STEP 4-2-① の対応をとる。

- 学校が被災した場合は、安全な近くの指定避難所へ移動する。

近くの指定避難所へ避難した後の対応

情報 の 収集・伝達	総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内の被災状況を確認する。 (市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携) ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 (ラジオ、インターネット、携帯電話、すだちくんメール等の活用)
児童生徒等 の 確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・下校等が決定するまで待機させる。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・児童生徒等の体調の確認、状況説明を行う。 ・行方不明者の安否確認を行う。
応急救護 ・ 救出救助	教職員 救護班・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護にあたる。 ・市町村、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 ・市町村、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
避難所 運営支援	教職員 避難所支援班 生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難した生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

(2) 登下校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、個々の登下校時の通学路における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・登下校時の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見しておく。
- ・児童生徒等が個々の登下校時に避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・児童生徒等が安全な避難ができるよう、市町村教育委員会と連携し、地域自主防災組織や市町村の危機管理部局に避難誘導や避難所での対応について協力依頼をしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

・すでに登校（園）している児童生徒等の避難誘導については、
(1) 在校時 STEP 1 と同じ対応をとる。

児童生徒等

・ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
・公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。・火災が発生する場合もあるので気をつける。・地割れにも気をつけ、避難する。

<揺れがおさまったら>

STEP 2

避難

児童生徒等

・あらかじめ決めていた避難場所に避難する。
(津波が想定される地域については、津波対応の高い避難場所へ避難する)
・避難後は避難場所の（地域自主防災組織等の）責任者の指示に従う。
(大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難が第一)

STEP 3

避難後の児童生徒等の安全確認

教職員

・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本部が設置される場所に参集する。・児童生徒等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認する。なお、避難場所において児童生徒等が保護者と一緒でない場合は、避難場所の安全を確保した上で、保護者に連絡して引き渡すまで保護するか、学校が安全な避難所である場合は、学校まで引率した上で保護者へ連絡して引き渡すまで保護する。・校内、通学路、避難場所等の安全を確認する。

☆教職員の安否確認はすだちくんメールの活用を推奨

以後の対応は、学校へ避難した場合、(1) 在校時の STEP 4-2-① で示すとおり。

以後の対応は、学校が被災し、学校以外へ避難した場合、(1) 在校時の STEP 4-2-② で示すとおり。

STEP 5

保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

(3) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における、災害時のリスク、避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。
（特に津波が予想される地域では、津波に対する避難場所を確認しておく）
- ・学校施設外で部活動を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に事前に指導する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1 児童生徒等の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物や地形、周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。 ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。 ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に身を伏せる。 ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

STEP 2 避
STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所へ避難誘導する。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。 ・避難後、児童生徒等の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。 ・ラジオ、インターネット、電話等で地元の被害状況を把握する。 ・関係機関に救援を要請する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・集団・隊列から離れたりしない。 ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。 ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

STEP 4 児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達
・負傷者への対応

教職員	<p>(被災現場での対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確認の状況、被災の状況を校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。
------------	--

安否確認・
情報の収集・伝達
対応の決定

総括 校長 教職員 保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動中の児童生徒等、教職員の安全状況を確認する。 ・学校または安全な場所で、児童生徒等の保護者への引き渡しができるよう連絡・調整する。 ・被害状況、児童生徒等の安否を教育委員会に報告する。
---------------------------------	---

【以後の対応は、(1) 在校時の STEP 4 → STEP 5 で示すとおりである。】

(4) 在宅時

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、自宅付近における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上確認し、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・児童生徒等が避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・自宅付近の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見をしておく。
- ・災害発生時に、参集可能な教職員のリスト及びその他の職員の対応を作成しておく。

地震発生

STEP 1	児童生徒等の安全確保
STEP 2	避難
STEP 3	避難後の児童生徒等の安全確認

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・地震から身を守り、揺れがおさまったら、あらかじめ家族と話し合っ決めておいた避難場所へ避難する。（津波が予想される地域では、より高いところへ避難する）
-------	---

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地震から身を守り、揺れがおさまったらあらかじめ決めておいた避難場所へ避難する。（津波が予想される地域では、より高いところへ避難する） ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本部が設置される場所に参集する。 ・児童生徒等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認する。
-----	--

STEP 4 避難した後の学校の対応

情報の収集・伝達

総括 校長 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・参集可能な者は所属校に集まり、学校災害対策本部を設置する。 ・参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、行動を開始する。 ・児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた時の対応として、避難所開設の用意をする。 ・教育委員会へ状況報告をする。
--------------	---

安否確認・被害状況の把握

教職員 安否確認・ 避難誘導班 安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の所在及び安否確認をする。 ・参集できない教職員の安否確認をする。 ・学校の被害状況を確認する。 ・建物の安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。 <p>☆教職員の安否確認は「すだちくんメール」を活用</p>
---------------------------------------	---

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で、できるだけ早く、安否及び所在について学校に連絡する。
-------	--

(5) 休日・夜間等 (校舎内外に生徒はいない場合)

【平常時にしておくこと】

- ・休日・夜間等に地震・津波が発生し、学校が災害に巻き込まれた場合を想定し、教職員が学校へ参集できるように緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。
- ・休日に部活動等で学校に、児童生徒等がいる場合については(1) 在校時 の対応を参照し、まずは児童生徒等の安全確保、避難、避難後の児童生徒等の安全確保に努める。

地震発生

STEP 1 安全な方法で教職員は学校へ参集

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生した場合は、第1非常体制に入り、必要最小限の教職員を配備する。 ・震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合は、第2非常体制に入り、応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備する。 ・震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備体制とし、直ちに学校に集合する。 ・地震の状況により、全教職員は自らや家族の安全を確保した後、直ちに安全な方法で学校に集合する。 <p>※震度3以下であっても、緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておくこと。</p>
------------	---

STEP 2 教職員が参集した後の学校の対応

教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。

被害状況の把握

教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎施設の被害状況を調査し、校舎の安全性を確認をする。 ・余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※建物の内部からは行わない。 建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊やエックス字の亀裂 仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、 窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、 コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。(はり紙、ロープなど) ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。
------------------------	---

情報の収集・伝達

総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。 ・校区内の被災状況を確認する。(市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携) ・外部との対応(保護者、マスコミ等からの照会に対する対応) ・マスコミ対応については、被害状況等を確実に把握し、対応窓口を一本化して対応する。 ・児童生徒等の安否確認を行うと同時に、翌日からの授業実施等について教育委員会等と協議・検討し、児童生徒等・保護者へ連絡する。
--------------	--

避難所運営支援

教職員 避難所支援班 児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が避難してきた場合、教職員は避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難した児童生徒等は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。
-------------------------------	--

STEP 5

保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）

(6) 下校の判断基準について

- ・大災害の場合、原則、保護者に学校（安全な避難場所）に来てもらい、引き渡す。
（児童生徒等だけで下校させない。沿岸部では大津波警報・津波警報発令時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況
（家庭で一人にならないか）
- ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

「津波警報」「大津波警報」発令中は原則として児童生徒等は帰さない。

(7) 保護者への児童生徒等の引き渡し（(6)下校の判断基準により安全が確認された後）

教職員

保護者連絡班

- ・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて）

（連絡例）

- ①児童生徒等は全員無事、へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
（津波が想定される沿岸部の地域の場合）
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。
（危険な場合は無理をしないこと）

※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

- ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所
- ・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと
（連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。
○学校のホームページに掲載する。
○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。
○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。
など
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと

- ・保護者が迎えにきた場合は、（6）下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、引き渡しカード等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。

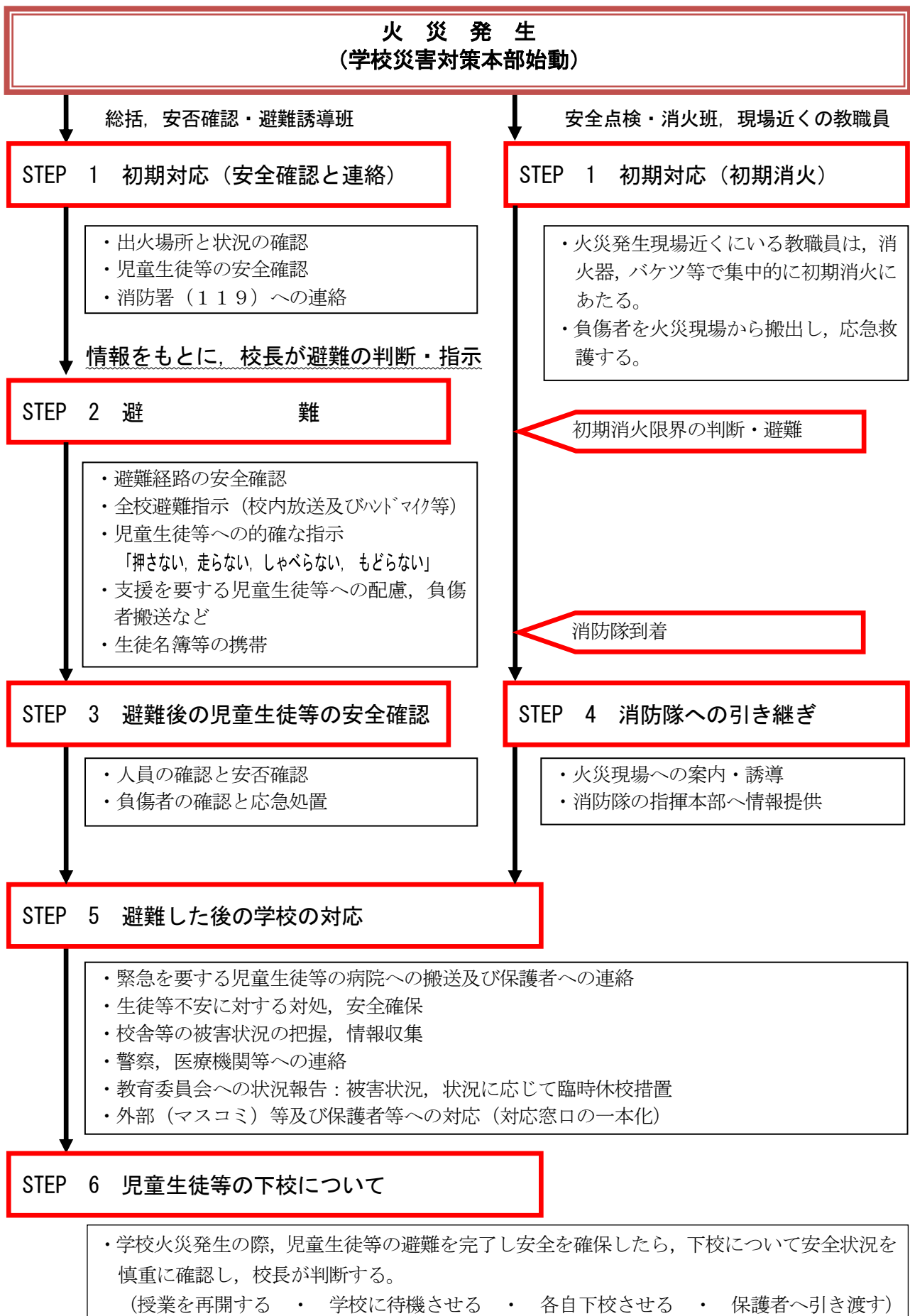
（連絡例）①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。

②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。

- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。（電話、メール等）

3 火災発生時の対応

3 火災発生時の対応（基本対応及びその流れ）



(1) 在校時及び放課後（部活動中等）

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ火災状況を想定していくつかの避難場所を決めて、平常時から火災避難訓練を行う。避難経路等火災発生時の行動の確認をし、教職員・児童生徒等に知らせておく。
- ・火災発生時の初期対応（初期消火・連絡・避難誘導）の各教職員の役割を明確にしておく。
- ・校内の消火設備の設置場所、及び消火器や屋内消火栓の使用方法を確認しておく。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

火 災 発 生

(学校災害対策本部始動)

STEP 1

初 期 対 応

火災報知器の作動によって、火災を発見した場合

- ①自動火災報知設備のベルがなる。
- ②すぐに受信機を確認し、出火階・出火場所を確かめ、現場に駆けつけ火災発生を確認する。あるいは、校内放送で発生場所を知らせ、付近にいる教職員に確認させる。
- ③火災発生を確認した場合は、速やかに本部へ連絡する。
- ④教職員は自分の役割分担に応じて、初期消火・通報・避難誘導を開始する。

火災発見者からの連絡の場合

- ①発見者は速やかに本部へ連絡し、大声で周囲に火事であることを知らせるとともに、近くの火災報知器の発信ボタンを押し火災発生を知らせる。
- ②教職員は自分の役割分担に応じて、初期消火・通報・避難誘導を開始する。

119番通報時の内容について

落ち着いて、次の項目にそって通報してください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ①火事ですか・救急ですか？ | 火事です。 |
| ②住所と学校名 | 〇〇市〇〇町〇〇 〇丁目 〇〇〇学校です。 |
| ③何が燃えていますか。
(出火箇所はどこですか?) | 〇〇校舎2階〇〇室です。 |
| ⑤通報者の氏名 | 〇〇〇〇 です。 |
| ⑥通報者の電話番号 | 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 です。 |

教職員

- ・上記、初期対応をもとに火災発見後、まず出火場所と火災状況を把握し本部へ連絡する。次に、初期消火、通報（119消防署へ）・避難誘導を開始する。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。
- ・休憩時、放課後の場合は教室、体育館等にいる児童生徒等の安全確認に向かう。（避難経路の安全確認も同時に行う）

初 期 消 火

教職員

- ・火災発生場所の近くにいる教職員及び安全点検・消火班は、近くにある消火器、消火バケツなどを多く集めて、集中的に初期消火にあたる。
- ・消火器などで消し止められないと判断したときは、すぐに屋内消火栓を使用する。

※＜初期消火か避難かの判断基準＞

消火器やバケツ、屋内消火栓などによる初期消火活動は、教職員の安全を第一に考えたものとする。身の危険を感じた場合や消火活動に限界を感じた時は、速やかに避難をする。（初期消火の目的は、被害を最小限にとどめることであり、決して無理はしない）

火災発生時の避難について

- ①児童生徒等の避難の判断は、本部長（校長）が行う。
- ②火災については、児童生徒等の安全を第一に考え、全館避難を原則とする。
- ③火災発生場所の発生階の児童生徒等の避難を第一に、次にその上階を優先し、順次速やかに避難させる。
- ④支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。

STEP 2

避 難

管理職

- ・校内放送等で、児童生徒等・教職員へ避難指示をする。
(通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク)

(例) 学校の所在地の状況によって適宜応用してください。

ただいま、〇〇校舎〇階〇〇教室で火災が発生しました。
児童（生徒）の皆さんは全員、◎◎（あらかじめ決めている避難場所）に至急避難しなさい。
(繰り返し)

教職員

- ・避難指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。
- ・火災発生階を優先し、その上階、下階と順次誘導する。
- ・火災による煙等から身を守るよう、ハンカチ等で口、鼻を覆うよう指示し、煙を吸わせないようにして、上履きのままで避難させる。
- ・大きな声で的確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・火や煙によって階段が使用できない場合は、救助袋等を設定し避難させる。（地上の誘導者と密接に連絡を取りながら落ち着いて行う）
- ・特別教室では、火気の始末や実験中の薬品を回収、電気器具のコンセントを抜くなど、二次災害の危険を回避して避難を開始する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。
- ・最後に避難する誘導者は、逃げ遅れている児童生徒等がないか確認し、(防火)戸を閉めてから避難する。（避難途中、普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在にも十分留意する）
- ・出席簿等を携行する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時持ち出し品の搬出を行う。 ※避難経路の確認，避難指示は管理職及び職員室で待機中，もしくは火災が発生した付近にいる教職員が行う。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による煙等から身を守るため，ハンカチ等で口，鼻を覆い，上履きそのまま素早く行動する。 ・集団・隊列から離れない。 ・教職員の指示をよく聞き，勝手な行動をとらない。（教職員不在の場合は，校内放送等に従い速やかに校舎外の避難場所に避難する） 【屋内・教室・廊下・特別教室・階段・体育館等】 ・連絡があり次第，窓を閉め，校舎外に避難開始する。 ・あわてて外へ飛び出さない。周囲の安全確認をする。 【屋外・運動場等】 ・運動場で出火場所から離れた安全な場所に避難する。 ・教職員の指示があるまで集合形態で待機する。

STEP 3

避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させ，児童生徒等の人員確認及び安否確認を行い，校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお，負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。 ・負傷または緊急を要する児童生徒等がいる場合，保護者へ連絡をする。 ・児童生徒等の不安を緩和する。
------------	--

STEP 4

消防隊への引き継ぎ

<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊が到着したら，火災現場に迅速に到達できるよう誘導する。 ・消防隊の指揮本部に情報提供を行う。

<情報提供の内容>

	優先して行う事項	状況に応じて行う事項
延焼の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・出火場所 ・燃焼物体及び燃焼範囲（炎，煙の拡散状況） ・消火活動上支障となる危険物等の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火原因
避難の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた者の確認状況 ・避難誘導状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の確認状況
自衛消防活動の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動報告 ・防火区画の構成状況 ・消火器・屋内消火栓設備の使用，作動状況
空調設備等の運転停止状況		<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備・排煙設備の運転停止状況 ・エレベーターの運転停止状況 ・非常電源の確保状況

STEP 5

避難した後の学校の対応

被害状況の把握	教職員 安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携し、施設の被害状況を調査し、校長に報告する。 ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙、ロープなど）
情報の収集・伝達	総括 校長	<p>（校長不在の場合の責任者を決めておく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携し被災状況を確認し、二次災害などの危険性について把握する。 ・マスコミや保護者からの問い合わせについて、対応窓口を一本化して対応する。 ・児童生徒等の下校について判断するための情報を収集する。 ・火災・校舎等被害状況、児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。
児童生徒等の確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・下校等が決定するまで安全を確保し、待機させる。
応急救護・救出救助	教職員 救急医療班・ 救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。 ・行方不明者がいる場合は、直ちに消防機関等へ連絡する。

STEP 6

児童生徒等の下校について

教職員 保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校火災発生の際、児童生徒等の避難を完了し安全を確保したら、下校についての判断を校長が行う。 ア 火災の規模が小さく、授業に支障のない場合は、授業を再開する。 イ 火災の規模が大きく、授業続行が不可能な場合は、緊急時連絡網（電話・メール）、地域の緊急放送等を利用し、保護者に生徒が下校することあるいは学校に待機していることを連絡し、以下のCASE 1～3の対応をとる。 <p>CASE 1</p> <p>児童生徒等が落ち着いた状況であり、通学路の安全、交通機関の運行状況を確認した場合、児童生徒等を帰宅させる。</p> <p>CASE 2</p> <p>児童生徒等の状態が不安定であったり、通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させた後、下校させる。（保護者の迎えを要する場合は、連絡を取り、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す）</p> <p>CASE 3</p> <p>緊急時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。</p>
----------------------	--

(2) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習や校外で部活動を実施する場合は、見学施設・宿泊施設・利用施設等における、火災発生時の避難経路・避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に、事前指導を行う。
- ・緊急時連絡網を作成しておき、災害発生時は連絡が取れるようにしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

火 災 発 生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・火災報知器あるいは火災発見者からの連絡により出火場所と火災状況を把握し、児童生徒等へ避難指示を行う。（事前に施設管理者等と確認した見学施設・宿泊施設・利用施設等における避難方法に従い、避難場所へ移動するよう指示する。）
- ・列車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。

STEP 2

避 難

STEP 3

避難後の児童生徒等の安全確認

教職員

- ・火災による煙等から身を守るよう、ハンカチ等で口、鼻を覆うよう指示し、煙を吸わせないようにして、速やかに誘導、避難させる。
- ・大きな声で的確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。
- ・けがをして動けない児童生徒等を救護し、避難誘導する。
- ・逃げ遅れている児童生徒等がいないか、確認をする。
- ・緊急連絡用の生徒簿等を携行する。

児童生徒等

- ・施設管理者等及び教職員の指示に従い、避難場所へ移動する。
- ・火災による煙等から身を守るため、ハンカチ等で口、鼻を覆い落ち着いて行動する。
- ・集団・隊列から離れない。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・避難後は、教職員の指示があるまで待機する。

STEP 4

児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達
・
負傷者への
対 応

教職員

(被災現場での対応)

- ・児童生徒等の安全確保の状況、火災の状況を校長に報告する。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。

安否確認・
情報の収集・伝達
対応の決定

総括 校長
教職員

- ・校外活動中の児童生徒等、教職員の安全状況を確認する。
- ・児童生徒等が学校または安全な場所まで移動した後、児童生徒等を下校または保護者への引き渡しができるよう、緊急時

保護者連絡班	<p>連絡網（電話・メール）、学校のホームページへの掲載等を利用し、連絡・調整する。（児童生徒等の下校及び保護者への引き渡しについては、火災編（１）在校時及び放課後（部活動中）のSTEP 6 児童生徒等の下校についてを参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災状況、児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。
--------	---

（３）休日・夜間等（校舎内外に生徒はいない場合）

【平常時にしておくこと】

- ・休日・夜間等に学校で火災が起こった（あるいは火災に巻き込まれた）場合を想定し、教職員が学校へ参集できるよう緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。
- ・休日に部活動等で学校に、児童生徒等がいる場合については（１）在校時及び放課後（部活動中等）の対応を参照し、まずは**児童生徒等の安全確保、避難、避難後の児童生徒等の安全確保**に努める。

火 災 発 生

STEP 1

安全な方法で教職員は学校へ参集

教職員

- ・学校が出火した場合、又は、学校が火災により被害を受けた場合は、教職員は速やかに全員配備体制につき応急対策を講ずるために速やかに学校に集合する。
- ※緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておく。

STEP 2

教職員が参集した後の学校の対応

情報
の
収集・伝達

**総括 校長
教職員**

- ①教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。
- ②校舎施設の被害状況の把握をする。
- ③教育委員会への連絡をする。
 - ・被害の状況、その他学校内外の状況、指導事項の確認等
 - ・状況に応じて臨時休校の措置
- ④外部との対応（保護者、マスコミ等からの照会に対する対応）
 - ・今後の学校としての対応等を保護者等に周知徹底する。
 - ・マスコミ対応については、火災の規模、被害状況等を確実に把握（消防署の指示に従う）し、対応窓口を一本化して対応する。
 - ・学校周辺地域の被害状況を、関係機関と連絡をとり把握する。
- ⑤翌日からの学校再開等について教育委員会等と協議・検討し、児童生徒等・保護者へ連絡する。

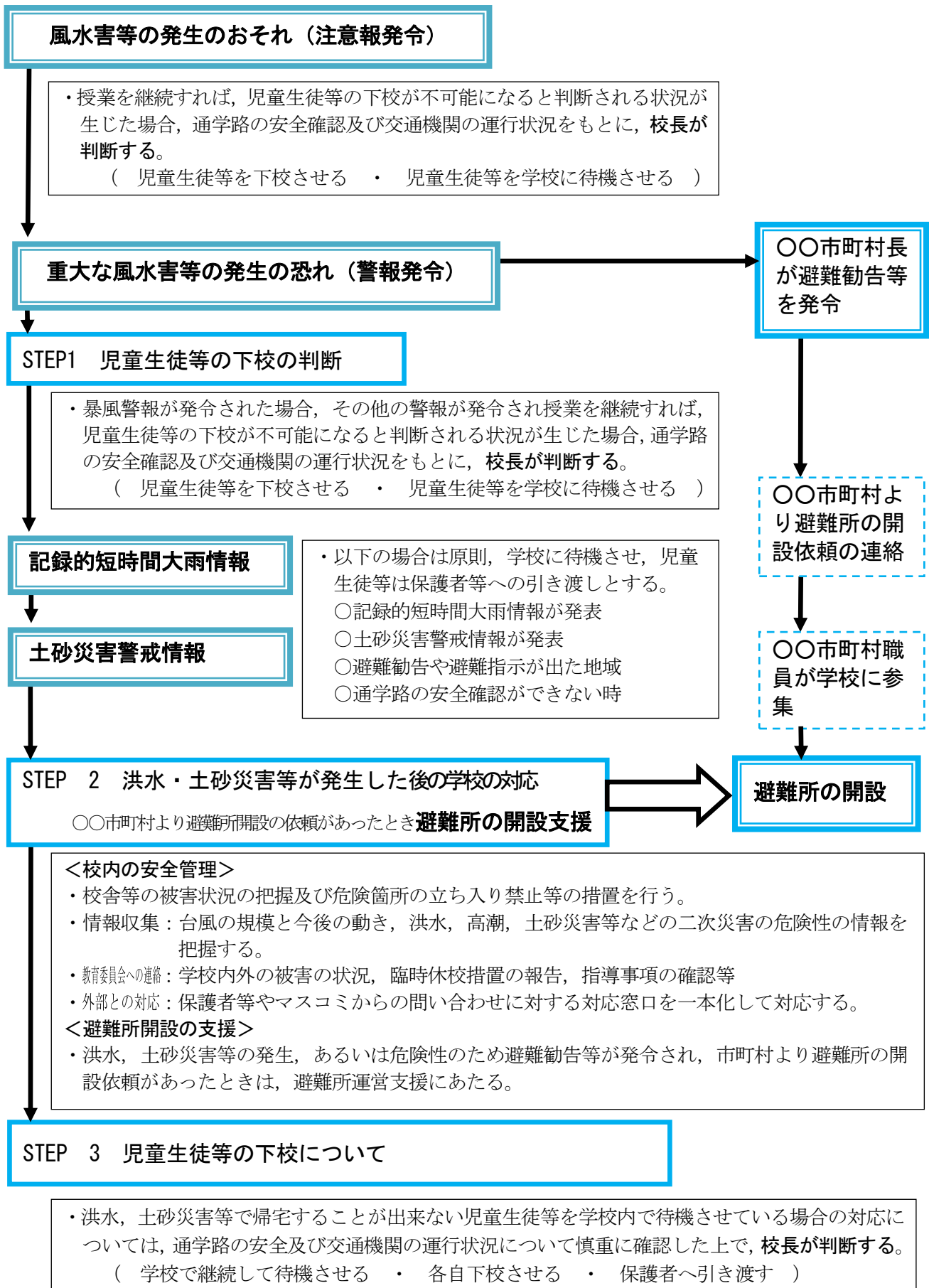
安否確認・
被害状況の
把握

**教職員
安全点検・
消火班**

- ①校舎施設の被害状況の把握
 - ・消防署、警察等の指示を仰ぎながら被害状況、安全確認を行い、今後の対応を検討する。
 - ・危険箇所の立ち入り禁止等の措置

4 風水害発生時の対応

4 風水害発生時の対応（基本対応及びその流れ）



(1) 在校時及び放課後（部活動中等）

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ注意報・警報発令時の学校の対応について、児童生徒等・保護者に周知徹底しておき、風水害等の災害発生を想定して通学路における危険箇所を認識させておく。
- ・緊急時の連絡網を作成しておき、災害発生時の連絡体制を確立しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

風水害等の発生のおそれ（注意報発令）

管理職

- ・注意報が発令されたが、このまま授業が継続することができると判断される状況である場合、授業を継続する。
- ・注意報が発令され、授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE1,2の対応をとる。
 - CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認されたときは下校させる。
 - CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。
- ・なおCASE 1の場合は、教育委員会に連絡する。

気象庁レーダーナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
 降水短時間予報や降水ナウキャストなど、最新の降雨量の確認と気象予測を参考にすること。

重大な風水害等の発生のおそれ（警報発令）

管理職

- ・暴風警報が発令された場合、その他の警報等が発令され、授業を継続すれば児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE1,2の対応をとる。
 - CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認されたときは下校させる。
 - CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。
 - ・警報発令時に児童生徒等を下校させる、あるいは学校に待機させる場合は、教育委員会に連絡する。
- 注意： 記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表された場合は、児童生徒等の通学路に危険が迫っている状況であることが予想されるので、校長は最新の情報を入手し、児童生徒等の安全を第一に考え慎重に判断する。

STEP 1

児童生徒等の下校の判断

CASE 1 の場合

教職員

- ・交通機関の運行状況，児童生徒等の通学路の状況等を確認する。（あらかじめ非常時用の関係交通機関一覧表を作成しておく。）
- ・危険な箇所に近づかないこと，寄り道をしないこと，できるだけ複数で帰ること，災害等に巻き込まれた場合は自宅又は学校に連絡すること等を指示する。
- ・緊急時の家庭連絡網（電話・メール），学校のホームページへの掲載等を利用し，保護者に生徒が下校することを連絡する。

児童生徒等

- ・教職員の指示をよく聞き，寄り道をしないで，できるだけ複数で帰る。
- ・増水した河川や浸水の危険性のある通学路は回避して，速やかに安全な方法で帰宅する。

STEP 1

児童生徒等の下校の判断

CASE 2 の場合

教職員

- ・通学路が危険な状態である，交通機関の運行状況に支障がある，災害等が発生して危険である等の場合は，児童生徒等の安全を第一に考えて学校に待機させる。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集し，後何時間待機すれば天候の状態が回復するなどの予測をたてる。
- ・予測をもとに，児童生徒等を学校に待機させた後の対応について準備するとともに，天候が落ち着き，児童生徒等の通学路の安全，交通機関の運行が再開されるまで，学校に待機させる。

STEP 2

洪水・土砂災害等が発生した後の学校の対応

〇〇市町村より避難所開設の依頼があったとき **避難所の開設支援**

学校が洪水・土砂災害等で被災した場合

教職員

- ・児童生徒等を洪水・土砂災害等の危険のない避難場所，鉄筋校舎2階以上等に避難させ，児童生徒等の安全確保をする。
- ・市町村危機管理部局，消防署，教育委員会等へ救助要請の連絡を入れる。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。

学校災害対策本部の役割分担に応じて対応する。

被害状況の把握

教職員

安全点検・消火班

- ・危険箇所の立入禁止等の措置を行う。（はり紙，ロープなど）
 - ・施設の被害状況を調査し，校長に報告する。
- ・外観等上の安全確認の基準として考えられる内容
校舎の損傷，落下物，窓や窓ガラスの破損，雨漏り，浸水の状況，樹木の状況など

情報の収集・伝達

総括 校長

- （校長不在の場合の責任者を決めておく）
- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
- ・児童生徒等への対応（休校措置）を教育委員会に報告する。

情報の収集・伝達

避難所運営支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。（台風・低気圧の規模や今後の動き、高潮などの二次災害の危険性等の情報把握、洪水・土砂災害の危険性等の情報把握等） ・地域防災関係機関との連携を図り、情報を収集する。（校区の被害、危険箇所の状況、災害等発生時の避難所設営の準備等） ・保護者等からの問い合わせやマスコミ等について、対応窓口を一本化して対応する。
教職員 避難所支援班 生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、土砂災害等の発生あるいは危険性のため避難勧告が出され、市町村より避難所の開設依頼があったときは、教職員は避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難している生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 3

児童生徒等の下校について

教職員
保護者連絡班

・風水害等の発生及び発生のおそれにより、児童生徒等の通学路が危険である、または交通機関の運行に支障があり、学校に待機させた後の対応について、最新の情報をもとに下校について判断を校長が行う。

- ① 風水害の発生がなく、各種警報も解除され、授業に支障のない場合は、授業を再開する。
- ② 風水害の発生の可能性があり、各種警報が持続しており、授業続行が不可能な場合は、緊急時の家庭連絡網（電話・メール）、学校のホームページへの掲載等を利用し、保護者に児童生徒等が下校すること、あるいは待機していることを連絡し、以下のCASE 1～3の対応をとる。

CASE 1

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況が確認された場合、児童生徒等を帰宅させる。

CASE 2

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させる。

CASE 3

非常時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。

注意

- 原則、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表中の時は、あるいは避難勧告・避難指示が出されている地域においては、児童生徒等だけでは下校させない。
- 保護者が危険を冒して迎えにくることのないように、あらかじめ風水害発生時の学校の対応について説明しておく。

(2) 登校前

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ注意報・警報発令に対する学校の対応について、児童生徒等及び保護者に周知徹底しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にし、登校前の対応について各教職員に周知徹底しておく。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

風水害等の発生のおそれ (注意報発令)

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中は, 安全に十分注意して出勤する。(テレビ, ラジオ, インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する) ・児童生徒等, 保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう, 学校で待機する。 <p>※気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/</p>
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中で, 状況から判断して, 登校しても安全であると判断される場合, 安全に十分注意して登校する。 ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中で, 登校することで通学途上生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡して自宅待機し, 安全な状況になれば登校する。 ・判断が難しい場合, 学校に電話等で問い合わせして指示を受ける。

重大な風水害等の発生のおそれ (警報発令)

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報が発令中の場合, 児童生徒等は自宅待機となるが, 教職員は気象状況を把握(テレビ, ラジオ, インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する)して, 通勤上の安全に十分注意して出勤する。また, 状況から判断して, 出勤することにより生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡した上で自宅待機し, 出勤が可能と判断される状況になれば, 速やかに出勤する。 ・児童生徒等, 保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう, 早朝から出勤できる教職員が学校で待機する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報が発令中の場合, 児童生徒等は安全を第一に考えて, 暴風警報が解除されるまで自宅待機とする。解除された後の対応については, 学校のホームページや電話での問い合わせ等で確認する。 ・暴風警報以外の警報が発令中の場合, 気象状況から, 登校しても安全であると判断される場合, 安全に十分注意して登校する。また, 状況から判断して, 通学の途中で生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡をして自宅待機する。

STEP 1 台風接近により学校が被災した場合・避難所開設の依頼があった場合の対応
風水害 編 (1) 在校時及び放課後(部活動中等) の STEP 2 を参照すること

(3) 風水害時における学校の対応**ア 児童生徒等への事前対策**

- (ア) 学校は、児童生徒等に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (イ) 校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登校下校時の安全経路、児童生徒等の校内での待機措置などについて定めておくものとする。

イ 児童生徒等の休校措置等に関すること (時刻については、各学校において設定すること)**(ア) <登校前に「暴風警報」が発表された場合>**

- ・ 午前〇時の段階で校区内に「暴風警報」が発表継続中の場合は、児童生徒等の安全確保のため、原則として臨時休業の措置を講ずる。
- ・ ただし、特別支援学校は午前〇時、定時制課程の高等学校は午後〇時とし、特別な事情のある高等学校については、別に当該校で判断時刻を定める。
- ・ 遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の判断により、実施することができる。

(イ) <登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合>

- ・ 午前〇時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

(ウ) <登校後に「警報」が発表された場合>

- ・ 登校後に、「警報」が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

ウ 避難所としての事前対策**(ア) 緊急連絡体制の整備**

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

また、風水害の危険発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・副校長・教頭の緊急連絡先について教育委員会と連携をとり確認しておく。

(イ) 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設（体育館等）の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。

(ウ) 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議しておく。

(エ) 学校災害対策本部について

災害発生時の役割分担について、教職員が確認しておく。

5 避難所運営支援

5 避難所運営支援

(1) 避難所としての事前対策

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員(以下「市町村職員」という)が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後の数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することが十分想定される。(参考：東日本大震災では、発災直後から10日以上の間、学校避難所の運営を教職員が担った実例がある。)

ア 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。また、大災害発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡が取れるように、校長・副校長・教頭と市町村の危機管理部局との緊急連絡体制を作成しておく。

イ 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設(体育館等)の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。また、学校に避難所が開設された際の名簿作成の基礎資料として、校区内の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておき、名簿の整理手順について確認をしておく。

ウ 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議・調整しておく。

エ 避難所運営について

避難所運営は本来、市町村の危機管理部局が管理責任を負うものであるが、学校が避難所となる場合、教職員は必要に応じて協力する立場となる。なお、災害発生時の初期段階においては避難所運営の円滑な運営を支援するが、速やかに市町村危機管理部局、地域自主防災組織及び避難者自治組織による運営に移行し、学校教育活動の早期再開のための業務に専念できるよう体制整備を図る必要がある。

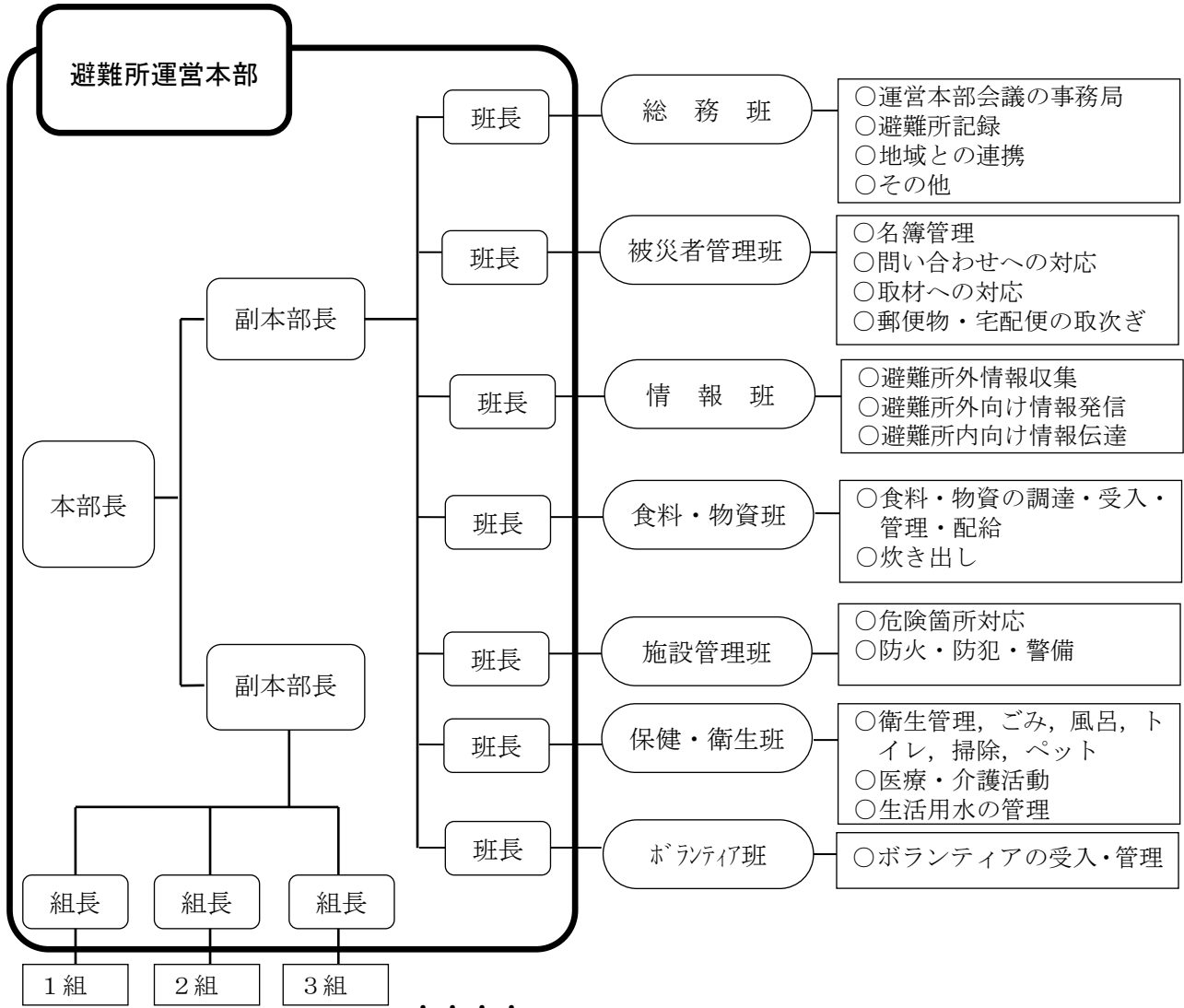
(2) 避難所運営組織について

学校災害対策本部における避難所支援班は、学校に避難所が開設される時には、次のような避難所運営組織を立ち上げて、避難所運営が市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織により行われるまでを支援する。

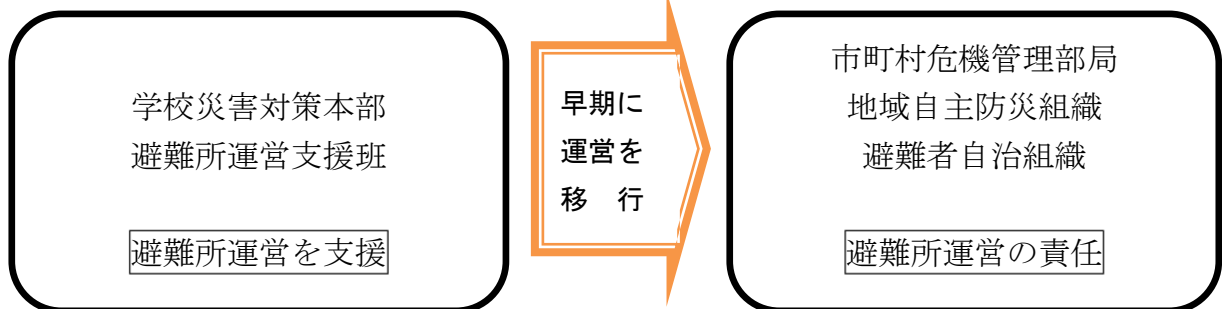
(役割班：総務、被災者管理、情報、食糧・物資、施設管理、保健・衛生、ボランティア)
(住民組：1組、2組、3組・・・)

避難所運営組織の例

避難所運営本部長は、市町村危機管理部局，地域自主防災組織，避難者自治組織の代表者が行うものであるが，災害発生時において該当者が避難所に存在しない場合は，校長が代理本部長を務める。

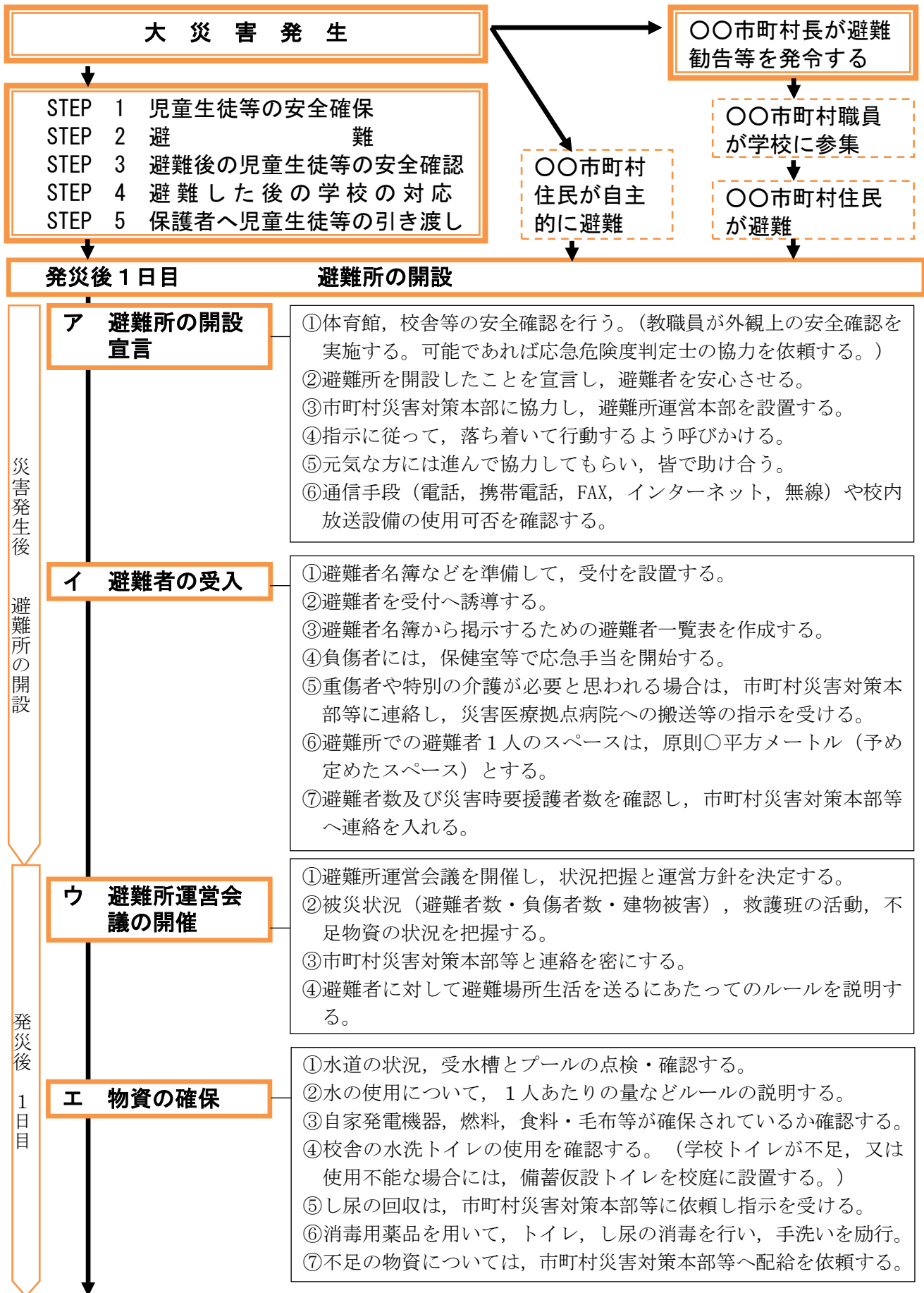


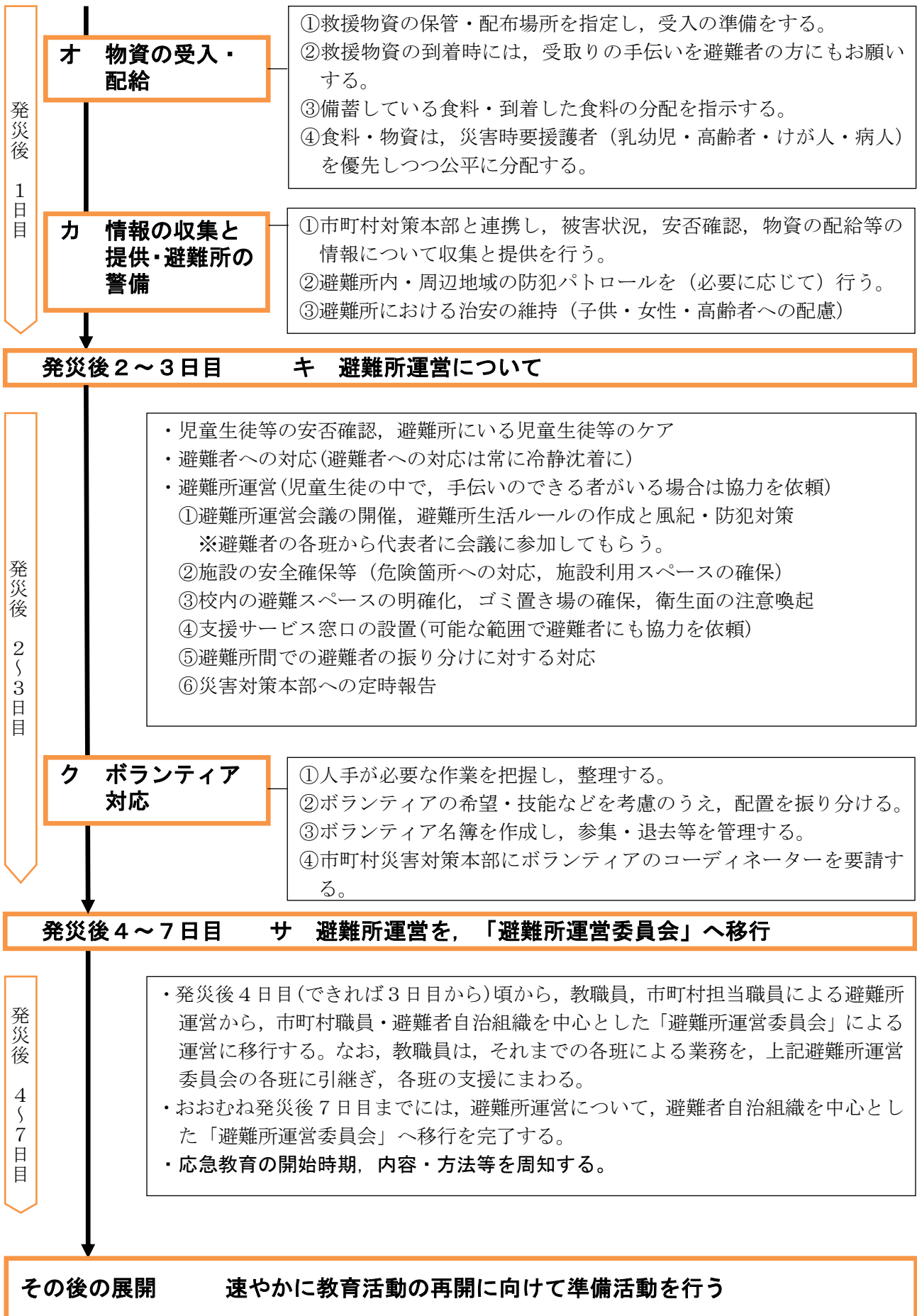
<避難所運営について>



(3) 避難所運営支援（基本対応及びその流れ）

（市町村危機管理部局が責任，教職員は支援する）





ア 避難所の開設宣言

- (ア) 発災後、避難所を開設するに当たって、教職員又は市町村職員は体育館、校舎等の安全を確認する。（安全確認をするまでの間、避難者を校庭で待機させる）
- (イ) なお、通信手段が不通になり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合も考えられるため、日頃から学校と市町村危機管理部局、地域自主防災組織等との連絡を密にとり、非常時の連絡方法や開設判断等について申し合わせをしておく。
- (ウ) 教職員又は市町村職員は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、市町村災害対策本部等へ報告する。なお、建物の安全確認は原則として、応急危険度判定士の診断を待つものであるが、そのような対応が期待できない場合は、教職員又は市町村担当職員で可能な限り安全を確認する。
- (エ) 校長室、事務室、職員室、保健室、放送室等については、特別な用途への使用、または学校管理上から開放しない。また理科実験等の特別教室は危険物が置かれているため、避難者の生活スペースとしては使用しない。なお、避難所生活を強いられる児童生徒等にとって、身体を動かすことができるスペースは「心のケア」において重要であるので、生活スペースとは別に、身体を動かすことができる程度の安全な（屋内）スペースを、避難所開設当初から確保しておく。
- (オ) 避難所での避難者 1 人当たりのスペースは、市町村危機管理部局等と調整のうえ、予め決めておく。
- (カ) 避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町丁単位で行う。

イ 避難者の受入

- (ア) 避難所へ避難者を受け入れる際には、人数等の把握や安否確認のための問い合わせに対応するため、市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、地区別に整理し、さらに 50 音順に整理した「避難者名簿」を作成し、保管する。（1 世帯 1 枚作成する）
なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。
- (イ) 災害時要援護者（高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5 歳未満の乳幼児等）等を把握する。災害時要援護者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境等の比較的良好な場所（トイレの近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。
- (ウ) 上記の場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。なお、災害時要援護者等については、市町村災害対策本部等と連絡をとり、災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための避難所へ移送ができるときは、移送させる。
- (エ) 保健室の鍵を解錠し、養護教諭等の指示で避難者の応急手当ができる状態に整える。その後、傷の清拭、消毒、ガーゼ、包帯等での応急処置を行う。
- (オ) 重傷者や特別の介護が必要と思われる場合は、市町村災害対策本部等に連絡し、災害医療拠点病院への搬送等の指示を受ける。
- (カ) 男女更衣室を設置し、プライバシーを確保する。

ウ 避難所運営委員会の開催

(ア) 避難所運営委員会を開催し、状況把握と今後の運営方針を決定する。なお、避難所運営本部の役員については、市町村危機管理部局、避難所運営支援班、避難者自治組織代表者等で構成するものとする。

(イ) 多くの避難者が、厳しい避難所環境の中で、より快適な共同生活を送るためには、最小限の生活ルールを定め、避難者全員で守ることが必要となる。参考までに主なルールの項目とその内容の例を示す。各避難所の状況に応じて、変更する。

避難所生活ルール（例）

1. 生活の時間

- 起床時間 6 : 0 0
- 消灯時間 2 1 : 0 0
- 食事時間 朝 7 : 0 0, 昼 1 2 : 0 0, 晩 1 8 : 0 0
- 清掃時間 毎日 9 : 0 0 からみんなで協力して行う。

2. 生活の基本

- 各人の要望について：各組で組長を決めて、組長を通して運営委員会にあげる。
- 屋内は土足厳禁とし、履物は、各個人で管理する。
- 所持品や貴重品は各自で管理する。
- 弁当などの食べ残しは必ず処分しておく。
- 飲酒は他の人に迷惑をかけない程度にする。
- 理科室など、薬品や危険物がある立ち入り禁止区域には勝手に入らない。
- コンセントの使用：電気器具の使用については届け出を行う。
- 退所や避難所を移動する場合は、行き先などを必ず届ける。

3. 場所を決めて行うこと

- 喫煙は室外の指定場所で行う。
- 携帯電話は指定の場所で使用する。消灯時には、電源を切るかマナーモードにすること。
- 見舞客等の対応：面会場所を決めて、そこで対応する。
- ペットは室内には基本的に持ち込まない。室外の指定場所で保有者が管理する。

4. 水や物資の管理

- 飲料水やペットボトル、その他の食料などの物資は、所定の場所に集めて衛生面に気をつけて当番制（班）で管理する。

5. トイレ

- 出来るだけ 1 階を使用する。（トイレでは汚物は水で流し、紙類は別に処理する）
- 水は、当番制でプールなどから確保する。

6. ゴミ処理：ゴミは、決めた場所に集める。（分別処理を厳守すること）

7. 要介護者の生活：基本的に、家族単位で看る。

エ 物資の確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期の物資の確保に努める。

(7) 飲料水・生活用水の確保

- ・発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、受水槽、高置水槽の水を飲料水に使用する。なお、水道から水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
- ・水の使用については、1人当たりの使用量などルールを取り決め、避難者に対して、適切な管理に努める。（節水を呼びかける）
- ・水が不足する場合は、市町村災害対策本部等に給水を依頼する。（通信手段が不通となり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合は、教職員が経路の安全を確認しつつ、直接出向いて要請することもありうる。以下の各項目でも同様とする。）

(イ) 電気・照明器具の確保

- ・学校に自家発電機器がない場合、市町村災害対策本部等に情報連絡手段や照明用電源としての自家発電機器を確保しているかを確認する。確保している場合は配給を依頼する。
- ・学校においては、複数の懐中電灯、乾電池の予備を予め保管しておく。

(ウ) 燃料の確保・火気の使用

- ・発災当初の応急的な熱源として、灯油等を利用することが考えられる。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。
なお、燃料の供給については、市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(エ) 食料・毛布等の確保

- ・避難者の数を把握して、食料・毛布等の必要量を把握する。
- ・幼児・女性用の用品の必要量を把握する。
- ・市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(オ) 応急トイレの設置

- ・水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。なお、水道から水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
- ・学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。
- ・仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。トイレが不足する場合、市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。（また、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、市町村災害対策本部等から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。）

オ 備蓄物資、救援物資等の配給

(7) 備蓄物資の配給

- ・避難所専用物資を備蓄してある学校では、市町村災害対策本部等と協議した上で、避難

者に配給する。学校に食料等が備蓄されていない場合は、市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(イ) 救援物資の受入れ

- ・ 救援物資の受入れについては、市町村災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

(ウ) 配給方法の工夫

- ・ 物資の配給に当たっては、避難所運営組織の住民組の組長を利用するなど公平に配給するよう工夫する。また、食料・物資は、乳幼児・高齢者・けが人・病人を優先しつつ公平に配給する。

(エ) 備蓄物資の充実

- ・ 校長は、市町村災害対策本部等に対して避難所の備蓄物資について充実を図っていくように求めていく。

カ 情報の収集と提供・避難所の警備

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問い合わせが殺到するため、前述の避難者名簿を作成・整理し、対応する。

また、施設管理班は避難所（校内）に不特定多数の避難者が混在するため、子供や女性、高齢者等の弱者への配慮や被害の予防を兼ねて、避難所の治安の維持・警備に努める。

(ア) 情報収集

- ・ 市町村災害対策本部と連携し、正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。

(イ) 情報提供

- ・ 発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班は収集した情報をできるだけ早めに提供する。（また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する）
- ・ 発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。なお、放送設備は停電等で使用できない場合があるほか、放送設備が使用可能であっても、使用時は避難者に配慮して使用すること。
- ・ 外からの避難者の安否確認の問い合わせがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。
- ・ 避難者自治組織による運営がされるようになった場合には、運営会議等で市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。

キ 避難所運営について

(ア) 児童生徒等の安否確認、避難所にいる児童生徒等のケア

(イ) 避難者への対応（避難者への対応は常に冷静沈着に行う）

- ・ 孤立感を持たせない
- ・ 無理に励まさない
- ・ 具体的に建設的に
- ・ 心の傷に大小はない
- ・ あせらず、むりをせずに
- ・ 避難者の悩みの聞き手となる

(ウ) 避難所運営(児童生徒等の中で、手伝いのできる者がいる場合は協力を依頼)

- ・避難所運営会議の開催，避難所生活ルールの作成と風紀・防犯対策

※避難者の各班から代表者に会議に参加してもらう。

- ・施設の安全確保等（危険箇所への対応，施設利用スペースの確保）
- ・校内の避難スペースの明確化，ゴミ置き場の確保，衛生面の注意喚起
- ・支援サービス窓口の設置(可能な範囲で避難者にも協力をお願いする)

受付・窓口	役割・内容
避難所受付	避難者の登録，出入りの管理
物資配布窓口	物資の配布
食料配布窓口	食料・水の配布
広報窓口	電話呼出し対応，施設内の広報への問合せ対応
ボランティア受付窓口 (ボランティア班)	ボランティア受付

- ・避難所間での避難者の振り分けに対する対応
- ・災害対策本部への定時報告

ク ボランティアへの対応

- ・ボランティアの受入については，避難所において人手が必要な作業を把握し，整理した上で，ボランティアの希望・技能などを考慮のうえ，配置を振り分ける。なお，ボランティア名簿を作成し，参集・退去等を管理すること。また，大量のボランティアが集中する場合は，市町村災害対策本部にボランティアのコーディネーターを要請し，周囲の避難所と協調してボランティアを受け入れる体制を整える。

サ 避難所運営を避難所運営委員会へ移行

- ・地域住民の活動の充実，行政職員の応援強化等により，避難者自治組織を中心とした避難所運営の体制が整い次第，早期の学校再開に取り組むため，**発災後4日から1週間程度を一応の目安として，教職員・市町村職員主体の運営から市町村職員・地域自主防災組織・避難者自治組織による避難所運営委員会の運営に移行させる。**
- ・教職員は，市町村職員・地域自主防災組織・避難者自治組織による避難所運営会議を設置するための班分けや代表者の選出などを支援する。
- ・運営が軌道に乗ってくれば，避難者自治組織が主体的に運営し，教職員は側面的な支援を行う。
- ・応急教育の開始時期，内容・方法等を周知し，教育活動の再開に向けて準備をする。

6 学校における教育活動の再開

6 学校における教育活動の再開

(1) 学校再開のための事前準備

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取組みであるが、学校が避難所となる場合教職員は避難所の運営について必要に応じ協力すべき立場となる。しかし、避難所の運営は、本来市町村が管理責任を負うものであり、教職員については学校における教育活動の再開（学校再開）のための業務に専念できるよう体制整備を図ることが重要である。

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、早期の教育活動再開のため、準備活動に学校再開班を中心として取り組む。

【平常時にしておくこと】

- ・ 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童生徒等の名簿などを被害にあわないところに保管しておく。
- ・ 学校が避難所になった場合を想定し、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、あらかじめ決めておく。
- ・ 学校が被災した場合、あるいは学校が地域の避難所となった場合に、各学校の実情に応じた教育活動の再開に向けての行程を確認しておくとともに、再開までの目標日数をあらかじめ設定しておく。

教育活動の再開の行程

大災害が発生し学校が被災、あるいは学校が地域の避難所となった場合

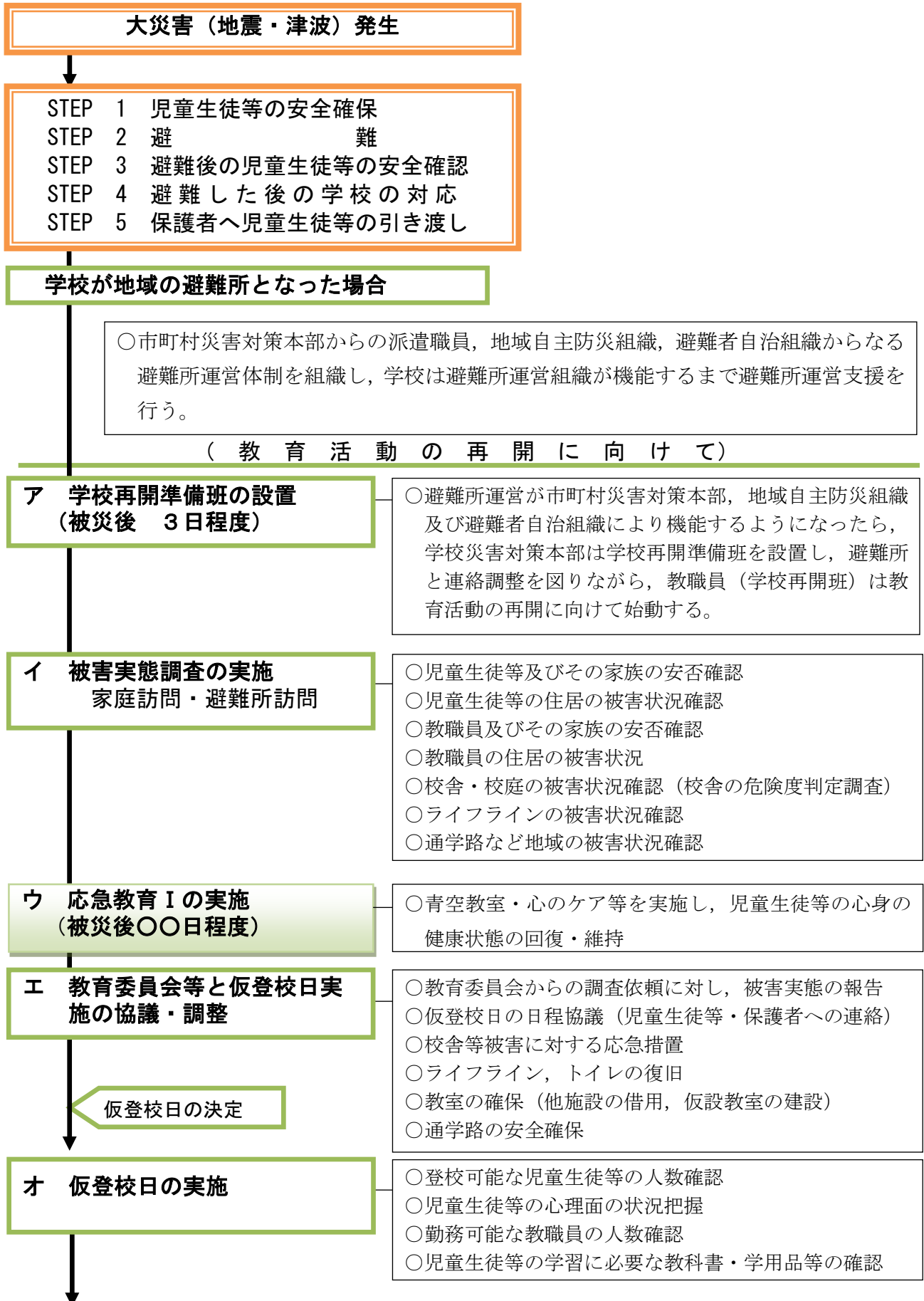
被災後	3日程度	学校再開準備班の設置
被災後	〇〇日程度	応急教育Ⅰの実施
被災後	〇〇日程度	応急教育Ⅱの実施
被災後	〇〇日程度	教育活動の再開

心のケア

(各学校の実情に応じて、目標日数を設定し、早期の教育活動の再開を目指す)

- ・ 応急教育Ⅰは、学校再開準備班を設置し、児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、出来るだけ早期に実施するものとし、青空教室・心のケア等さまざまな内容・実施形態が考えられる。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。
- ・ 応急教育Ⅱは、応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の教育活動の再開に繋いでいくものとする。

(2) 教育活動の再開（基本対応とその流れ）



大災害（地震・津波）発生

- STEP 1 児童生徒等の安全確保
- STEP 2 避難
- STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認
- STEP 4 避難した後の学校の対応
- STEP 5 保護者へ児童生徒等の引き渡し

学校が地域の避難所となった場合

○市町村災害対策本部からの派遣職員，地域自主防災組織，避難者自治組織からなる避難所運営体制を組織し，学校は避難所運営組織が機能するまで避難所運営支援を行う。

（教育活動の再開に向けて）

ア 学校再開準備班の設置
（被災後 3日程度）

○避難所運営が市町村災害対策本部，地域自主防災組織及び避難者自治組織により機能するようになったら，学校災害対策本部は学校再開準備班を設置し，避難所と連絡調整を図りながら，教職員（学校再開班）は教育活動の再開に向けて始動する。

イ 被害実態調査の実施
家庭訪問・避難所訪問

- 児童生徒等及びその家族の安否確認
- 児童生徒等の住居の被害状況確認
- 教職員及びその家族の安否確認
- 教職員の住居の被害状況
- 校舎・校庭の被害状況確認（校舎の危険度判定調査）
- ライフラインの被害状況確認
- 通学路など地域の被害状況確認

ウ 応急教育Ⅰの実施
（被災後〇〇日程度）

○青空教室・心のケア等を実施し，児童生徒等の心身の健康状態の回復・維持

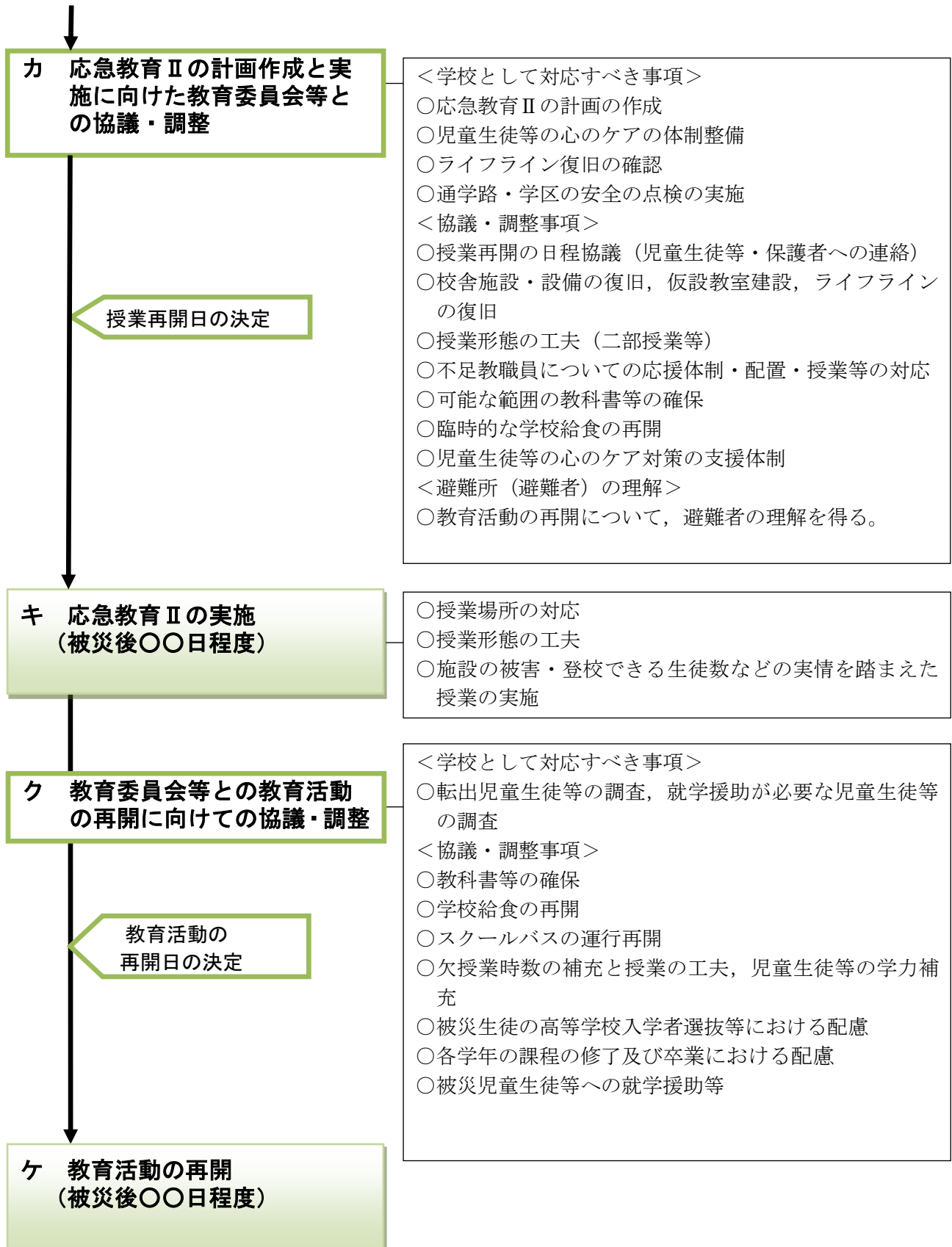
エ 教育委員会等と仮登校日実施
の協議・調整

- 教育委員会からの調査依頼に対し，被害実態の報告
- 仮登校日の日程協議（児童生徒等・保護者への連絡）
- 校舎等被害に対する応急措置
- ライフライン，トイレの復旧
- 教室の確保（他施設の借用，仮設教室の建設）
- 通学路の安全確保

仮登校日の決定

オ 仮登校日の実施

- 登校可能な児童生徒等の人数確認
- 児童生徒等の心理面の状況把握
- 勤務可能な教職員の人数確認
- 児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品等の確認



ア 学校再開準備班の設置

(ア) 目的

学校に避難所が設置されている場合、教育活動の再開に関して、避難者や地域住民などの理解が必要となるため、学校再開準備班を設置し、そのための調整活動を行う。

(イ) 設置時期

災害発生直後は、学校は、学校災害対策本部の活動が中心となるが、被害の規模、程度により状況は異なるものの、避難所が市町村により運営される時期（災害発生後3日程度経過した時点）からは、教育活動の早期再開に向けた準備活動を開始する必要がある。

(ウ) 構成

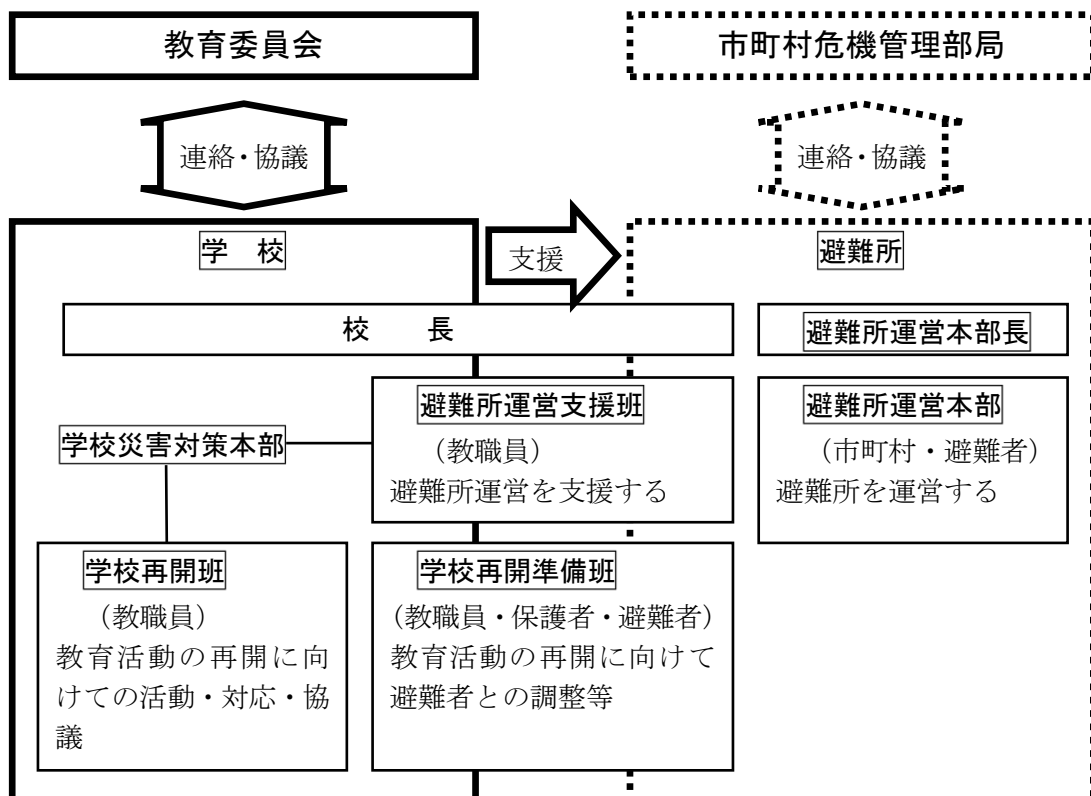
構成メンバーは、校長、副校長・教頭、教職員代表、運営委員代表、保護者代表等とする。

(エ) 役割

学校再開準備班は、教育活動の再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。

- ・ 学校再開について、仮登校日、応急教育の実施などについて、事前に趣旨説明を行い避難者や地域住民の理解を得る。
- ・ 避難所として継続して使用するスペースと学校再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定をする。

<関係図>



イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難所訪問）

(7) 児童生徒等の安否確認・被害調査

児童生徒等及びその家族の安否確認を行い、同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、児童生徒等の住居の被害状況の確認も行う。安否確認にあたっては、地域自主防災組織、市町村災害対策本部等の協力も得る。さらに、被災地以外に避難している児童生徒等の把握も、今後の教育活動の再開に向けて必要になるため行う。

(イ) 教職員の安否確認・被害調査

教職員及びその家族の安否確認を行い同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、教職員の住居の被害状況の確認も行う。

(ウ) 校舎・校庭の被害状況の確認

校舎等の危険度判定調査を応急危険度判定士の診断により実施し、危険区域については、立ち入り禁止区域の標示を行う。さらに、校舎のライフライン（電気、水道、ガス、電話）の被害状況を確認する。なお、被災状況の調査については、教育委員会等と連携を図り実施する。校庭についても、地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

(エ) 通学路など地域の被害状況確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れなど、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

ウ 応急教育 I の実施

児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、応急教育 I（青空教室・心のケア等）を実施する。この時期の応急教育 I は、学年・組・教科・時間等の区別のないものであり、参加できる児童生徒等を対象（避難所等に避難している児童生徒等）に実施する。児童生徒等の心の安らぎを与えることを目的とし、ゲーム・遊び・運動・お話など創意工夫して実施する。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。

エ 教育委員会等と仮登校日実施の協議・調整

(7) 教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態を報告

- ・ 災害発生時緊急報告用紙（Ⅲ資料参照）
- ・ 教育活動の再開見通し報告（Ⅲ資料参照）

(イ) 被害実態調査をもとに教育委員会等との協議・調整

教育活動の再開に向けて、校舎等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や教育委員会と協議・調整していく。仮登校日の実施に向けて、その主な項目としては、次のような内容となる。

- ・ 仮登校日の日程協議
- ・ 校舎等被害に対する応急措置
- ・ ライフライン、トイレの復旧
- ・ 教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・ 通学路の安全確保

オ 仮登校日の実施

児童生徒等・教職員の安否確認ができ、校舎・教室・通学路の安全が確認できたら、応急教育Ⅱの実施の準備として、仮登校日を実施する。校舎が使用できない場合は、校庭で全校集会を行う形態や学年ごとに集会を行う形態でもよい。仮登校日では、教職員は児童生徒等、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明する。また、心のケアの視点から、児童生徒等を暖かく包み込み、子どものつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切である。

なお、仮登校日の児童生徒等・保護者への連絡については、**イ 被害実態調査の実施**（家庭訪問・避難所訪問）により作成した一覧表を活用する。

<仮登校日の確認事項>

- ・ 登校可能な児童生徒等の人数確認
- ・ 児童生徒等の心理面の状況把握
- ・ 勤務可能な教職員の人数確認
- ・ 児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品等の確認

カ 応急教育Ⅱの計画作成と実施に向けた教育委員会等との協議・調整

大災害を体験した児童生徒等は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けている。また、家屋の倒壊や教科書・学用品も失っている児童生徒等も多い。

従って、学校を再開しても、多くの児童生徒等は、すぐに通常の授業を受けるという心理状況までに回復していない状況が容易に想像される。このような状況や各学校及び地域の実情を踏まえ、学校はどのような形で授業を再開できるのか、授業を再開するために最低限必要な事項はなにか、教育活動の再開に向けた応急教育Ⅱの計画を作成するとともに、教育委員会等関係機関と協議・調整を行う。

<学校として対応すべき事項>

(ア) 応急教育Ⅱの計画の作成

- ・ 登校可能な児童生徒等の人数の確認（これまでの安否確認や仮登校日の結果を分析して、登校可能な児童生徒等の人数を把握する。）
- ・ 勤務可能な教職員数の確認
- ・ 使用可能教室と教材・教具の把握（学校再開準備班と避難所住民との話し合いにより授業に使える教室を確保する。なお、使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。）
- ・ 教科書・学用品のない児童生徒等の人数を把握し、不足分の手当てをする。（教育委員会に申請、ボランティア物資等による補充）

(イ) 児童生徒等の心のケアの体制整備

(ウ) ライフラインの復旧の確認

(エ) 通学路・学区の安全点検の実施（危険な場合は、通学路を変更）

- ・ 通学路の安全点検の実施に際しては、PTAや教育委員会と連携を図り協力を得る。
- ・ 余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の児童生徒等に危害が及ばないか点検する。
- ・ 道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。

＜教育委員会等との協議・調整事項＞

- (ア) 授業再開の日程協議（児童生徒等，保護者への連絡）
- (イ) 校舎施設・設備の復旧，仮設教室建設，ライフラインの復旧
- (ウ) 授業形態の工夫（二部授業等）
- (エ) 不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応
- (オ) 可能な範囲の教科書等の確保
- (カ) 臨時的な学校給食の再開
- (キ) 児童生徒等の心のケア対策の支援体制

＜避難所（避難者）の理解＞

学校再開準備班は，教育活動の再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動を行う。また，教育活動の再開に向け，避難者に対して，避難スペースの縮小・移動など，十分な説明・情報提供を行い，理解を求める。

キ 応急教育Ⅱの実施について

- (ア) 応急教育Ⅱについては，応急的に行う授業であり，教育環境の復旧と共に，学級の再編，短縮授業，午前・午後の二部授業，仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し，平常時の学校教育活動へ近づけていくものとする。
また，被災により家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒等一人ひとりの心の安定を取り戻すため，心のケアについても継続して取り組む。

応急教育Ⅱを行うための校舎(授業場所)の例	学習形態の例
<ul style="list-style-type: none"> ・単独再開 ・本校舎と仮設校舎での再開 ・仮設校舎のみでの再開 ・臨時校区による再開 ・周辺校で分散しての再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の再編 ・二部授業（午前・午後） ・隣接校との連携分散授業 ・校区内施設や他の施設利用した授業

- (イ) 校長は，次のとおり，各学校の実情に応じて，応急教育活動を実施する。

＜施設の被害による対応＞

施設の被害が軽微な場合	・各学校において，速やかに応急措置をとり，授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	・残存の安全な教室や特別教室等の転用により，学級合併授業，一部又は全部の二部授業を行う。
施設の使用が全面的に不可能な場合	・教育委員会と連携し，近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は，仮設教室の建設を行い，授業を再開する。

＜登校した生徒による対応＞

登校した生徒等の人数が5割未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に必要な日数を予想して臨時休校の期間を定める。 ・登校した生徒等で被災しなかった者は，学校の復旧活動にあたる。または，同一地区内の地域の復旧援助活動にあたる。
--------------------	---

	る。あるいは、地域市町村災害対策本部の要請に応じて緊急救護活動にあたる。
登校した生徒等の人数が5割以上7割未満で、学校の被災が僅少の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・午前中特別授業を行う。 ・午後は校内復旧作業，又は地域の復旧援助活動にあたる。
登校した生徒等の人数が7割以上で、学校施設が全面的に利用できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・極力授業を行う。

ク 教育委員会等と教育活動の再開に向けての協議・調整

以下の事項について教育委員会等関係機関と協議・調整を行い，一日も早い平常時の教育活動の再開を目指す。また，施設・備品・教材等の教育環境の整備にも取り組むとともに，被災した児童生徒等の心のケアについても継続して行う。

<学校として対応すべき事項>

(ア) 転出児童生徒等の調査，就学援助が必要な児童生徒等の調査

<教育委員会等との協議・調整事項>

- (ア) 教科書等の確保
- (イ) 学校給食の再開
- (ウ) スクールバスの運行再開
- (エ) 欠授業時数の補充と授業の工夫，児童生徒等の学力補充
- (オ) 被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮
- (カ) 各学年の課程の修了及び卒業における配慮
- (キ) 被災児童生徒等への就学援助等

ケ 教育活動の再開

被災後，ア～クの行程を経て，平常時の教育活動の再開となる。なお，被災した児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じるような場合は，教育委員会等と協議の上，可能な限り，補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮する。

1 学校災害対策本部の設置

1 学校災害対策本部の設置

災害が発生、または発生するおそれがある時には、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、以下の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

(1) 教職員の配備体制と学校災害対策本部の設置基準

徳島県災害対策本部運営規程に準じる。

<教職員の配備体制>

配備区分	配備時期	勤務時間内	勤務時間外・出張中
第1非常体制	1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第2非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第3非常体制	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。

注・各学校は、配備編成表を作成しておくこと。(Ⅲ 資料 参照)

- ・あらかじめ定められた教職員は、所属校へ参集することを原則とする。ただし、自宅が津波による避難地域の対象地域になっている場合や、倒壊する恐れがある場合などにおいては、所属校へ連絡し、自らの安全確保を行った上で参集すること。

<学校災害対策本部設置基準>

学校災害対策本部の設置基準については、次の通りを原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき
校長の判断設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき ・「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき ・県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・校内で火災が発生したとき

(2) 学校災害対策本部の業務内容

学校災害対策本部 (例)

分担	役割	担当者名
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会, 市町村, P T A等との連絡調整, 報告 ・消防署等への通報, 報道機関等との連絡, 対応 ・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・記録日誌の記入 	
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火, 安全点検 ・避難, 救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告 	
安否確認・避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し, 本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等, 教職員を本部に報告 	
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡 	
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出, 救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 	
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認 	
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達, 管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認 	
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し, 学校が避難所となったときの避難所運営支援 	
学校再開班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を再開するために必要な作業・確認事項・協議 	

○災害発生時には, 上記のような役割が必要となる。各学校で災害を想定して, 役割分担表を完成させよう。(班編成は例であり, 各学校の状況に応じて変更・追加等すること)

(3) 災害発生時の基本対応及びその流れ

緊急地震速報などの地震の感知を含め、災害発生と同時に安全確保のための初期対応が必要である。教職員は各ステップでの基本対応を把握するとともに、所属する班の役割・対応について平常時に話し合っておく必要がある。

「アクションカード」(Ⅲ 資料 参照)は災害発生時、各担当者の行動・基本対応をステップごとにまとめたカードであり、携行や身近に常備しておくことで、災害発生時の円滑な対応・指示につながる。これまでに導入した学校等では避難時間の短縮や指示の的確化で成果を上げており、大きさや内容を工夫するなど学校の実状に応じたアクションカードの活用が進められている。

また、教職員の的確な指示と合わせて、児童生徒等が自ら判断し危険を回避する行動をとることも必要となる。防災訓練や安全指導等を通して日頃から児童生徒等の判断力・行動力を育成することが大切である。



(4) 災害時の連絡体制

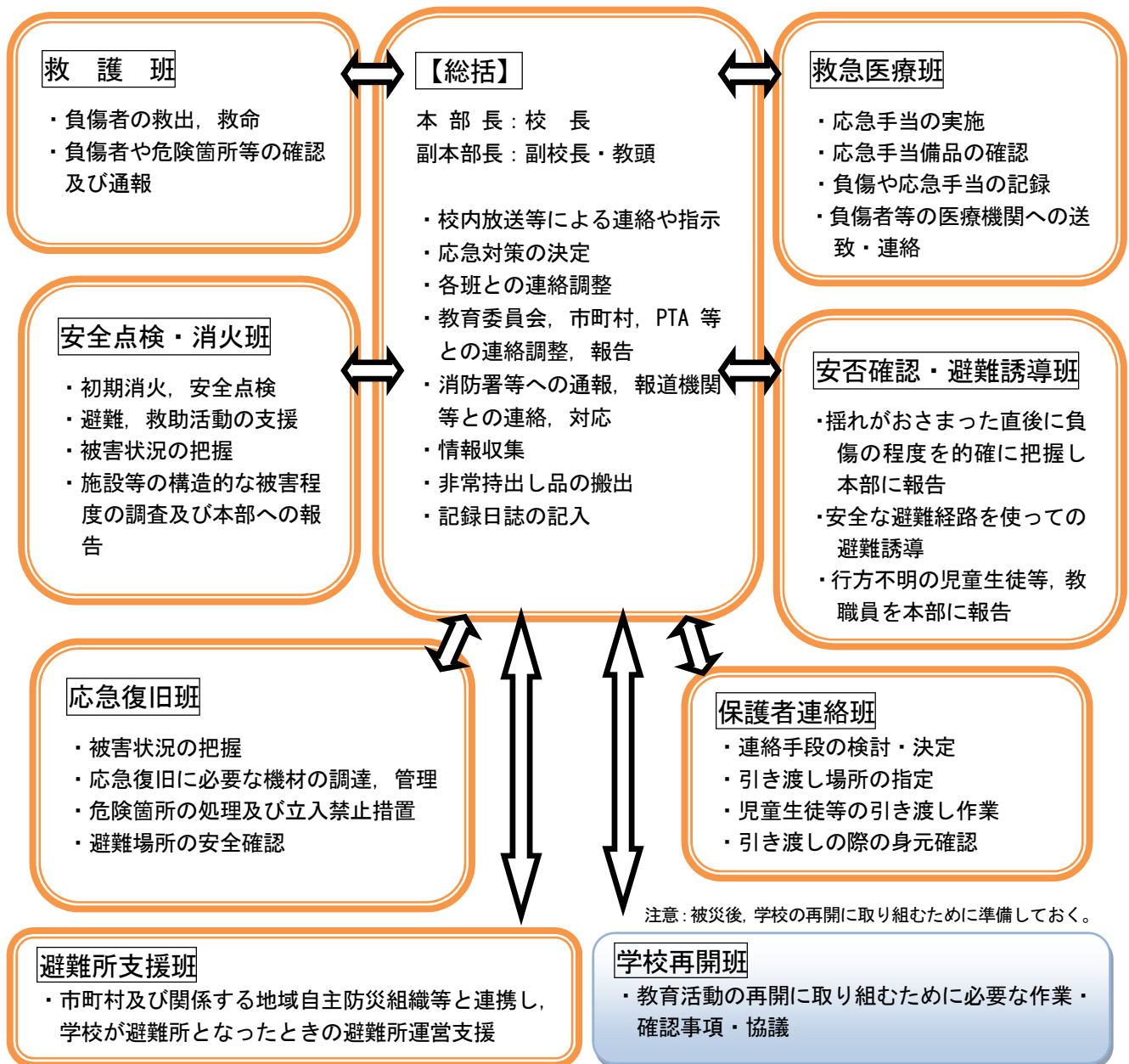
多くの学校の緊急連絡体制は、固定電話やファクシミリ、携帯電話等が使える前提で作成されている。東日本大震災では、停電、通信網の途絶がかなりの期間で続き、児童生徒等の引き渡しについて保護者と連絡がとれない学校が多くあった。地震発生時の状況に応じた学校待機や保護者引き渡し、下校方法など事前に保護者と確認しておくことが、事後の危機管理につながる。また、こうした災害時の連絡体制では、複数の連絡手段と双方向による連絡体制を整えることが効果的である。

南海トラフ巨大地震が発生した後は、通信機器・施設等の被災や回線の混雑により、電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われていることから、電子メールや学校ホームページなど電話以外の通信手段・情報発信手段を災害発生時の連絡体制として整備しておくといよい。徳島県の災害時安否確認サービス「すだちくんメール」は、携帯電話・パソコンの両方からアクセスできる通信手段であり、安否確認や参集情報などが利用できる。日頃から教職員間、関係機関や地域の防災組織と、情報通信網が途絶した場合の多様な連絡方法(災害用伝言ダイヤル、インターネット掲示板など固定電話以外の様々な手段)について、あらかじめ確認しておくことが大切である。

※すだちくんメールは以下のアドレスから登録できます。

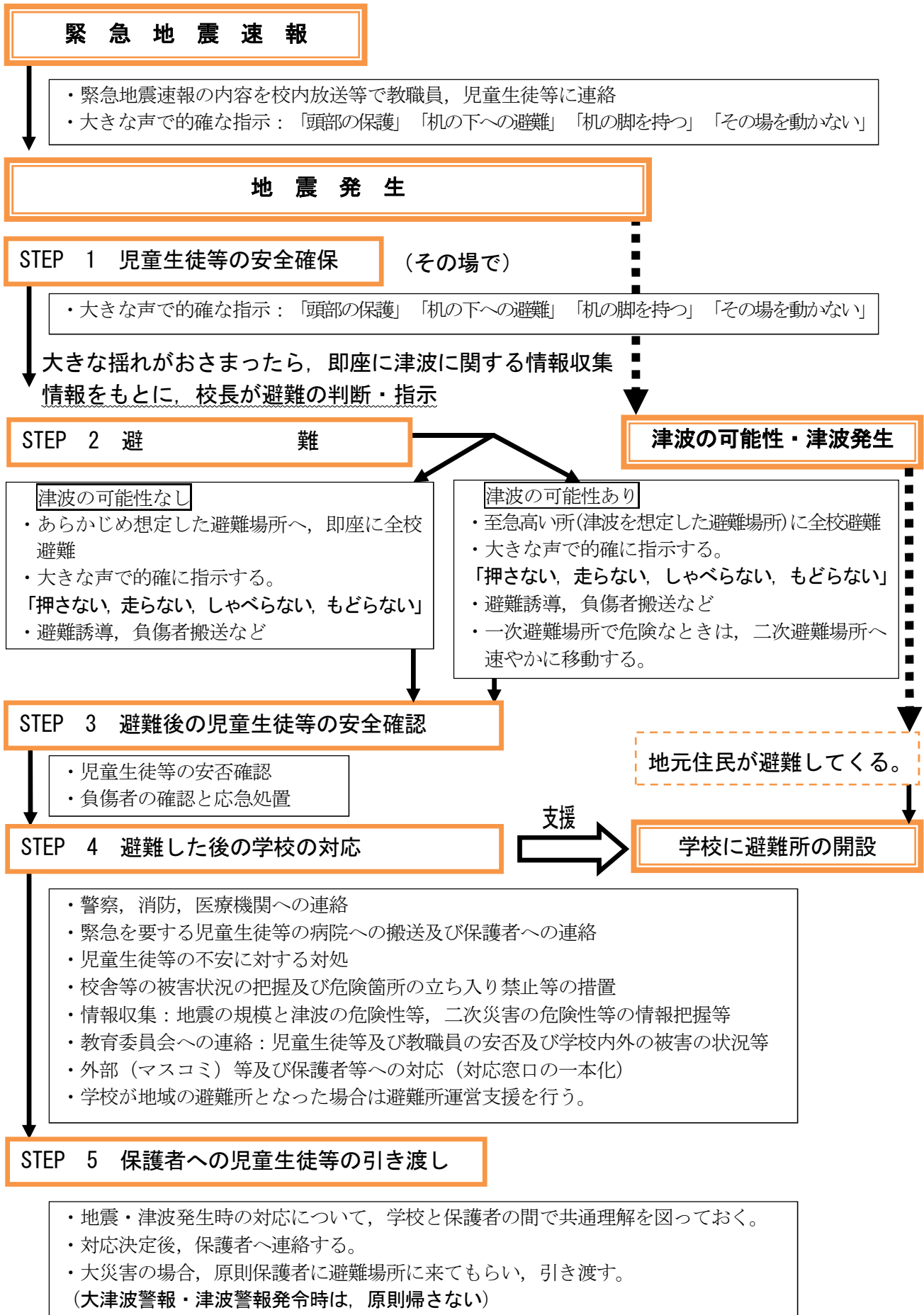
<http://www.ourtokushima.jp/howto.html>

学校災害対策本部（例）イメージ図



2 地震・津波発生時の対応

2 地震・津波発生時の対応（基本対応及びその流れ）



(1) 在校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ状況を想定して、いくつかの避難場所を決めておく。
- ・校外へ避難する場合のため、いくつかの避難経路を決めて、教職員・児童生徒等に周知しておく。（大津波を想定し、安全な高台や、津波避難ビルなど十分に高い地点を避難場所として設定する）
- ・平常時から避難場所・避難経路を教職員・児童生徒等に周知しておき、想定した災害にもとづく避難訓練を実施しておく。
- ・体育館や運動場、特別教室等の安全なスペースを確認し周知しておく。
※安全なスペースとは、天井からの落下物や戸棚、倉庫等の倒壊の危険のない場所
- ・災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・避難場所での長時間の待機に備えて、飲料水の確保の方法・トイレの有無の確認をしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。

緊急地震速報

(J-ALERT, ラジオ, テレビ, 携帯電話等で受信。数秒～十数秒前に知らせてくれる。)

《地震発生前に避難準備ができる》

教職員

- ・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
- ・大きな声での的確な指示：
「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」

児童生徒等

- ・頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）
- ・机の下にもぐる。

地震発生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・大きな声での的確な指示：
「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

児童生徒等

- 【教室】
 - ・机の下にもぐり、脚をしっかりと持ち、落下物等から身を守る。
 - ・あわてて外へ飛び出さない。
- 【特別教室】（家庭科室・理科室）
 - ・実験中であれば薬品や火から離れる。
- 【廊下・階段】
 - ・蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。

【体育館】

- ・安全なスペースに集まる。（水銀灯・高窓ガラス下・可動式ゴールポストの設置場所を確認し、安全なスペースに避難する）
- ・頭部を保護し、姿勢を低くする。

【運動場】

- ・落下物（校舎の窓ガラス・高い植木鉢）や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場の安全なスペースに避難する。（地割れにも気をつける）

<揺れがおさまったら>

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止に努める。 （消火の確認、ガスの元栓を締める、電気器具のコンセントを抜くなど） ●津波の恐れのある地域では、即座に津波に関する情報収集● ・ラジオやテレビ、インターネット等により津波に関する情報を収集し、本部へ報告する。
校長	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ早く津波に関する注意報、警報、津波到達予想時刻等の情報を収集し、避難場所、避難経路を校長が決定する。 ・津波の恐れがない場合は、児童生徒等、教職員は即座に避難するよう校長が決定する。 （あらかじめ、各災害に対応する避難経路・避難場所は想定しておく）

児童生徒等

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

STEP 2

避 難

教職員

- ・校長の指示に従い、全校へ避難指示をする。
（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）

◎地震発生時（津波の恐れがない場合）

（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。

地震が発生しました。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（あらかじめ決めている避難場所）に避難しなさい。
（繰り返し）

- ・津波の恐れがない場合は、出来るだけ早く児童生徒等・教職員は避難する。

◎津波発生時（津波の恐れがある場合）

（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。

地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（津波発生時に、あらかじめ決めている避難場所）に避難しなさい。
（繰り返し）

☆避難時間が確保できる場合は、できるだけ安全な高台へ避難する。

☆避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所（校舎の最上階など十分に高い地点等）へ避難する。

☆津波到達時間の短い学校では、すぐ高いところ（津波を想定した避難場所）へ避難する。

☆津波到達時間に猶予がある場合は、避難を基本とするが、情報の収集・児童生徒

等の安否を確認することもある。
 ☆大きな揺れを感じなくても、津波が発生することもあるので、津波の情報に注視する。

教職員	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。 「〇〇へ逃げろ」 落下物に注意し、ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護するよう指示をし、上履きのまま行動する。 大きな声で的確に指示する。 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 ※「走らなければならない」場合もあり、訓練等で十分に練習しておく。 出席簿等を携行する。 支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。 けがをして動けない児童生徒等を救護する。 逃げ遅れている児童生徒等がいないか確認する。 避難途中、普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在に十分留意する。 一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた二次避難場所に児童生徒等を誘導する。
------------	---

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護し、上履きのまま行動する。 集団・隊列から離れない。 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
--------------	--

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。 人員確認及び安否確認をし、校長に報告する。 負傷者の確認と応急手当を行う。 怪我等で緊急を要する児童生徒等がいる場合、可能な限り病院へ搬送し、保護者へ連絡する。 児童生徒等の不安を緩和する。 <p>☆津波によっては、より高いところへ避難することもある。さらに高い場所を避難場所として決めておく。</p>
------------	--

STEP 4 避難した後の学校の対応

・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

STEP 4-1 津波の危険性の残っている場合の対応

火元の確認	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> 出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。 薬品類には、特に注意する。
津波の危険性を回避するための避難を指示	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> 近所の人々が避難してきた場合は、校舎の高いところ（最上階など十分に高いところ）または近くの高台などへ避難誘導をする。
長時間の避難待機時の対応	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> 12時間以上の避難が必要となる場合があるので、体力消耗を避ける指導をする。 飲料水の確保や非常食配給の手配の他、気温・雨・風対策についても配慮する。

STEP 4-2-① 津波の危険性がなくなった後の対応（学校が避難場所となった場合）

- ・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

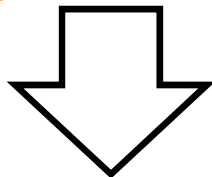
被害状況の把握	教職員 安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況を調査し、校長に報告する。 ・児童生徒等の校舎内避難、避難所としての安全確認をする。 ・余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※建物の内部からは行わない。 建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊や亀裂、 仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、 窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、 コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙、ロープなど）
情報の収集・伝達	総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況を把握、今後の対応について協議する。 ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。 ・校区内の被災状況を確認する。 （市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携） ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 （ラジオ、インターネット、携帯電話、すだちくんメール等の活用）
児童生徒等の確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・下校等が決定するまで待機させる。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・児童生徒等の体調の確認、状況説明を行う。 ・行方不明者の安否確認を行う。
応急救護・救出救助	教職員 救急医療班 ・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護にあたる。 ・市町村、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 ・市町村、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
避難所運営支援	教職員 避難所支援班 生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難した生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

STEP 4-2-② 津波の危険性がなくなった後の対応（学校以外へ避難した場合）

・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

対応方針の 決定	総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所で、今後の対応について協議する。 (児童生徒等への対応, 教員の役割分担の確認) 学校及び校区内の被災状況の確認に努める。 (市町村危機管理部, 地域自主防災組織と連携) 地震の規模, 余震の可能性と規模, 火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 (ラジオ, インターネット, 携帯電話, すだちくんメール等の活用)
情報の 収集・伝達		
児童生徒等 ・教職員の 安全確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の安否確認を行う。 児童生徒等の不安を緩和する。 児童生徒等の体調の確認, 状況説明を行う。 保護者への連絡・状況説明。
救急救護 ・ 救出救助	教職員 救護班・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭を中心に救護にあたる。 怪我をした人の応急手当を行う。



○学校が被災していない場合は、学校へ移動する。
以下、(1) 在校時 STEP 4-2-① の対応をとる。

○学校が被災した場合は、安全な近くの指定避難所へ移動する。

近くの指定避難所へ避難した後の対応

情報の 収集・伝達	総括 校長	<ul style="list-style-type: none"> 校区内の被災状況を確認する。 (市町村危機管理部, 地域自主防災組織と連携) 地震の規模, 余震の可能性と規模, 火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 (ラジオ, インターネット, 携帯電話, すだちくんメール等の活用)
児童生徒等 の確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 下校等が決定するまで待機させる。 児童生徒等の不安を緩和する。 児童生徒等の体調の確認, 状況説明を行う。 行方不明者の安否確認を行う。
応急救護 ・ 救出救助	教職員 救護班・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭を中心に救護にあたる。 市町村, 医療機関等と連携して, 重傷者の搬送等を行う。 市町村, 消防機関等と連携し, 建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
避難所 運営支援	教職員 避難所支援班 生徒	<ul style="list-style-type: none"> 教職員は, 避難所運営支援にあたる。 避難所に避難した生徒は, 出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

(2) 登下校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、個々の登下校時の通学路における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・登下校時の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見しておく。
- ・児童生徒等が個々の登下校時に避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・児童生徒等が安全な避難ができるよう、市町村教育委員会と連携し、地域自主防災組織や市町村の危機管理部局に避難誘導や避難所での対応について協力依頼をしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・すでに登校（園）している児童生徒等の避難誘導については、**(1) 在校時 STEP 1**と同じ対応をとる。

児童生徒等

- ・ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
- ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
- ・公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・火災が発生する場合もあるので気をつける。
- ・地割れにも気をつけ、避難する。

<揺れがおさまったら>

STEP 2

避難

児童生徒等

- ・あらかじめ決めていた避難場所に避難する。
(津波が想定される地域については、津波対応の高い避難場所へ避難する)
- ・避難後は避難場所の（地域自主防災組織等の）責任者の指示に従う。
(大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難が第一)

STEP 3

避難後の児童生徒等の安全確認

教職員

- ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本部が設置される場所に参集する。
- ・児童生徒等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認する。なお、避難場所において児童生徒等が保護者と一緒でない場合は、避難場所の安全を確保した上で、保護者に連絡して引き渡すまで保護するか、学校が安全な避難所である場合は、学校まで引率した上で保護者へ連絡して引き渡すまで保護する。
- ・校内、通学路、避難場所等の安全を確認する。

☆教職員の安否確認はすだちくんメールの活用を推奨

以後の対応は、**学校へ避難した場合**、**(1) 在校時の STEP 4-2-①** で示すとおり。

以後の対応は、**学校が被災し、学校以外へ避難した場合**、**(1) 在校時の STEP 4-2-②** で示すとおり。

STEP 5

保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

(3) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における、災害時のリスク、避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。
（特に津波が予想される地域では、津波に対する避難場所を確認しておく）
- ・学校施設外で部活動を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に事前に指導する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1 児童生徒等の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物や地形、周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。 ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。 ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に身を伏せる。 ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

STEP 2 避
STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所へ避難誘導する。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。 ・避難後、児童生徒等の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。 ・ラジオ、インターネット、電話等で地元の被害状況を把握する。 ・関係機関に救援を要請する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・集団・隊列から離れたりしない。 ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。 ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

STEP 4 児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達
・負傷者への対応

教職員	<p>(被災現場での対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確認の状況、被災の状況を校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。
------------	--

安否確認・
情報の収集・伝達
対応の決定

総括 校長 教職員 保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動中の児童生徒等、教職員の安全状況を確認する。 ・学校または安全な場所で、児童生徒等の保護者への引き渡しができるよう連絡・調整する。 ・被害状況、児童生徒等の安否を教育委員会に報告する。
---------------------------------	---

【以後の対応は、(1) 在校時の STEP 4 → STEP 5 で示すとおりである。】

(4) 在宅時

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、自宅付近における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上確認し、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・児童生徒等が避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・自宅付近の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見をしておく。
- ・災害発生時に、参集可能な教職員のリスト及びその他の職員の対応を作成しておく。

地震発生

- STEP 1 児童生徒等の安全確保
 STEP 2 避難
 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

児童生徒等 ・地震から身を守り、揺れがおさまったら、あらかじめ家族と話し合っ
 て決めておいた避難場所へ避難する。（津波が予想される地域では、より
 高いところへ避難する）

教職員 ・地震から身を守り、揺れがおさまったらあらかじめ決めておいた避難場
 所へ避難する。
 （津波が予想される地域では、より高いところへ避難する）
 ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本
 部が設置される場所に参集する。
 ・児童生徒等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認す
 る。

STEP 4 避難した後の学校の対応

情報の
 収集・伝達

**総括 校長
 教職員** ・参集可能な者は所属校に集まり、学校災害対策本部を設置する。
 ・参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、
 行動を開始する。
 ・児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた時の対応として、
 避難所開設の用意をする。
 ・教育委員会へ状況報告をする。

安否確認・
 被害状況
 の把握

教職員
 安否確認・
 避難誘導班
 安全点検・
 消火班
 ☆教職員の安否確認は「すだちくんメール」を活用

- ・児童生徒等の所在及び安否確認をする。
- ・参集できない教職員の安否確認をする。
- ・学校の被害状況を確認する。
- ・建物の安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。

児童生徒等 ・可能な範囲で、できるだけ早く、安否及び所在について学校に
 連絡する。

(5) 休日・夜間等 (校舎内外に生徒はいない場合)

【平常時にしておくこと】

- ・休日・夜間等に地震・津波が発生し、学校が災害に巻き込まれた場合を想定し、教職員が学校へ参集できるように緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。
- ・休日に部活動等で学校に、児童生徒等がいる場合については(1) 在校時 の対応を参照し、まずは児童生徒等の安全確保、避難、避難後の児童生徒等の安全確保に努める。

地震発生

STEP 1

安全な方法で教職員は学校へ参集

教職員

- ・震度4の地震が発生した場合は、第1非常体制に入り、必要最小限の教職員を配備する。
 - ・震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合は、第2非常体制に入り、応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備する。
 - ・震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備体制とし、直ちに学校に集合する。
 - ・地震の状況により、全教職員は自らや家族の安全を確保した後、直ちに安全な方法で学校に集合する。
- ※震度3以下であっても、緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておくこと。

STEP 2

教職員が参集した後の学校の対応

教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。

被害状況の把握

教職員

安全点検・
消火班

- ・校舎施設の被害状況を調査し、校舎の安全性を確認をする。
 - ・余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。
- ※建物の内部からは行わない。
建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊やエックス字の亀裂
仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、
窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、
コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ
- ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。(はり紙、ロープなど)
 - ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。

情報の収集・伝達

総括 校長

- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
- ・校区内の被災状況を確認する。(市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携)
- ・外部との対応(保護者、マスコミ等からの照会に対する対応)
- ・マスコミ対応については、被害状況等を確実に把握し、対応窓口を一本化して対応する。
- ・児童生徒等の安否確認を行うと同時に、翌日からの授業実施等について教育委員会等と協議・検討し、児童生徒等・保護者へ連絡する。

避難所運営支援

教職員
避難所支援班
児童生徒等

- ・地域住民が避難してきた場合、教職員は避難所運営支援にあたる。
- ・避難所に避難した児童生徒等は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5

保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）

(6) 下校の判断基準について

- ・大災害の場合、原則、保護者に学校（安全な避難場所）に来てもらい、引き渡す。
（児童生徒等だけで下校させない。沿岸部では大津波警報・津波警報発令時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況
（家庭で一人にならないか）
- ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

「津波警報」「大津波警報」発令中は原則として児童生徒等は帰さない。

(7) 保護者への児童生徒等の引き渡し（(6)下校の判断基準により安全が確認された後）

教職員

保護者連絡班

- ・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて）

（連絡例）

- ①児童生徒等は全員無事、へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
（津波が想定される沿岸部の地域の場合）
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。
（危険な場合は無理をしないこと）

※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

- ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所
- ・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと
（連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。
○学校のホームページに掲載する。
○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。
○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。
など
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと

- ・保護者が迎えにきた場合は、（6）下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、引き渡しカード等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。

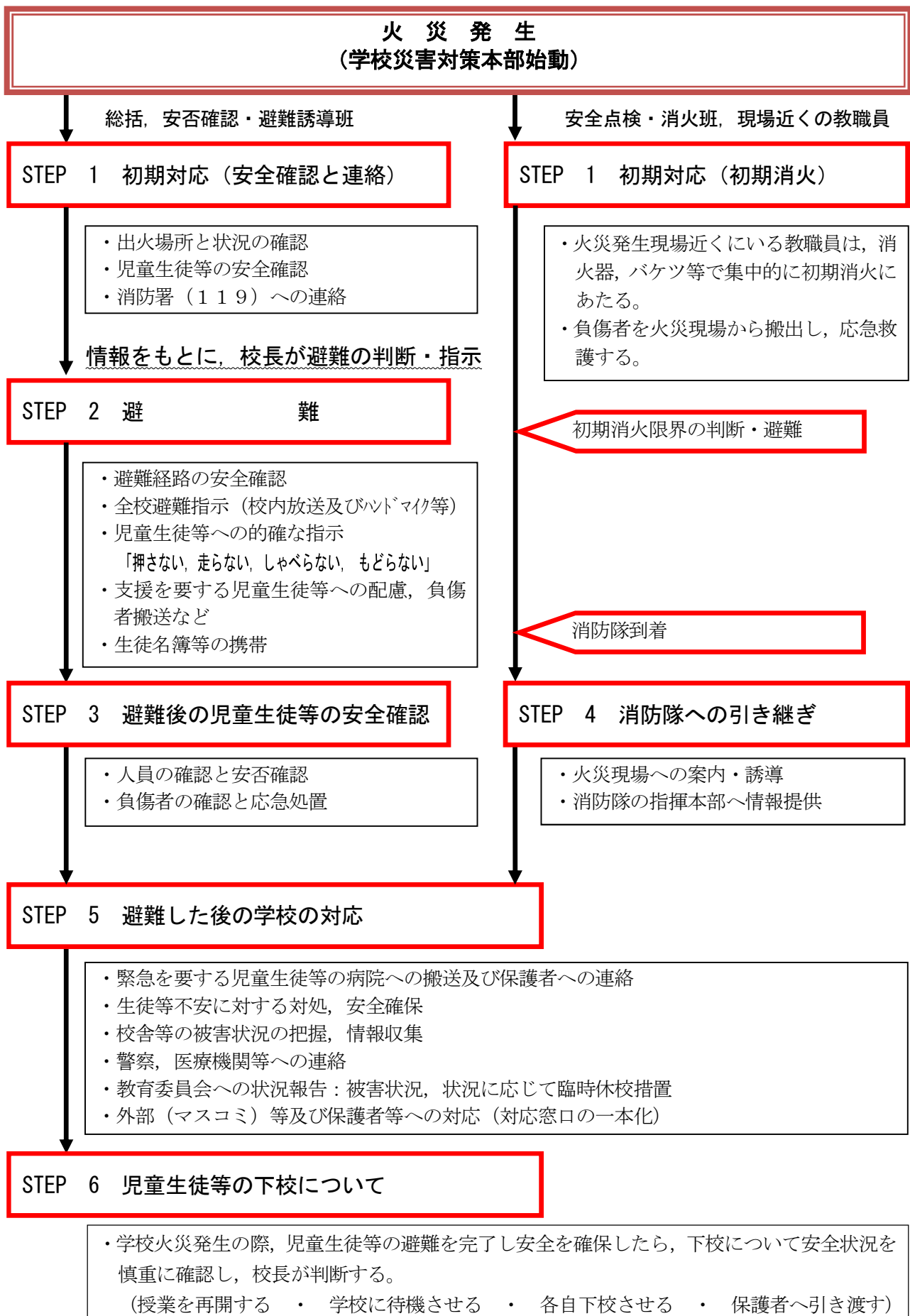
（連絡例）①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。

②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。

- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。（電話、メール等）

3 火災発生時の対応

3 火災発生時の対応（基本対応及びその流れ）



(1) 在校時及び放課後（部活動中等）

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ火災状況を想定していくつかの避難場所を決めて、平常時から火災避難訓練を行う。避難経路等火災発生時の行動の確認をし、教職員・児童生徒等に知らせておく。
- ・火災発生時の初期対応（初期消火・連絡・避難誘導）の各教職員の役割を明確にしておく。
- ・校内の消火設備の設置場所、及び消火器や屋内消火栓の使用方法を確認しておく。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

火 災 発 生

(学校災害対策本部始動)

STEP 1

初 期 対 応

火災報知器の作動によって、火災を発見した場合

- ①自動火災報知設備のベルがなる。
- ②すぐに受信機を確認し、出火階・出火場所を確かめ、現場に駆けつけ火災発生を確認する。あるいは、校内放送で発生場所を知らせ、付近にいる教職員に確認させる。
- ③火災発生を確認した場合は、速やかに本部へ連絡する。
- ④教職員は自分の役割分担に応じて、初期消火・通報・避難誘導を開始する。

火災発見者からの連絡の場合

- ①発見者は速やかに本部へ連絡し、大声で周囲に火事であることを知らせるとともに、近くの火災報知器の発信ボタンを押し火災発生を知らせる。
- ②教職員は自分の役割分担に応じて、初期消火・通報・避難誘導を開始する。

119番通報時の内容について

落ち着いて、次の項目にそって通報してください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ①火事ですか・救急ですか？ | 火事です。 |
| ②住所と学校名 | 〇〇市〇〇町〇〇 〇丁目 〇〇〇学校です。 |
| ③何が燃えていますか。
(出火箇所はどこですか?) | 〇〇校舎2階〇〇室です。 |
| ⑤通報者の氏名 | 〇〇〇〇 です。 |
| ⑥通報者の電話番号 | 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 です。 |

教職員

- ・上記、初期対応をもとに火災発見後、まず出火場所と火災状況を把握し本部へ連絡する。次に、初期消火、通報（119消防署へ）・避難誘導を開始する。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。
- ・休憩時、放課後の場合は教室、体育館等にいる児童生徒等の安全確認に向かう。（避難経路の安全確認も同時に行う）

初 期 消 火

教職員

- ・火災発生場所の近くにいる教職員及び安全点検・消火班は、近くにある消火器、消火バケツなどを多く集めて、集中的に初期消火にあたる。
- ・消火器などで消し止められないと判断したときは、すぐに屋内消火栓を使用する。

※＜初期消火か避難かの判断基準＞

消火器やバケツ、屋内消火栓などによる初期消火活動は、教職員の安全を第一に考えたものとする。身の危険を感じた場合や消火活動に限界を感じた時は、速やかに避難をする。（初期消火の目的は、被害を最小限にとどめることであり、決して無理はしない）

火災発生時の避難について

- ①児童生徒等の避難の判断は、本部長（校長）が行う。
- ②火災については、児童生徒等の安全を第一に考え、全館避難を原則とする。
- ③火災発生場所の発生階の児童生徒等の避難を第一に、次にその上階を優先し、順次速やかに避難させる。
- ④支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。

STEP 2

避 難

管理職

- ・校内放送等で、児童生徒等・教職員へ避難指示をする。
(通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク)

(例) 学校の所在地の状況によって適宜応用してください。

ただいま、〇〇校舎〇階〇〇教室で火災が発生しました。
 児童（生徒）の皆さんは全員、◎◎（あらかじめ決めている避難場所）に至急避難しなさい。
 (繰り返し)

教職員

- ・避難指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。
- ・火災発生階を優先し、その上階、下階と順次誘導する。
- ・火災による煙等から身を守るよう、ハンカチ等で口、鼻を覆うよう指示し、煙を吸わせないようにして、上履きのままで避難させる。
- ・大きな声で的確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・火や煙によって階段が使用できない場合は、救助袋等を設定し避難させる。（地上の誘導者と密接に連絡を取りながら落ち着いて行う）
- ・特別教室では、火気の始末や実験中の薬品を回収、電気器具のコンセントを抜くなど、二次災害の危険を回避して避難を開始する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。
- ・最後に避難する誘導者は、逃げ遅れている児童生徒等がないか確認し、(防火)戸を閉めてから避難する。（避難途中、普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在にも十分留意する）
- ・出席簿等を携行する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時持ち出し品の搬出を行う。 ※避難経路の確認，避難指示は管理職及び職員室で待機中，もしくは火災が発生した付近にいる教職員が行う。
--	--

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による煙等から身を守るため，ハンカチ等で口，鼻を覆い，上履きそのまま素早く行動する。 ・集団・隊列から離れない。 ・教職員の指示をよく聞き，勝手な行動をとらない。（教職員不在の場合は，校内放送等に従い速やかに校舎外の避難場所に避難する） 【屋内・教室・廊下・特別教室・階段・体育館等】 ・連絡があり次第，窓を閉め，校舎外に避難開始する。 ・あわてて外へ飛び出さない。周囲の安全確認をする。 【屋外・運動場等】 ・運動場で出火場所から離れた安全な場所に避難する。 ・教職員の指示があるまで集合形態で待機する。
--------------	--

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させ，児童生徒等の人員確認及び安否確認を行い，校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお，負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。 ・負傷または緊急を要する児童生徒等がいる場合，保護者へ連絡をする。 ・児童生徒等の不安を緩和する。
------------	--

STEP 4 消防隊への引き継ぎ

<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊が到着したら，火災現場に迅速に到達できるよう誘導する。 ・消防隊の指揮本部に情報提供を行う。

< 情報提供の内容 >

	優先して行う事項	状況に応じて行う事項
延焼の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・出火場所 ・燃焼物体及び燃焼範囲（炎，煙の拡散状況） ・消火活動上支障となる危険物等の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火原因
避難の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた者の確認状況 ・避難誘導状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の確認状況
自衛消防活動の状況	/	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動報告 ・防火区画の構成状況 ・消火器・屋内消火栓設備の使用，作動状況
空調設備等の運転停止状況	/	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備・排煙設備の運転停止状況 ・エレベーターの運転停止状況 ・非常電源の確保状況

STEP 5

避難した後の学校の対応

被害状況の把握	教職員 安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携し、施設の被害状況を調査し、校長に報告する。 ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙、ロープなど）
情報の収集・伝達	総括 校長	（校長不在の場合の責任者を決めておく） <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携し被災状況を確認し、二次災害などの危険性について把握する。 ・マスコミや保護者からの問い合わせについて、対応窓口を一本化して対応する。 ・児童生徒等の下校について判断するための情報を収集する。 ・火災・校舎等被害状況、児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。
児童生徒等の確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・下校等が決定するまで安全を確保し、待機させる。
応急救護・救出救助	教職員 救急医療班・ 救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。 ・行方不明者がいる場合は、直ちに消防機関等へ連絡する。

STEP 6

児童生徒等の下校について

教職員 保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校火災発生の際、児童生徒等の避難を完了し安全を確保したら、下校についての判断を校長が行う。 ア 火災の規模が小さく、授業に支障のない場合は、授業を再開する。 イ 火災の規模が大きく、授業続行が不可能な場合は、緊急時連絡網（電話・メール）、地域の緊急放送等を利用し、保護者に生徒が下校することあるいは学校に待機していることを連絡し、以下のCASE 1～3の対応をとる。 <p>CASE 1</p> <p>児童生徒等が落ち着いた状況であり、通学路の安全、交通機関の運行状況を確認した場合、児童生徒等を帰宅させる。</p> <p>CASE 2</p> <p>児童生徒等の状態が不安定であったり、通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させた後、下校させる。（保護者の迎えを要する場合は、連絡を取り、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す）</p> <p>CASE 3</p> <p>緊急時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。</p>
----------------------	--

(2) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習や校外で部活動を実施する場合は、見学施設・宿泊施設・利用施設等における、火災発生時の避難経路・避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に、事前指導を行う。
- ・緊急時連絡網を作成しておき、災害発生時は連絡が取れるようにしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

火 災 発 生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・火災報知器あるいは火災発見者からの連絡により出火場所と火災状況を把握し、児童生徒等へ避難指示を行う。（事前に施設管理者等と確認した見学施設・宿泊施設・利用施設等における避難方法に従い、避難場所へ移動するよう指示する。）
- ・列車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。

STEP 2

避 難

STEP 3

避難後の児童生徒等の安全確認

教職員

- ・火災による煙等から身を守るよう、ハンカチ等で口、鼻を覆うよう指示し、煙を吸わせないようにして、速やかに誘導、避難させる。
- ・大きな声で的確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。
- ・けがをして動けない児童生徒等を救護し、避難誘導する。
- ・逃げ遅れている児童生徒等がいないか、確認をする。
- ・緊急連絡用の生徒簿等を携行する。

児童生徒等

- ・施設管理者等及び教職員の指示に従い、避難場所へ移動する。
- ・火災による煙等から身を守るため、ハンカチ等で口、鼻を覆い落ち着いて行動する。
- ・集団・隊列から離れない。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・避難後は、教職員の指示があるまで待機する。

STEP 4

児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達
・
負傷者への
対 応

教職員

(被災現場での対応)

- ・児童生徒等の安全確保の状況、火災の状況を校長に報告する。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。

安否確認・
情報の収集・伝達
対応の決定

総括 校長
教職員

- ・校外活動中の児童生徒等、教職員の安全状況を確認する。
- ・児童生徒等が学校または安全な場所まで移動した後、児童生徒等を下校または保護者への引き渡しができるよう、緊急時

保護者連絡班	<p>連絡網（電話・メール）、学校のホームページへの掲載等を利用し、連絡・調整する。（児童生徒等の下校及び保護者への引き渡しについては、火災編（１）在校時及び放課後（部活動中）のSTEP 6 児童生徒等の下校についてを参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災状況、児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。
--------	---

（３）休日・夜間等（校舎内外に生徒はいない場合）

【平常時にしておくこと】

- ・休日・夜間等に学校で火災が起こった（あるいは火災に巻き込まれた）場合を想定し、教職員が学校へ参集できるよう緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。
- ・休日に部活動等で学校に、児童生徒等がいる場合については（１）在校時及び放課後（部活動中等）の対応を参照し、まずは**児童生徒等の安全確保、避難、避難後の児童生徒等の安全確保**に努める。

火 災 発 生

STEP 1

安全な方法で教職員は学校へ参集

教職員

- ・学校が出火した場合、又は、学校が火災により被害を受けた場合は、教職員は速やかに全員配備体制につき応急対策を講ずるために速やかに学校に集合する。
- ※緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておく。

STEP 2

教職員が参集した後の学校の対応

情報の
収集・伝達

**総括 校長
教職員**

- ①教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。
- ②校舎施設の被害状況の把握をする。
- ③教育委員会への連絡をする。
 - ・被害の状況、その他学校内外の状況、指導事項の確認等
 - ・状況に応じて臨時休校の措置
- ④外部との対応（保護者、マスコミ等からの照会に対する対応）
 - ・今後の学校としての対応等を保護者等に周知徹底する。
 - ・マスコミ対応については、火災の規模、被害状況等を確実に把握（消防署の指示に従う）し、対応窓口を一本化して対応する。
 - ・学校周辺地域の被害状況を、関係機関と連絡をとり把握する。
- ⑤翌日からの学校再開等について教育委員会等と協議・検討し、児童生徒等・保護者へ連絡する。

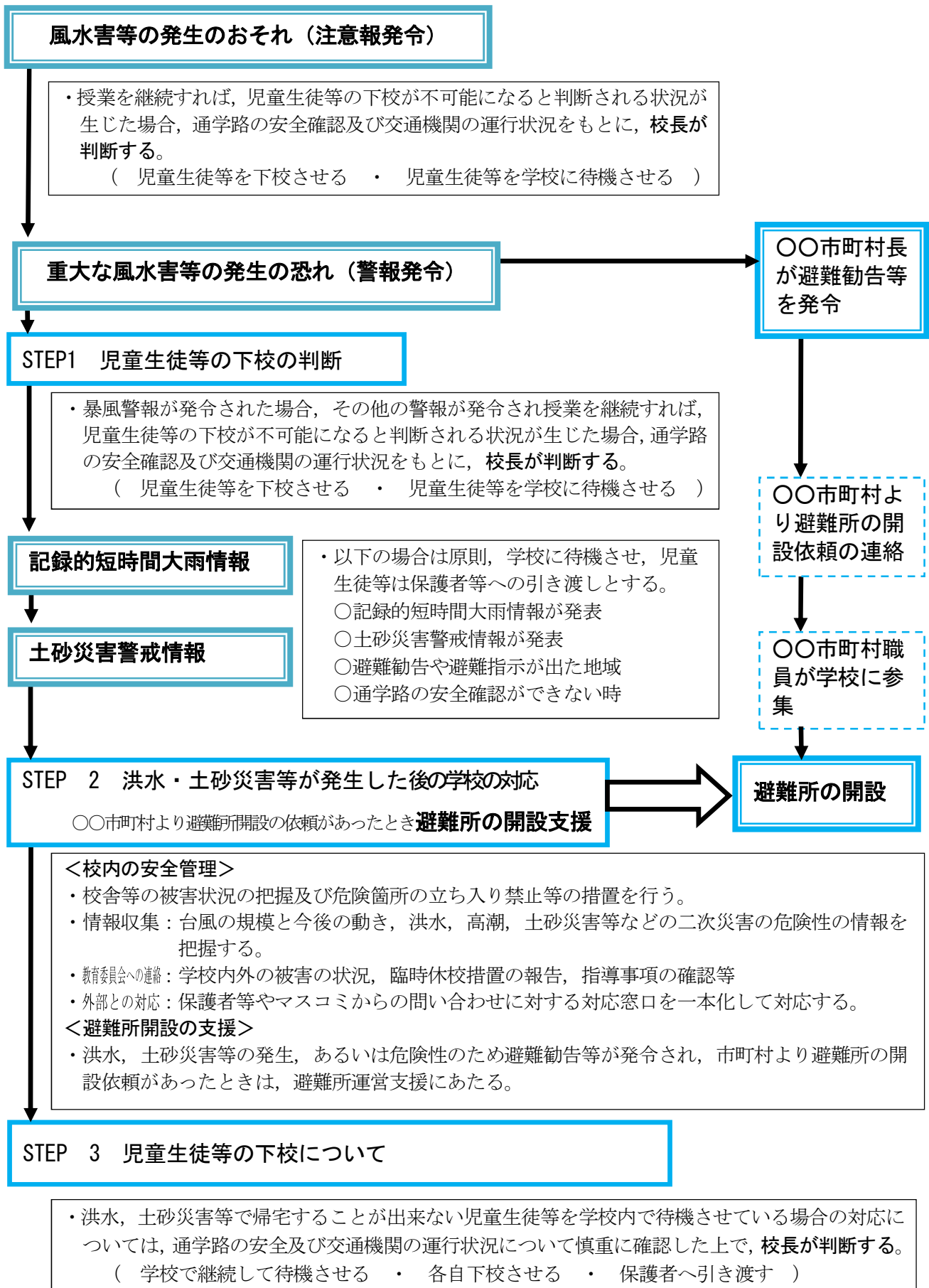
安否確認・
被害状況の
把握

**教職員
安全点検・
消火班**

- ①校舎施設の被害状況の把握
 - ・消防署、警察等の指示を仰ぎながら被害状況、安全確認を行い、今後の対応を検討する。
 - ・危険箇所の立ち入り禁止等の措置

4 風水害発生時の対応

4 風水害発生時の対応（基本対応及びその流れ）



(1) 在校時及び放課後（部活動中等）

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ注意報・警報発令時の学校の対応について、児童生徒等・保護者に周知徹底しておく、風水害等の災害発生を想定して通学路における危険箇所を認識させておく。
- ・緊急時の連絡網を作成しておく、災害発生時の連絡体制を確立しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

風水害等の発生のおそれ（注意報発令）

管理職

- ・注意報が発令されたが、このまま授業が継続することができると判断される状況である場合、授業を継続する。
- ・注意報が発令され、授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE1, 2の対応をとる。
 - CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認されたときは下校させる。
 - CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。
- ・なおCASE 1の場合は、教育委員会に連絡する。

気象庁レーダーナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
 降水短時間予報や降水ナウキャストなど、最新の降雨量の確認と気象予測を参考にすること。

重大な風水害等の発生のおそれ（警報発令）

管理職

- ・暴風警報が発令された場合、その他の警報等が発令され、授業を継続すれば児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE1, 2の対応をとる。
 - CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認されたときは下校させる。
 - CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。
 - ・警報発令時に児童生徒等を下校させる、あるいは学校に待機させる場合は、教育委員会に連絡する。
- 注意： 記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表された場合は、児童生徒等の通学路に危険が迫っている状況であることが予想されるので、校長は最新の情報を入手し、児童生徒等の安全を第一に考え慎重に判断する。

STEP 1

児童生徒等の下校の判断

CASE 1の場合

教職員

- ・交通機関の運行状況，児童生徒等の通学路の状況等を確認する。（あらかじめ非常時用の関係交通機関一覧表を作成しておく。）
- ・危険な箇所に近づかないこと，寄り道をしないこと，できるだけ複数で帰ること，災害等に巻き込まれた場合は自宅又は学校に連絡すること等を指示する。
- ・緊急時の家庭連絡網（電話・メール），学校のホームページへの掲載等を利用し，保護者に生徒が下校することを連絡する。

児童生徒等

- ・教職員の指示をよく聞き，寄り道をしないで，できるだけ複数で帰る。
- ・増水した河川や浸水の危険性のある通学路は回避して，速やかに安全な方法で帰宅する。

STEP 1

児童生徒等の下校の判断

CASE 2の場合

教職員

- ・通学路が危険な状態である，交通機関の運行状況に支障がある，災害等が発生して危険である等の場合は，児童生徒等の安全を第一に考えて学校に待機させる。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集し，後何時間待機すれば天候の状態が回復するなどの予測をたてる。
- ・予測をもとに，児童生徒等を学校に待機させた後の対応について準備するとともに，天候が落ち着き，児童生徒等の通学路の安全，交通機関の運行が再開されるまで，学校に待機させる。

STEP 2

洪水・土砂災害等が発生した後の学校の対応

〇〇市町村より避難所開設の依頼があったとき **避難所の開設支援**

学校が洪水・土砂災害等で被災した場合

教職員

- ・児童生徒等を洪水・土砂災害等の危険のない避難場所，鉄筋校舎2階以上等に避難させ，児童生徒等の安全確保をする。
- ・市町村危機管理部局，消防署，教育委員会等へ救助要請の連絡を入れる。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。

学校災害対策本部の役割分担に応じて対応する。

被害状況の把握

教職員

安全点検・消火班

- ・危険箇所の立入禁止等の措置を行う。（はり紙，ロープなど）
 - ・施設の被害状況を調査し，校長に報告する。
- | |
|--|
| ・外観等上の安全確認の基準として考えられる内容
校舎の損傷，落下物，窓や窓ガラスの破損，雨漏り，
浸水の状況，樹木の状況など |
|--|

情報の収集・伝達

総括 校長

- （校長不在の場合の責任者を決めておく）
- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
- ・児童生徒等への対応（休校措置）を教育委員会に報告する。

情報の収集・伝達

避難所運営支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。（台風・低気圧の規模や今後の動き、高潮などの二次災害の危険性等の情報把握、洪水・土砂災害の危険性等の情報把握等） ・地域防災関係機関との連携を図り、情報を収集する。（校区の被害、危険箇所の状況、災害等発生時の避難所設営の準備等） ・保護者等からの問い合わせやマスコミ等について、対応窓口を一本化して対応する。
教職員 避難所支援班 生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、土砂災害等の発生あるいは危険性のため避難勧告が出され、市町村より避難所の開設依頼があったときは、教職員は避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難している生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 3

児童生徒等の下校について

教職員
保護者連絡班

・風水害等の発生及び発生のおそれにより、児童生徒等の通学路が危険である、または交通機関の運行に支障があり、学校に待機させた後の対応について、最新の情報をもとに下校について判断を校長が行う。

- ① 風水害の発生がなく、各種警報も解除され、授業に支障のない場合は、授業を再開する。
- ② 風水害の発生の可能性があり、各種警報が持続しており、授業続行が不可能な場合は、緊急時の家庭連絡網（電話・メール）、学校のホームページへの掲載等を利用し、保護者に児童生徒等が下校すること、あるいは待機していることを連絡し、以下のCASE 1～3の対応をとる。

CASE 1

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況が確認された場合、児童生徒等を帰宅させる。

CASE 2

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させる。

CASE 3

非常時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。

注意

- 原則、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表中の時は、あるいは避難勧告・避難指示が出されている地域においては、児童生徒等だけでは下校させない。
- 保護者が危険を冒して迎えにくることのないように、あらかじめ風水害発生時の学校の対応について説明しておく。

(2) 登校前

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ注意報・警報発令に対する学校の対応について、児童生徒等及び保護者に周知徹底しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にし、登校前の対応について各教職員に周知徹底しておく。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

風水害等の発生のおそれ (注意報発令)

教職員

- ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中は, 安全に十分注意して出勤する。(テレビ, ラジオ, インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する)
 - ・児童生徒等, 保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう, 学校で待機する。
- ※気象庁レーダーナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

児童生徒等

- ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中で, 状況から判断して, 登校しても安全であると判断される場合, 安全に十分注意して登校する。
- ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中で, 登校することで通学途上生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡して自宅待機し, 安全な状況になれば登校する。
- ・判断が難しい場合, 学校に電話等で問い合わせ指示を受ける。

重大な風水害等の発生のおそれ (警報発令)

教職員

- ・暴風警報が発令中の場合, 児童生徒等は自宅待機となるが, 教職員は気象状況を把握(テレビ, ラジオ, インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する)して, 通勤上の安全に十分注意して出勤する。また, 状況から判断して, 出勤することにより生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡した上で自宅待機し, 出勤が可能と判断される状況になれば, 速やかに出勤する。
- ・児童生徒等, 保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう, 早朝から出勤できる教職員が学校で待機する。

児童生徒等

- ・暴風警報が発令中の場合, 児童生徒等は安全を第一に考えて, 暴風警報が解除されるまで自宅待機とする。解除された後の対応については, 学校のホームページや電話での問い合わせ等で確認する。
- ・暴風警報以外の警報が発令中の場合, 気象状況から, 登校しても安全であると判断される場合, 安全に十分注意して登校する。また, 状況から判断して, 通学の途中で生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡をして自宅待機する。

STEP 1 台風接近により学校が被災した場合・避難所開設の依頼があった場合の対応
風水害 編 (1) 在校時及び放課後(部活動中等) の STEP 2 を参照すること

(3) 風水害時における学校の対応

ア 児童生徒等への事前対策

- (ア) 学校は、児童生徒等に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (イ) 校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登校下校時の安全経路、児童生徒等の校内での待機措置などについて定めておくものとする。

イ 児童生徒等の休校措置等に関する事 (時刻については、各学校において設定すること)

(ア) <登校前に「暴風警報」が発表された場合>

- ・ 午前〇時の段階で校区内に「暴風警報」が発表継続中の場合は、児童生徒等の安全確保のため、原則として臨時休業の措置を講ずる。
- ・ ただし、特別支援学校は午前〇時、定時制課程の高等学校は午後〇時とし、特別な事情のある高等学校については、別に当該校で判断時刻を定める。
- ・ 遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の判断により、実施することができる。

(イ) <登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合>

- ・ 午前〇時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

(ウ) <登校後に「警報」が発表された場合>

- ・ 登校後に、「警報」が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

ウ 避難所としての事前対策

(ア) 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

また、風水害の危険発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・副校長・教頭の緊急連絡先について教育委員会と連携をとり確認しておく。

(イ) 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあつては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設（体育館等）の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。

(ウ) 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議しておく。

(イ) 学校災害対策本部について

災害発生時の役割分担について、教職員が確認しておく。

5 避難所運営支援

5 避難所運営支援

(1) 避難所としての事前対策

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員(以下「市町村職員」という)が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後の数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することが十分想定される。(参考：東日本大震災では、発災直後から10日以上の間、学校避難所の運営を教職員が担った実例がある。)

ア 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。また、大災害発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡が取れるように、校長・副校長・教頭と市町村の危機管理部局との緊急連絡体制を作成しておく。

イ 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設(体育館等)の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。また、学校に避難所が開設された際の名簿作成の基礎資料として、校区内の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておき、名簿の整理手順について確認をしておく。

ウ 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議・調整しておく。

エ 避難所運営について

避難所運営は本来、市町村の危機管理部局が管理責任を負うものであるが、学校が避難所となる場合、教職員は必要に応じて協力する立場となる。なお、災害発生時の初期段階においては避難所運営の円滑な運営を支援するが、速やかに市町村危機管理部局、地域自主防災組織及び避難者自治組織による運営に移行し、学校教育活動の早期再開のための業務に専念できるよう体制整備を図る必要がある。

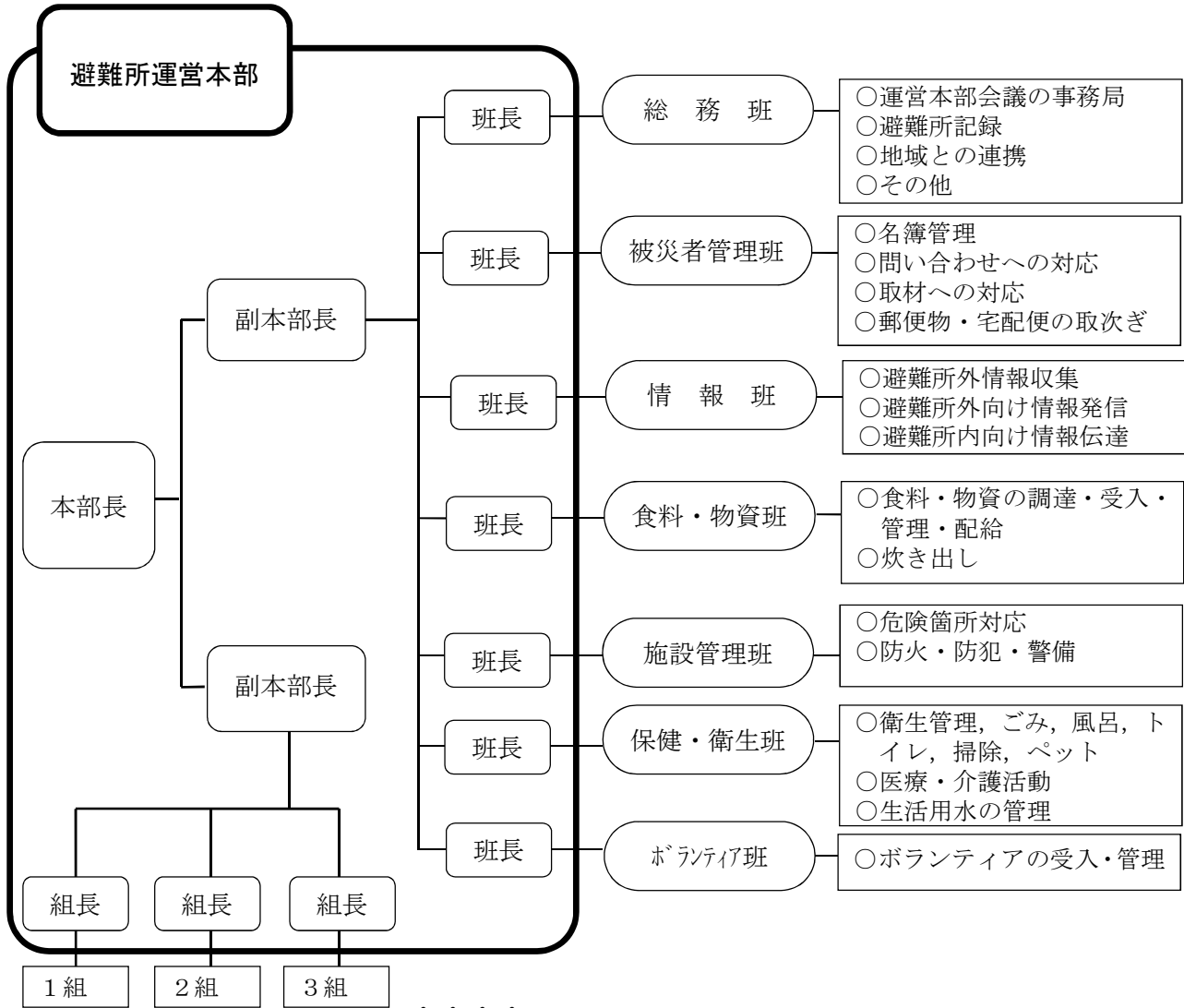
(2) 避難所運営組織について

学校災害対策本部における避難所支援班は、学校に避難所が開設される時には、次のような避難所運営組織を立ち上げて、避難所運営が市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織により行われるまでを支援する。

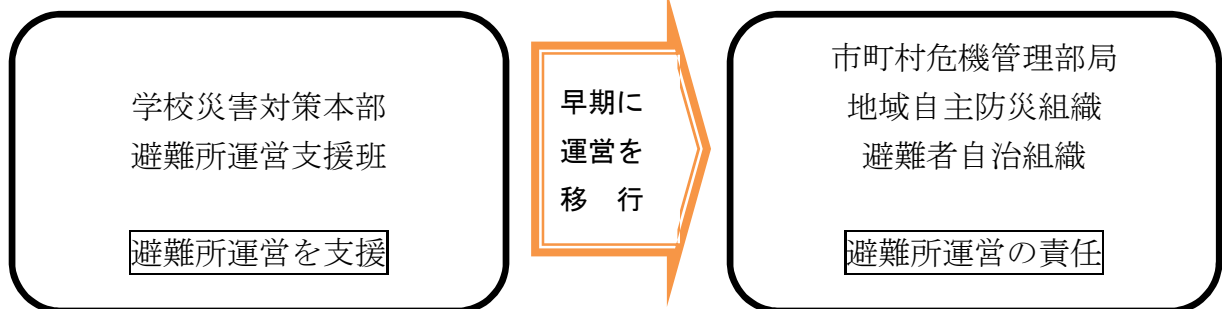
(役割班：総務、被災者管理、情報、食糧・物資、施設管理、保健・衛生、ボランティア)
(住民組：1組、2組、3組・・・)

避難所運営組織の例

避難所運営本部長は、市町村危機管理部局，地域自主防災組織，避難者自治組織の代表者が行うものであるが，災害発生時において該当者が避難所に存在しない場合は，校長が代理本部長を務める。

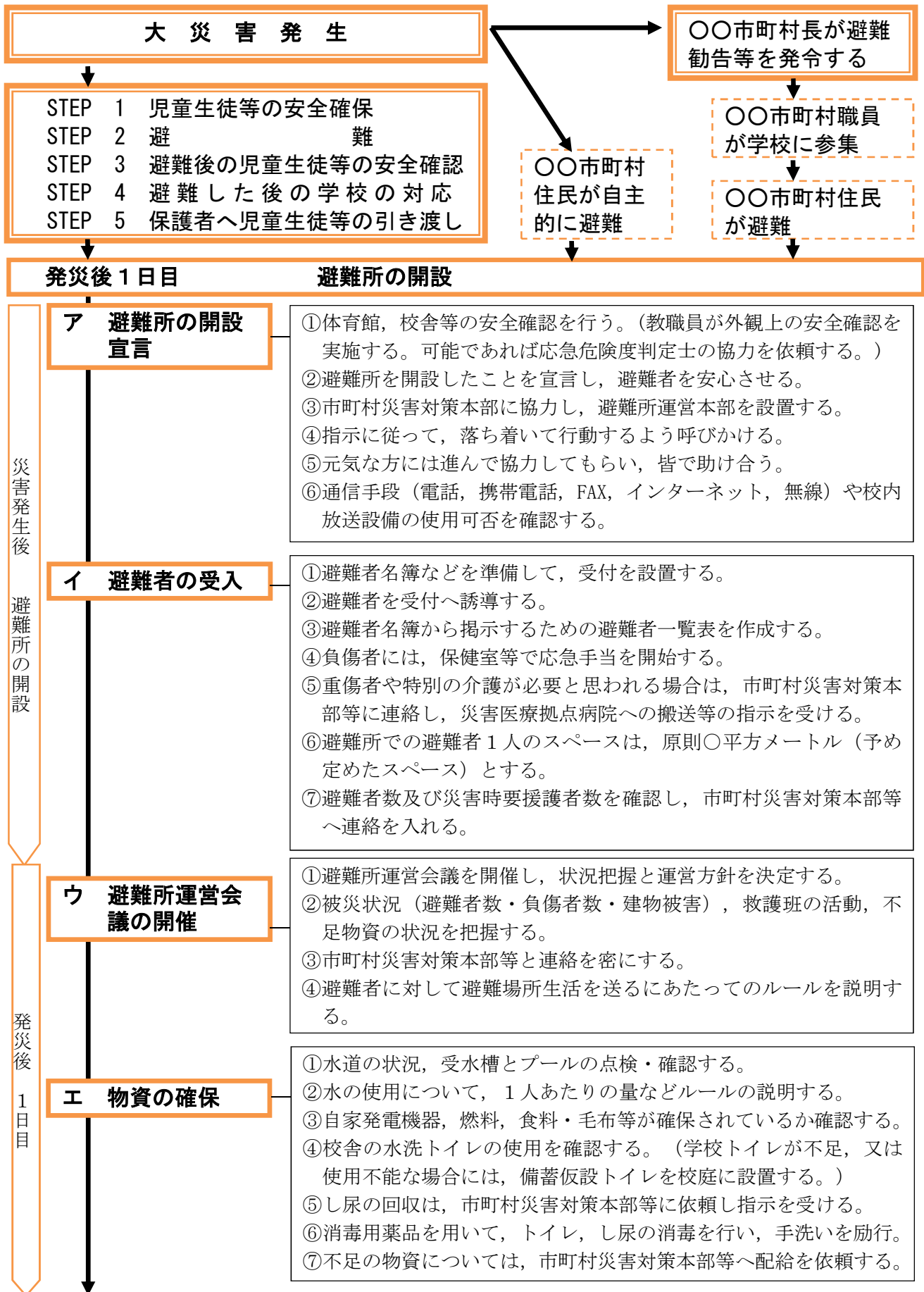


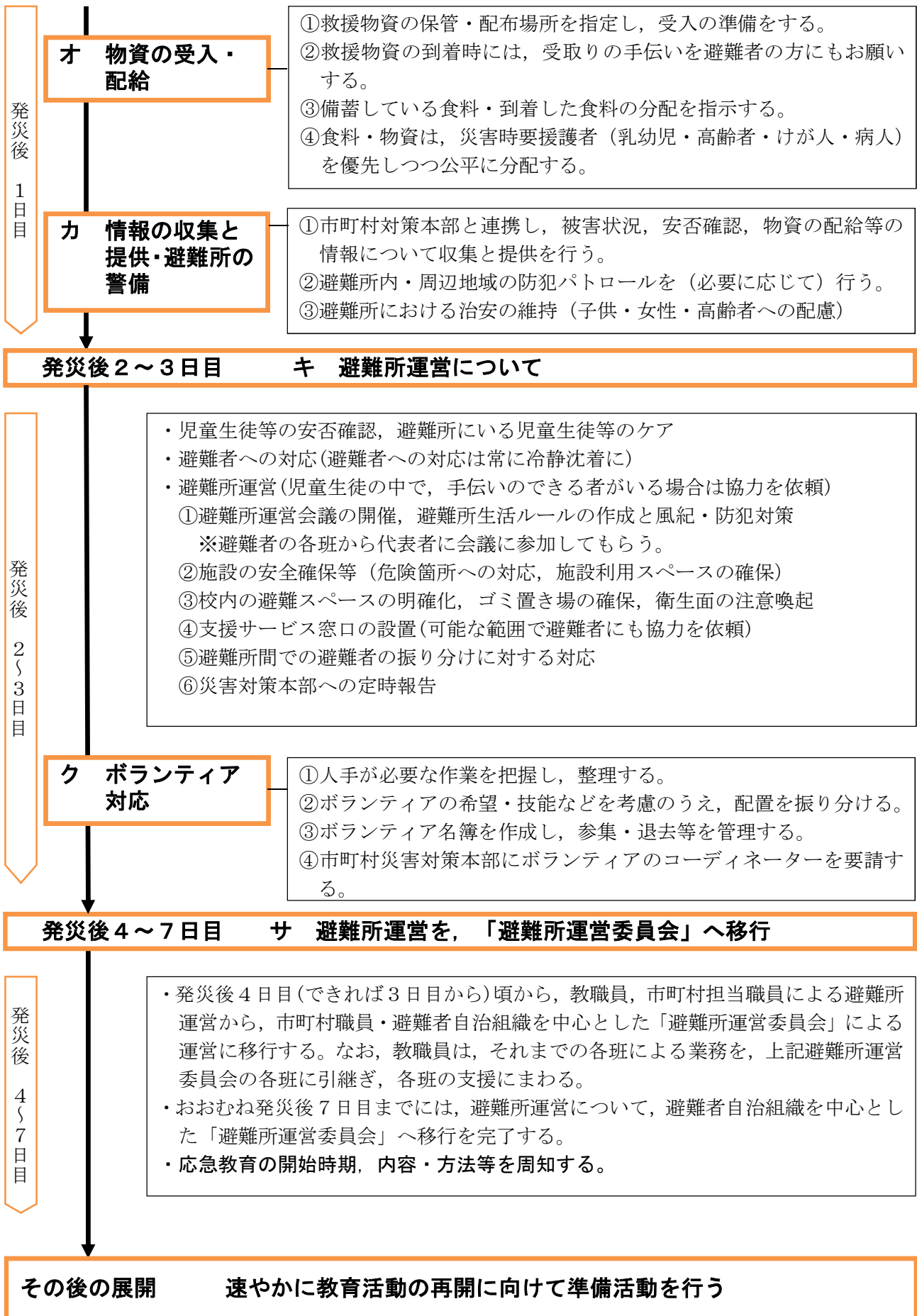
<避難所運営について>



(3) 避難所運営支援（基本対応及びその流れ）

（市町村危機管理部局が責任，教職員は支援する）





ア 避難所の開設宣言

- (ア) 発災後、避難所を開設するに当たって、教職員又は市町村職員は体育館、校舎等の安全を確認する。（安全確認をするまでの間、避難者を校庭で待機させる）
- (イ) なお、通信手段が不通になり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合も考えられるため、日頃から学校と市町村危機管理部局、地域自主防災組織等との連絡を密にとり、非常時の連絡方法や開設判断等について申し合わせをしておく。
- (ウ) 教職員又は市町村職員は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、市町村災害対策本部等へ報告する。なお、建物の安全確認は原則として、応急危険度判定士の診断を待つものであるが、そのような対応が期待できない場合は、教職員又は市町村担当職員で可能な限り安全を確認する。
- (エ) 校長室、事務室、職員室、保健室、放送室等については、特別な用途への使用、または学校管理上から開放しない。また理科実験等の特別教室は危険物が置かれているため、避難者の生活スペースとしては使用しない。なお、避難所生活を強いられる児童生徒等にとって、身体を動かすことができるスペースは「心のケア」において重要であるので、生活スペースとは別に、身体を動かすことができる程度の安全な（屋内）スペースを、避難所開設当初から確保しておく。
- (オ) 避難所での避難者 1 人当たりのスペースは、市町村危機管理部局等と調整のうえ、予め決めておく。
- (カ) 避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町丁単位で行う。

イ 避難者の受入

- (ア) 避難所へ避難者を受け入れる際には、人数等の把握や安否確認のための問い合わせに対応するため、市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、地区別に整理し、さらに 50 音順に整理した「避難者名簿」を作成し、保管する。（1 世帯 1 枚作成する）
なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。
- (イ) 災害時要援護者（高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5 歳未満の乳幼児等）等を把握する。災害時要援護者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境等の比較的良好な場所（トイレの近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。
- (ウ) 上記の場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。なお、災害時要援護者等については、市町村災害対策本部等と連絡をとり、災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための避難所へ移送ができるときは、移送させる。
- (エ) 保健室の鍵を解錠し、養護教諭等の指示で避難者の応急手当ができる状態に整える。その後、傷の清拭、消毒、ガーゼ、包帯等での応急処置を行う。
- (オ) 重傷者や特別の介護が必要と思われる場合は、市町村災害対策本部等に連絡し、災害医療拠点病院への搬送等の指示を受ける。
- (カ) 男女更衣室を設置し、プライバシーを確保する。

ウ 避難所運営委員会の開催

(ア) 避難所運営委員会を開催し、状況把握と今後の運営方針を決定する。なお、避難所運営本部の役員については、市町村危機管理部局、避難所運営支援班、避難者自治組織代表者等で構成するものとする。

(イ) 多くの避難者が、厳しい避難所環境の中で、より快適な共同生活を送るためには、最小限の生活ルールを定め、避難者全員で守ることが必要となる。参考までに主なルールの項目とその内容の例を示す。各避難所の状況に応じて、変更する。

避難所生活ルール（例）

1. 生活の時間

- 起床時間 6 : 00
- 消灯時間 21 : 00
- 食事時間 朝7 : 00, 昼12 : 00, 晩18 : 00
- 清掃時間 毎日9 : 00からみんなで協力して行う。

2. 生活の基本

- 各人の要望について：各組で組長を決めて、組長を通して運営委員会にあげる。
- 屋内は土足厳禁とし、履物は、各個人で管理する。
- 所持品や貴重品は各自で管理する。
- 弁当などの食べ残しは必ず処分しておく。
- 飲酒は他の人に迷惑をかけない程度にする。
- 理科室など、薬品や危険物がある立ち入り禁止区域には勝手に入らない。
- コンセントの使用：電気器具の使用については届け出を行う。
- 退所や避難所を移動する場合は、行き先などを必ず届ける。

3. 場所を決めて行うこと

- 喫煙は室外の指定場所で行う。
- 携帯電話は指定の場所で使用する。消灯時には、電源を切るかマナーモードにすること。
- 見舞客等の対応：面会場所を決めて、そこで対応する。
- ペットは室内には基本的に持ち込まない。室外の指定場所で保有者が管理する。

4. 水や物資の管理

- 飲料水やペットボトル、その他の食料などの物資は、所定の場所に集めて衛生面に気をつけて当番制（班）で管理する。

5. トイレ

- 出来るだけ1階を使用する。（トイレでは汚物は水で流し、紙類は別に処理する）
- 水は、当番制でプールなどから確保する。

6. ゴミ処理：ゴミは、決めた場所に集める。（分別処理を厳守すること）

7. 要介護者の生活：基本的に、家族単位で看る。

エ 物資の確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期の物資の確保に努める。

(7) 飲料水・生活用水の確保

- ・発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、受水槽、高置水槽の水を飲料水に使用する。なお、水道から水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
- ・水の使用については、1人当たりの使用量などルールを取り決め、避難者に対して、適切な管理に努める。（節水を呼びかける）
- ・水が不足する場合は、市町村災害対策本部等に給水を依頼する。（通信手段が不通となり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合は、教職員が経路の安全を確認しつつ、直接出向いて要請することもありうる。以下の各項目でも同様とする。）

(イ) 電気・照明器具の確保

- ・学校に自家発電機器がない場合、市町村災害対策本部等に情報連絡手段や照明用電源としての自家発電機器を確保しているかを確認する。確保している場合は配給を依頼する。
- ・学校においては、複数の懐中電灯、乾電池の予備を予め保管しておく。

(ウ) 燃料の確保・火気の使用

- ・発災当初の応急的な熱源として、灯油等を利用することが考えられる。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。
なお、燃料の供給については、市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(エ) 食料・毛布等の確保

- ・避難者の数を把握して、食料・毛布等の必要量を把握する。
- ・幼児・女性用の用品の必要量を把握する。
- ・市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(オ) 応急トイレの設置

- ・水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。なお、水道から水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
- ・学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。
- ・仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。トイレが不足する場合、市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。（また、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、市町村災害対策本部等から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。）

オ 備蓄物資、救援物資等の配給

(7) 備蓄物資の配給

- ・避難所専用物資を備蓄してある学校では、市町村災害対策本部等と協議した上で、避難

者に配給する。学校に食料等が備蓄されていない場合は、市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(イ) 救援物資の受入れ

- ・ 救援物資の受入れについては、市町村災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

(ウ) 配給方法の工夫

- ・ 物資の配給に当たっては、避難所運営組織の住民組の組長を利用するなど公平に配給するよう工夫する。また、食料・物資は、乳幼児・高齢者・けが人・病人を優先しつつ公平に配給する。

(エ) 備蓄物資の充実

- ・ 校長は、市町村災害対策本部等に対して避難所の備蓄物資について充実を図っていくように求めていく。

カ 情報の収集と提供・避難所の警備

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問い合わせが殺到するため、前述の避難者名簿を作成・整理し、対応する。

また、施設管理班は避難所（校内）に不特定多数の避難者が混在するため、子供や女性、高齢者等の弱者への配慮や被害の予防を兼ねて、避難所の治安の維持・警備に努める。

(ア) 情報収集

- ・ 市町村災害対策本部と連携し、正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。

(イ) 情報提供

- ・ 発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班は収集した情報をできるだけ早めに提供する。（また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する）
- ・ 発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。なお、放送設備は停電等で使用できない場合があるほか、放送設備が使用可能であっても、使用時は避難者に配慮して使用すること。
- ・ 外からの避難者の安否確認の問い合わせがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。
- ・ 避難者自治組織による運営がされるようになった場合には、運営会議等で市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。

キ 避難所運営について

(ア) 児童生徒等の安否確認、避難所にいる児童生徒等のケア

(イ) 避難者への対応（避難者への対応は常に冷静沈着に行う）

- ・ 孤立感を持たせない
- ・ 無理に励まさない
- ・ 具体的に建設的に
- ・ 心の傷に大小はない
- ・ あせらず、むりをせずに
- ・ 避難者の悩みの聞き手となる

(ウ) 避難所運営(児童生徒等の中で、手伝いのできる者がいる場合は協力を依頼)

- ・ 避難所運営会議の開催，避難所生活ルールの作成と風紀・防犯対策

※避難者の各班から代表者に会議に参加してもらう。

- ・ 施設の安全確保等（危険箇所への対応，施設利用スペースの確保）
- ・ 校内の避難スペースの明確化，ゴミ置き場の確保，衛生面の注意喚起
- ・ 支援サービス窓口の設置(可能な範囲で避難者にも協力をお願いする)

受付・窓口	役割・内容
避難所受付	避難者の登録，出入りの管理
物資配布窓口	物資の配布
食料配布窓口	食料・水の配布
広報窓口	電話呼出し対応，施設内の広報への問合せ対応
ボランティア受付窓口 (ボランティア班)	ボランティア受付

- ・ 避難所間での避難者の振り分けに対する対応
- ・ 災害対策本部への定時報告

ク ボランティアへの対応

- ・ ボランティアの受入については，避難所において人手が必要な作業を把握し，整理した上で，ボランティアの希望・技能などを考慮のうえ，配置を振り分ける。なお，ボランティア名簿を作成し，参集・退去等を管理すること。また，大量のボランティアが集中する場合は，市町村災害対策本部にボランティアのコーディネーターを要請し，周囲の避難所と協調してボランティアを受け入れる体制を整える。

サ 避難所運営を避難所運営委員会へ移行

- ・ 地域住民の活動の充実，行政職員の応援強化等により，避難者自治組織を中心とした避難所運営の体制が整い次第，早期の学校再開に取り組むため，**発災後4日から1週間程度を一応の目安として，教職員・市町村職員主体の運営から市町村職員・地域自主防災組織・避難者自治組織による避難所運営委員会の運営に移行させる。**
- ・ 教職員は，市町村職員・地域自主防災組織・避難者自治組織による避難所運営会議を設置するための班分けや代表者の選出などを支援する。
- ・ 運営が軌道に乗ってくれば，避難者自治組織が主体的に運営し，教職員は側面的な支援を行う。
- ・ 応急教育の開始時期，内容・方法等を周知し，教育活動の再開に向けて準備をする。

6 学校における教育活動の再開

6 学校における教育活動の再開

(1) 学校再開のための事前準備

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取組みであるが、学校が避難所となる場合教職員は避難所の運営について必要に応じ協力すべき立場となる。しかし、避難所の運営は、本来市町村が管理責任を負うものであり、教職員については学校における教育活動の再開（学校再開）のための業務に専念できるよう体制整備を図ることが重要である。

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、早期の教育活動再開のため、準備活動に学校再開班を中心として取り組む。

【平常時にしておくこと】

- ・ 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童生徒等の名簿などを被害にあわないところに保管しておく。
- ・ 学校が避難所になった場合を想定し、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、あらかじめ決めておく。
- ・ 学校が被災した場合、あるいは学校が地域の避難所となった場合に、各学校の実情に応じた教育活動の再開に向けての行程を確認しておくとともに、再開までの目標日数をあらかじめ設定しておく。

教育活動の再開の行程

大災害が発生し学校が被災、あるいは学校が地域の避難所となった場合

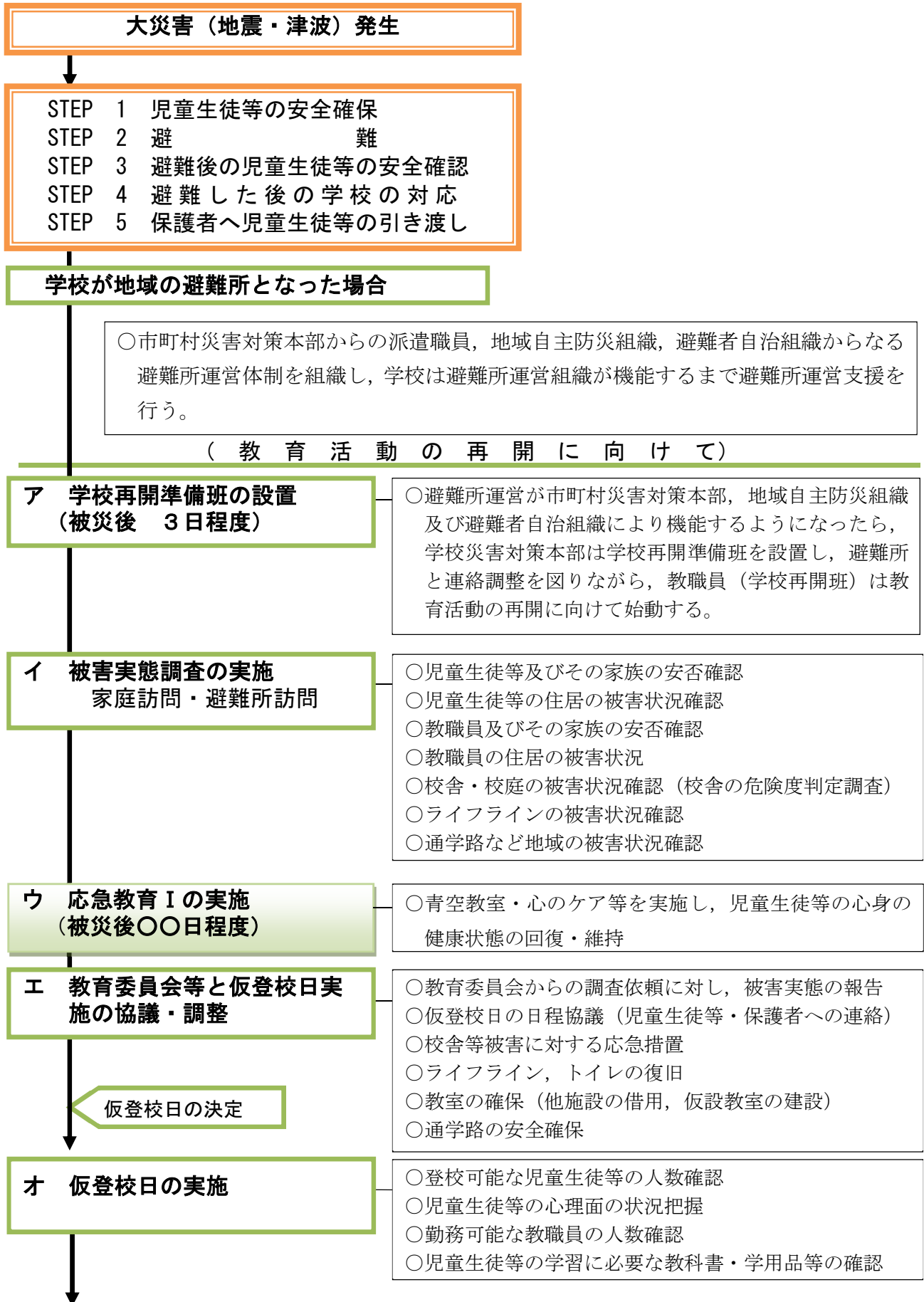
被災後	3日程度	学校再開準備班の設置
被災後	〇〇日程度	応急教育Ⅰの実施
被災後	〇〇日程度	応急教育Ⅱの実施
被災後	〇〇日程度	教育活動の再開

心のケア

(各学校の実情に応じて、目標日数を設定し、早期の教育活動の再開を目指す)

- ・ 応急教育Ⅰは、学校再開準備班を設置し、児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、出来るだけ早期に実施するものとし、青空教室・心のケア等さまざまな内容・実施形態が考えられる。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。
- ・ 応急教育Ⅱは、応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の教育活動の再開に繋いでいくものとする。

(2) 教育活動の再開（基本対応とその流れ）



大災害（地震・津波）発生

- STEP 1 児童生徒等の安全確保
- STEP 2 避難
- STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認
- STEP 4 避難した後の学校の対応
- STEP 5 保護者へ児童生徒等の引き渡し

学校が地域の避難所となった場合

○市町村災害対策本部からの派遣職員，地域自主防災組織，避難者自治組織からなる避難所運営体制を組織し，学校は避難所運営組織が機能するまで避難所運営支援を行う。

（教育活動の再開に向けて）

ア 学校再開準備班の設置
（被災後 3日程度）

○避難所運営が市町村災害対策本部，地域自主防災組織及び避難者自治組織により機能するようになったら，学校災害対策本部は学校再開準備班を設置し，避難所と連絡調整を図りながら，教職員（学校再開班）は教育活動の再開に向けて始動する。

イ 被害実態調査の実施
家庭訪問・避難所訪問

- 児童生徒等及びその家族の安否確認
- 児童生徒等の住居の被害状況確認
- 教職員及びその家族の安否確認
- 教職員の住居の被害状況
- 校舎・校庭の被害状況確認（校舎の危険度判定調査）
- ライフラインの被害状況確認
- 通学路など地域の被害状況確認

ウ 応急教育Ⅰの実施
（被災後〇〇日程度）

○青空教室・心のケア等を実施し，児童生徒等の心身の健康状態の回復・維持

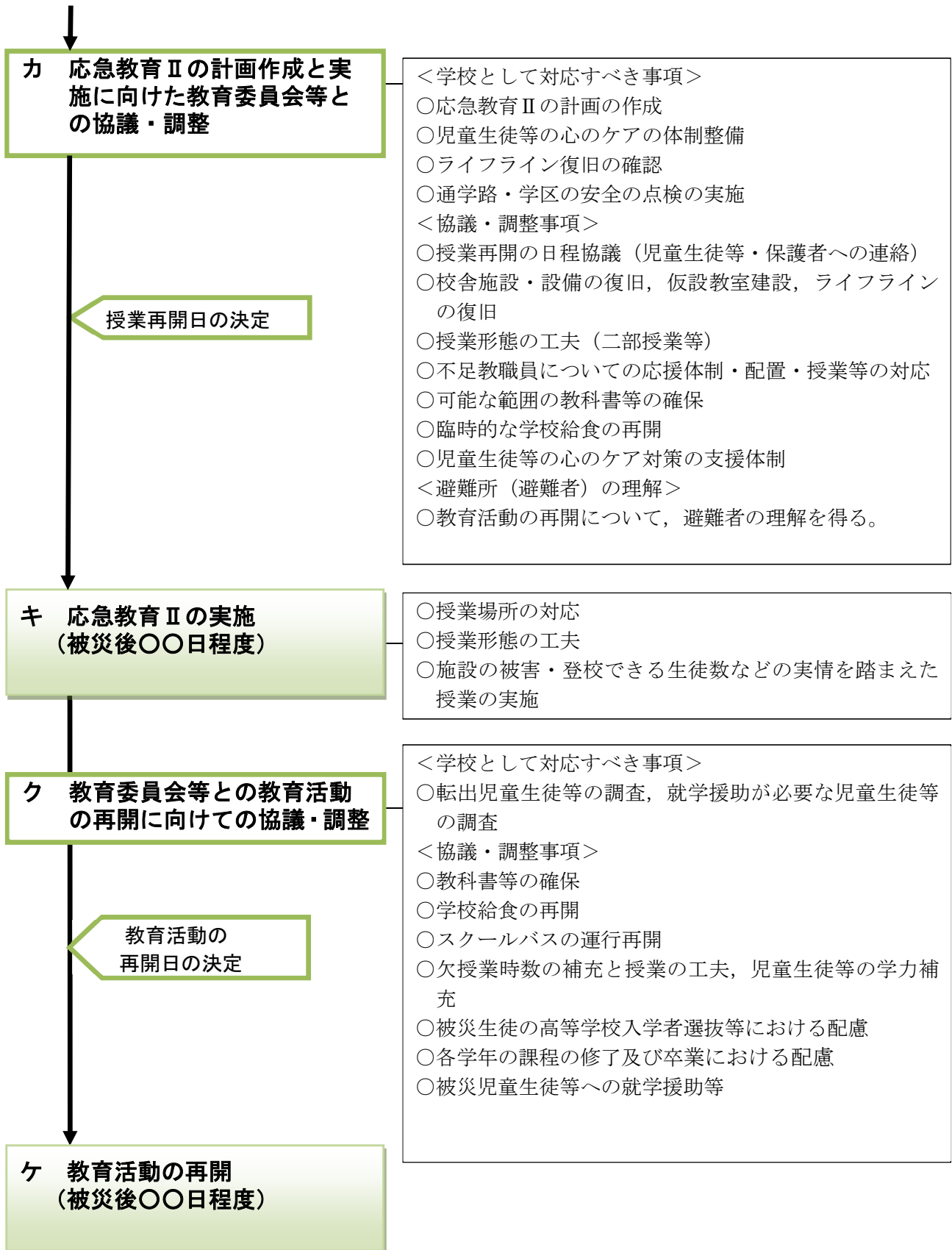
エ 教育委員会等と仮登校日実施
の協議・調整

- 教育委員会からの調査依頼に対し，被害実態の報告
- 仮登校日の日程協議（児童生徒等・保護者への連絡）
- 校舎等被害に対する応急措置
- ライフライン，トイレの復旧
- 教室の確保（他施設の借用，仮設教室の建設）
- 通学路の安全確保

仮登校日の決定

オ 仮登校日の実施

- 登校可能な児童生徒等の人数確認
- 児童生徒等の心理面の状況把握
- 勤務可能な教職員の人数確認
- 児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品等の確認



ア 学校再開準備班の設置

(ア) 目的

学校に避難所が設置されている場合、教育活動の再開に関して、避難者や地域住民などの理解が必要となるため、学校再開準備班を設置し、そのための調整活動を行う。

(イ) 設置時期

災害発生直後は、学校は、学校災害対策本部の活動が中心となるが、被害の規模、程度により状況は異なるものの、避難所が市町村により運営される時期（災害発生後3日程度経過した時点）からは、教育活動の早期再開に向けた準備活動を開始する必要がある。

(ウ) 構成

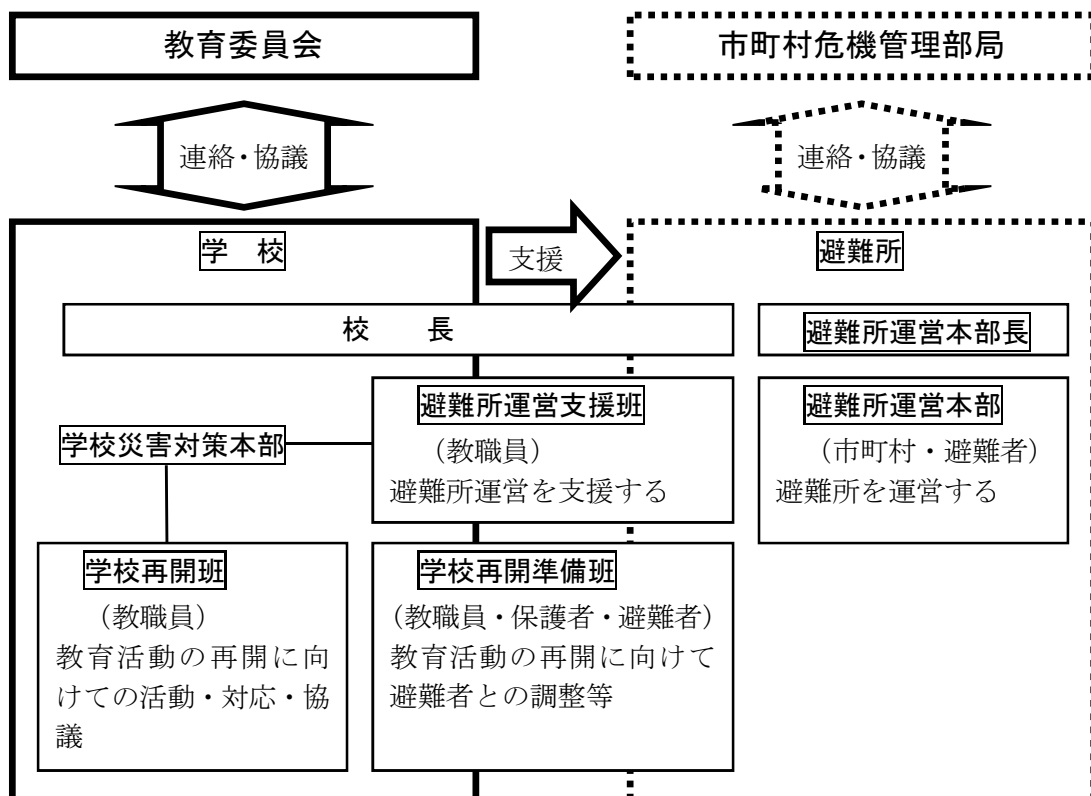
構成メンバーは、校長、副校長・教頭、教職員代表、運営委員代表、保護者代表等とする。

(エ) 役割

学校再開準備班は、教育活動の再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。

- ・ 学校再開について、仮登校日、応急教育の実施などについて、事前に趣旨説明を行い避難者や地域住民の理解を得る。
- ・ 避難所として継続して使用するスペースと学校再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定をする。

<関係図>



イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難所訪問）

(7) 児童生徒等の安否確認・被害調査

児童生徒等及びその家族の安否確認を行い、同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、児童生徒等の住居の被害状況の確認も行う。安否確認にあたっては、地域自主防災組織、市町村災害対策本部等の協力も得る。さらに、被災地以外に避難している児童生徒等の把握も、今後の教育活動の再開に向けて必要になるため行う。

(イ) 教職員の安否確認・被害調査

教職員及びその家族の安否確認を行い同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、教職員の住居の被害状況の確認も行う。

(ウ) 校舎・校庭の被害状況の確認

校舎等の危険度判定調査を応急危険度判定士の診断により実施し、危険区域については、立ち入り禁止区域の標示を行う。さらに、校舎のライフライン（電気、水道、ガス、電話）の被害状況を確認する。なお、被災状況の調査については、教育委員会等と連携を図り実施する。校庭についても、地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

(エ) 通学路など地域の被害状況確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れなど、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

ウ 応急教育 I の実施

児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、応急教育 I（青空教室・心のケア等）を実施する。この時期の応急教育 I は、学年・組・教科・時間等の区別のないものであり、参加できる児童生徒等を対象（避難所等に避難している児童生徒等）に実施する。児童生徒等の心の安らぎを与えることを目的とし、ゲーム・遊び・運動・お話など創意工夫して実施する。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。

エ 教育委員会等と仮登校日実施の協議・調整

(7) 教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態を報告

- ・ 災害発生時緊急報告用紙（Ⅲ資料参照）
- ・ 教育活動の再開見通し報告（Ⅲ資料参照）

(イ) 被害実態調査をもとに教育委員会等との協議・調整

教育活動の再開に向けて、校舎等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や教育委員会と協議・調整していく。仮登校日の実施に向けて、その主な項目としては、次のような内容となる。

- ・ 仮登校日の日程協議
- ・ 校舎等被害に対する応急措置
- ・ ライフライン、トイレの復旧
- ・ 教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・ 通学路の安全確保

オ 仮登校日の実施

児童生徒等・教職員の安否確認ができ、校舎・教室・通学路の安全が確認できたら、応急教育Ⅱの実施の準備として、仮登校日を実施する。校舎が使用できない場合は、校庭で全校集会を行う形態や学年ごとに集会を行う形態でもよい。仮登校日では、教職員は児童生徒等、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明する。また、心のケアの視点から、児童生徒等を暖かく包み込み、子どものつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切である。

なお、仮登校日の児童生徒等・保護者への連絡については、**イ 被害実態調査の実施**（家庭訪問・避難所訪問）により作成した一覧表を活用する。

<仮登校日の確認事項>

- ・登校可能な児童生徒等の人数確認
- ・児童生徒等の心理面の状況把握
- ・勤務可能な教職員の人数確認
- ・児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品等の確認

カ 応急教育Ⅱの計画作成と実施に向けた教育委員会等との協議・調整

大災害を体験した児童生徒等は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けている。また、家屋の倒壊や教科書・学用品も失っている児童生徒等も多い。

従って、学校を再開しても、多くの児童生徒等は、すぐに通常の授業を受けるという心理状況までに回復していない状況が容易に想像される。このような状況や各学校及び地域の実情を踏まえ、学校はどのような形で授業を再開できるのか、授業を再開するために最低限必要な事項はなにか、教育活動の再開に向けた応急教育Ⅱの計画を作成するとともに、教育委員会等関係機関と協議・調整を行う。

<学校として対応すべき事項>

(ア) 応急教育Ⅱの計画の作成

- ・登校可能な児童生徒等の人数の確認（これまでの安否確認や仮登校日の結果を分析して、登校可能な児童生徒等の人数を把握する。）
- ・勤務可能な教職員数の確認
- ・使用可能教室と教材・教具の把握（学校再開準備班と避難所住民との話し合いにより授業に使える教室を確保する。なお、使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。）
- ・教科書・学用品のない児童生徒等の人数を把握し、不足分の手当てをする。（教育委員会に申請、ボランティア物資等による補充）

(イ) 児童生徒等の心のケアの体制整備

(ウ) ライフラインの復旧の確認

(エ) 通学路・学区の安全点検の実施（危険な場合は、通学路を変更）

- ・通学路の安全点検の実施に際しては、PTAや教育委員会と連携を図り協力を得る。
- ・余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の児童生徒等に危害が及ばないか点検する。
- ・道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。

＜教育委員会等との協議・調整事項＞

- (ア) 授業再開の日程協議（児童生徒等，保護者への連絡）
- (イ) 校舎施設・設備の復旧，仮設教室建設，ライフラインの復旧
- (ウ) 授業形態の工夫（二部授業等）
- (エ) 不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応
- (オ) 可能な範囲の教科書等の確保
- (カ) 臨時的な学校給食の再開
- (キ) 児童生徒等の心のケア対策の支援体制

＜避難所（避難者）の理解＞

学校再開準備班は，教育活動の再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動を行う。また，教育活動の再開に向け，避難者に対して，避難スペースの縮小・移動など，十分な説明・情報提供を行い，理解を求める。

キ 応急教育Ⅱの実施について

- (ア) 応急教育Ⅱについては，応急的に行う授業であり，教育環境の復旧と共に，学級の再編，短縮授業，午前・午後の二部授業，仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し，平常時の学校教育活動へ近づけていくものとする。

また，被災により家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒等一人ひとりの心の安定を取り戻すため，心のケアについても継続して取り組む。

応急教育Ⅱを行うための校舎(授業場所)の例	学習形態の例
<ul style="list-style-type: none"> ・単独再開 ・本校舎と仮設校舎での再開 ・仮設校舎のみでの再開 ・臨時校区による再開 ・周辺校で分散しての再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の再編 ・二部授業（午前・午後） ・隣接校との連携分散授業 ・校区内施設や他の施設利用した授業

- (イ) 校長は，次のとおり，各学校の実情に応じて，応急教育活動を実施する。

＜施設の被害による対応＞

施設の被害が軽微な場合	・各学校において，速やかに応急措置をとり，授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	・残存の安全な教室や特別教室等の転用により，学級合併授業，一部又は全部の二部授業を行う。
施設の使用が全面的に不可能な場合	・教育委員会と連携し，近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は，仮設教室の建設を行い，授業を再開する。

＜登校した生徒による対応＞

登校した生徒等の人数が5割未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に必要な日数を予想して臨時休校の期間を定める。 ・登校した生徒等で被災しなかった者は，学校の復旧活動にあたる。または，同一地区内の地域の復旧援助活動にあたる。
--------------------	---

	る。あるいは、地域市町村災害対策本部の要請に応じて緊急救護活動にあたる。
登校した生徒等の人数が5割以上7割未満で、学校の被災が僅少の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・午前中特別授業を行う。 ・午後は校内復旧作業，又は地域の復旧援助活動にあたる。
登校した生徒等の人数が7割以上で、学校施設が全面的に利用できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・極力授業を行う。

ク 教育委員会等と教育活動の再開に向けての協議・調整

以下の事項について教育委員会等関係機関と協議・調整を行い，一日も早い平常時の教育活動の再開を目指す。また，施設・備品・教材等の教育環境の整備にも取り組むとともに，被災した児童生徒等の心のケアについても継続して行う。

<学校として対応すべき事項>

(ア) 転出児童生徒等の調査，就学援助が必要な児童生徒等の調査

<教育委員会等との協議・調整事項>

- (ア) 教科書等の確保
- (イ) 学校給食の再開
- (ウ) スクールバスの運行再開
- (エ) 欠授業時数の補充と授業の工夫，児童生徒等の学力補充
- (オ) 被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮
- (カ) 各学年の課程の修了及び卒業における配慮
- (キ) 被災児童生徒等への就学援助等

ケ 教育活動の再開

被災後，ア～クの行程を経て，平常時の教育活動の再開となる。なお，被災した児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じるような場合は，教育委員会等と協議の上，可能な限り，補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮する。

III 資料

Ⅲ 資 料

1	地震発生後約6分で津波が到達する地域の対応マニュアル(例)・・・	62
2	地震発生後に津波の恐れがない地域の対応マニュアル(例)・・・	64
3	防災対策委員会編成表(例)・・・	66
4	学校防災予防管理組織表(例)・・・	66
5	学校災害対策配備計画(例)・・・	67
6	自主点検検査チェック票(日常)(例)・・・	68
7	自主点検検査チェック票(定期)(例)・・・	69
8	引き渡しカード(例)・・・	70
9	避難者名簿(例)・・・	71
10	アクションカード「学級担任」(例)・・・	72
11	災害発生時緊急報告用紙(様式1)・・・	73
12	災害発生時緊急報告用紙(様式2)・・・	74
13	教育活動の再開見通し報告(例)・・・	75
14	防災訓練チェックシート・・・	76
15	学校防災計画チェックシート・・・	78
16	徳島県災害対策本部運営規程構成図・・・	80
17	平成24年度市町村災害時連絡先名簿・・・	81
18	平成24年度消防関係災害時連絡先名簿・・・	81
19	改訂委員名簿・・・	82

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」

(平成24年 8月)

津波想定「徳島県津波浸水想定」

(平成24年10月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
児童生徒等・頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度6強を想定）

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

校内放送・ハンドマイク：

「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、避難場所に避難しなさい。」

津波発生

STEP 2 避難

第1波		最大波 (第3波)	
6分	4m	37分	8.3m

一次避難場所

二次避難場所

- ・即座に、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。(情報収集する)

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処
- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

学校が使用できる場合は、学校へ移動。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

- ①児童生徒等は全員無事、 へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
一次避難場所	<p>○地震発生 ・震度○○以上</p> <p>○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波警報発令 ・津波到達予想時刻が○○分以内</p>	<p>避難場所：学校の北出入口より，国道を通り，○○山の○○広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮避難所に設置 → ○○市役所に移動する 地図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。</p> </div>
二次避難場所	<p>○地震発生 ・震度○○以上</p> <p>○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が○○分以上</p>	<p>避難場所：第1次避難場所から国道を通り，○○山の○○広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮避難所に設置 → ○○市役所に移動する 地図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>地図上に、二次避難場所と避難経路を記入する。</p> </div>

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会」

(平成24年8月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
児童生徒等・頭部を保護する準備をする。(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる。

地震発生(震度6強を想定)

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

STEP 1 児童生徒等の安全確保

校内放送・ハンドマイク：
「地震が発生しました。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い、
避難場所に避難しなさい。」

STEP 2 避難

第一次避難場所

- ・揺れがおさまったら、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、土砂災害等に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

学校が地震により使用できない場合、一次避難場所にて待機する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処
- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と地域周辺の状況等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)

学校が使用できる場合は、学校内へ移動する。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の2点を連絡する。(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等)

- ①児童生徒等は全員無事、 へ避難し待機中
- ②通学路の安全を確認したら、下校させるので迎えに来て下さい。(危険な場合は無理をしない)

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
○地震発生 ・震度〇〇以上	<p data-bbox="448 264 1358 297">避難場所：グラウンド中心部 災害対策本部：校長室</p> <p data-bbox="448 302 807 336">集合形態：クラスごとに1列</p> <p data-bbox="448 340 735 374">災害対策本部：校長室</p> <p data-bbox="448 378 512 412">地図</p> <div data-bbox="467 427 1401 1308" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p data-bbox="515 488 1118 521">地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。</p></div>

学校災害対策本部 配備編成計画（例）

学 校 名	〇〇〇〇 学校
本部長名（職）	〇〇 〇〇（校 長）
・職務代行順位	1 〇〇 〇〇（副校長・教頭）
・代行者名	2
・（職）	3

配 備 体 制		
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制
1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。
職務代行順位・氏名（職）	職務代行順位・氏名（職）	職務代行順位・氏名（職）
1 〇〇 〇〇（教諭） 2 〇〇 〇〇（教諭） ・ ・ ・	第1非常態勢に加えて、 1 〇〇 〇〇（教諭） 2 〇〇 〇〇（教諭） ・ ・ ・	全職員

自主点検検査チェック票（定期）（例）

検査実施項目及び確認箇所			検査日	結果	検査者名
建物構造等	柱、梁、壁、床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	天井	・仕上材に、はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。			
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落、落下のおそれのある弛み、ガラス等のひび割れはないか。			
	その他	・防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。			
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。			
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。			
	避難口（出入口）	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か、又付近に支障となる物品は置いていないか。			
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。			
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化してないか。			
	石油ストーブ ガスのストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。			
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。			
	薬品類 医薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。			
	食器類	・転倒・落下し、破損・飛散しないか。			
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。			
	工作機械 工作用具	・転倒・落下したりしないか。			
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は、有資格者が定期的に検査しているか。			
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり、移動したりしないか。			
	テレビ コンピュータ	・転倒、落下、移動したりしないか。			
	照明器具	・落下したりしないか。			
	サッカーゴール等	・転倒したりしないか。			
	ブロック塀等	・破損、転倒等しないか。			
注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。 2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。 ※ その他、学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。			防火管理者 確認		

引き渡しカード（例）

学年		組		氏名		血液型	
住 所					地区名		
保護者名			続柄		電 話		
兄弟姉妹							
緊急時連絡先							
引 渡 時 記 入 欄							
引 取 者				児童等との関係			
引渡日時	月	日（ ）	時	分	教 職 員 名		
避難場所	自宅・その他（ ）			特 記 事 項			

- ・事前に必要事項を記入し，学級担任等が保管しておく。
- ・児童生徒等を引き渡す際に，引渡時記入欄を記入してもらい学校が保管することにより，保護者に確実に引き渡す。

避難者名簿（例）

避難者名簿					
<div style="text-align: center; font-size: 24px; margin-bottom: 5px;">○ ○ ○地区</div> 市町村の地区別名を囲みの中に記入		避難エリア			
<div style="text-align: center; font-size: 24px; margin-bottom: 5px;">○ ○</div> 整理しやすいように例えば名字の最初の2文字をひらがなで囲みの中に記入		入所日 月 日		転出日 月 日	
		代表連絡先		携帯番号：	
				E-mail：	
No.	ふりがな 氏 名	性別	年齢	住 所	転出問い合わせ 対応（注）
例	とくしま たろう 徳島 太郎	男	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・	
1					
2					
3					
4					
5					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 備考欄（家族に、入れ歯やめがねの不備、常時服用している薬、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書き下さい。） </div> <p>注：外部からの転出問い合わせに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。なお、転出の際は（ 担当）に連絡するとともに、当該学校に在籍する児童生徒等がいる世帯等については、必ず転出先を確認する。</p>					
転出先住所					
電話番号					

※あらかじめ、市町村の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておく。

アクションカード「学級担任」(例)

あるいは、担当者ごとのアクションカードを作成するのも、よいでしょう。

(校長用・学級担任用・養護教諭用・事務職員用等、個々に作りましょう)

人物	場所	役割分担
学級担任	学級教室	児童生徒等の避難誘導・安全確保
STEP 1 児童生徒等の安全確保 ・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」		
STEP 2 避難 ・大きな声での確かに指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。 ・児童生徒名簿等を携帯する。		
STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 ・児童生徒等の安否確認をする。		
STEP 4 避難した後の学校の対応 大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、 ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡 ・児童生徒等の不安に対する対処		
STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し 保護者へ以下の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等) ①児童生徒等は全員無事、 <input type="text"/> へ避難し待機中 ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。 ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。(危険な場合は無理をしないこと)		
連絡先等	〇〇校長 携帯番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	メール 〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇教頭 携帯番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	メール 〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇学年主任携帯番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	メール 〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇学校 電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	代表メール 〇〇〇〇〇〇〇〇

○災害発生時、県教委教育総務課において必要と判断した場合、県立学校・市町村教育委員会へ被害調査を依頼する。
 ○依頼を受けた県立学校は、この様式1にて4箇所へ同時送信する。(小・中学校は市町村教委へ送信する)

送付先	徳島県教育委員会教育総務課(施設整備課含む)	宛	088-621-2879
	徳島県教育委員会教職員課	宛	088-621-2881
	徳島県教育委員会学校政策課(特別支援教育課含む)	宛	088-621-2882
	徳島県教育委員会体育学校安全課	宛	088-621-3173
	〇〇〇〇市町村教育委員会	宛	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

校名		記入者職・氏名	
電話		記入日	月 日
FAX		記入時間	時 分

児童生徒等・教職員の被害状況(あり・なし)						
	在籍数	被害なし	死亡	行方不明	怪我	その他
児童生徒						
教職員						
被害者の情報	(学年・性別・状況・内容等を記入)					

学校の被害状況(あり・なし)		
施設名	被害状況	
ライフラインの被害状況		
電気	使用 可・不可	被害状況()
水道	使用 可・不可	被害状況()
ガス	使用 可・不可	被害状況()
電話	使用 可・不可	被害状況()
トイレの使用の可否		
トイレの場所	被害状況	

学校が避難所となった場合の対応状況(あり・なし)			
避難所として開放した建物名(教室名)	状況		
避難所に避難している人数	人	避難所に避難している世帯数	世帯

注：人数等が未確定な場合は報告時点で判明した人数を記入し、確定後に再度報告してください。

学校教育活動の再開見通し報告（例）

校名		記入者職・氏名	
電話		記入日	月 日
FAX		記入時間	時 分
仮登校日	月 日	曜日	時 分
登校場所			

登校可能な児童生徒等の人数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考	計
登校数								
在籍数								

勤務可能な教職員等の人数								
	校長	副校長・教頭	教員	養護	事務	技師等	その他	計
出勤数								
在籍数								

不足する教科書の状況					
学 年	教科書	冊 数	学 年	教科書	冊 数

不足する学用品の状況		
学用品名	数 量	備 考 冊 数

不足する教材・教具の状況		
教材・教具名	数 量	被害状況・復旧見込み等

その他連絡事項（転校希望者数など）

防災訓練チェックシート [地震・津波避難訓練 編] (例)

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程	※ 防災訓練実施計画を作成し、実施後には自己評価を行きましょう。 ○年○月○日○曜日 ○○:○○~○○:○○ 校内放送にて 教頭「地震・津波が発生しました。生徒の皆さんは……」 ○○:○○~○○:○○ 避難 ○○:○○~○○:○○ 生徒の安全確認		
内 容	・		
そ の 他	・		
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○：できている △：改善の余地あり ×：できていない			
項 目		チェック	
(ア) 地震発生時の安全確保について			
・ 机の下などに入ったり、頭部を保護したりする行動は、迅速に正しくなされたか。			
・ 教職員は、決められた指示を明確にできたか。			
・ 全校的指示は適切であったか。			
・ 配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。			
(イ) 校舎外への避難について			
・ 避難経路での混雑等はなかったか。			
・ 避難経路で地震時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。			
・ 児童生徒等の避難行動に問題はなかったか。			
・ 避難場所や避難経路の選択は適切であったか。			
(ウ) 校庭での対処			
・ 校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。			
・ 非常持ち出し物はそろっていたか。			
・ 教職員は予定された役割を遂行できたか。			
・ 児童生徒等の人員確認は迅速にできたか。			
・ 情報の収集のための機材、手段は確保されたか。			
(エ) 問題点の集約(集点づけ)と改善策			
・ 改善すべき問題はどのようなものか。			
.....			
・ 次回の訓練計画をどう修正すればよいか。			
.....			

防災訓練チェックシート [火災避難訓練 編] (例)

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程	<p style="text-align: center;">〇年〇月〇日〇曜日</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 校内放送にて 教頭「火災が発生しました。生徒の皆さんは・・・」</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 避難</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 生徒の安全確認</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 消火訓練</p>		
内 容	・		
そ の 他	・		
<p>防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。</p> <p style="text-align: center;">○：できている △：改善の余地あり ×：できていない</p>			
項 目		チェック	
(ア) 校舎外への避難について			
・ 避難経路での混雑等はなかったか。			
・ 避難経路で火災発生時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。			
・ 児童生徒等の避難行動に問題はなかったか。			
・ 避難場所や避難経路の選択は適切であったか。			
・ 配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。			
(イ) 校庭での対処			
・ 校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。			
・ 非常持ち出し物はそろっていたか。			
・ 教職員は予定された役割を遂行できたか。			
・ 児童生徒等の人員確認は迅速にできたか。			
・ 情報の収集のための機材、手段は確保されたか。			
(ウ) 問題点の集約(集点づけ)と改善策			
・ 改善すべき問題はどのようなものか。			
・ 次回の訓練計画をどう修正すればよいか。			

学校防災管理マニュアル改訂委員

委員長	徳島県教育委員会副教育長	原内 司
委員	徳島県市町村教育委員会教育長会会長	石井 博
委員	海部高等学校長（徳島県高等学校長協会代表）	富田 充宏
委員	川内中学校長（徳島県中学校長会代表）	橋本 通宏
委員	海南小学校長（徳島県小学校長会代表）	岡田 啓
委員	徳島県PTA連合会会長	谷 明彦
委員	徳島県高等学校PTA連合会副会長	入村 兼司
委員	徳島県消防長会会長	瀬川 安則
委員	南海地震防災課長	楠本 正博
委員	教育総務課長	白井 俊
委員	施設整備課長	仁木 弘
委員	教職員課長	尾崎 好秋
委員	学校政策課長	西浦 宏明
委員	特別支援教育課長	富樫 敏彦
委員	体育健康課長	林 博子
アドバイザー	徳島大学大学院教授	中野 晋
特別協力者	徳島大学環境防災研究センター助教	粕淵 義郎

（各委員の所属は平成23年度時点で記載しています。敬称略）

学校防災管理マニュアル

（平成25年3月）

発行 徳島県教育委員会
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-3166